

平成29年 9 月定例会

南伊豆町議会会議録

平成 29年 9 月 6 日 開会

平成 29年 9 月 26日 閉会

南伊豆町議会

平成29年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	8
漆田修君	9
谷正君	25
比野下文男君	42
渡邊哲君	53
横嶋隆二君	60
○散会宣告	76
○署名議員	77

第2号（9月7日）

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	80
○出席議員	81
○欠席議員	81

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	8 1
○職務のため出席した者の職氏名	8 1
○開議宣告	8 2
○議事日程説明	8 2
○会議録署名議員の指名	8 2
○一般質問	8 2
加 畑 毅 君	8 2
清 水 清 一 君	9 6
○報第5号の上程、説明、質疑	1 1 6
○報第6号の上程、説明、質疑	1 1 7
○議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○議第61号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 2 2
○議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議第74号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 3
○議第75号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 6
○議第76号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 5 8
○議第77号～議第79号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	1 6 0

○議第80号の上程、説明、質疑、委員会付託	164
○議第81号の上程、説明、質疑、委員会付託	166
○議第82号～議第84号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	168
○議第85号の上程、説明、質疑、委員会付託	172
○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○散会宣告	179
○署名議員	181

第 3 号 (9月26日)

○議事日程	183
○本日の会議に付した事件	184
○出席議員	184
○欠席議員	184
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	184
○職務のため出席した者の職氏名	185
○開議宣告	186
○議事日程説明	186
○会議録署名議員の指名	186
○議第61号の委員長報告、質疑、討論、採決	186
○議第73号の委員長報告、質疑、討論、採決	188
○議第74号～議第76号の委員長報告、質疑、討論、採決	196
○議第77号～議第80号の委員長報告、質疑、討論、採決	199
○議第81号～議第84号の委員長報告、質疑、討論、採決	202
○議第85号の委員長報告、質疑、討論、採決	205
○議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	207
○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	208
○発議第1号の上程、説明、採決	210
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	212
○議員派遣の件	212
○閉議及び閉会宣告	212

○署名議員..... 2 1 5

平成29年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年9月6日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程台 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	渡邊 哲 君	2番	比野下 文 男 君
3番	加畑 毅 君	4番	谷 正 君
5番	長田 美喜彦 君	6番	稲葉 勝 男 君
7番	清水 清 一 君	8番	漆田 修 君
9番	齋藤 要 君	10番	渡邊 嘉 郎 君
11番	横嶋 隆 二 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡部 克 仁 君	副 町 長	橋本 元 治 君
教 育 長	小澤 義 一 君	総 務 課 長	大年 美 文 君
企 画 課 長	菰田 一 郎 君	地方創生室長	勝田 智 史 君
地域整備課長	鈴木 重 光 君	商工観光課長	齋藤 重 広 君

町民課長	高橋健一君	健康福祉課長	渡辺雅之君
教育委員会 教育事務局長	大野孝行君	生活環境課長	飯田満寿雄君
会計管理者	高野克巳君	総務係長	山本広樹君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	主事	齋藤貴成
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（齋藤 要君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成29年9月南伊豆町議会例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 長 田 美喜彦 君

6番議員 稲 葉 勝 男 君

◎会期の決定

○議長（齋藤 要君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの21日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（齋藤 要君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成29年6月定例会以降開催をされました行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したのでご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（齋藤 要君） 日程第4、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

ただいまより平成29年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、平成29年6月定例会以後の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、南伊豆町生涯活躍のまちづくりの推進について。

平成28年4月、生涯活躍のまちが制度化された地域再生法の一部を改正する法律が成立したことから、本年3月に地域再生計画を国に提出し、6月には同計画の認定を受けました。

あわせて7月には、本町と千葉県匝瑳市が生涯活躍のまち形成支援チームの対象自治体に選定されたため、国の支援を受け、生涯活躍のまちづくり事業に取り組むことといたしました。

加えて8月には、まち・ひと・しごと創生本部による事業ヒアリングが終了したことから、今後は同本部担当職員による現地ヒアリングが予定されております。また、生涯活躍のまちづくり事業における拠点施設整備予定地となる共立湊病院跡地取得の進捗状況については、8月末に同組合による旧病院建物等の解体設計業務委託が完了したことから、今後は同組合議会において解体関係予算と財産処分との審議が予定されており、これらが可決、成立した後には、本町議会において財産取得に関するご審議を賜りたく準備を進めてまいります。

2、自治体間連携について。

7月14日、新潟県小千谷市において、杉並区を中心とした9自治体による第4回地方創生交流自治体連携フォーラムが開催され、本町における特別養護老人ホーム「エクレシア」整備事業を初めとした杉並区との交流連携事業の取り組みについて紹介してまいりました。今後もこのような自治体間連携の進化を図り、新たな可能性の創造、さらなる地方創生の推進に取り組んでまいります。

なお、次年度の第5回地方創生交流自治体連携フォーラムについては、本町が開催地となりますので、ご報告申し上げます。

3、石廊崎オーシャンパークの整備状況について。

平成29年第1回臨時会でご承認をいただきましたジャングルパーク跡地、温室等解体工事においては、6,000平方メートルの解体現場において設計を上回る高低差が判明したことから、足場確保などでさらなる安全対策が必須となり、同温室内の残存樹木等に係るリサイクル処理問題などで不測の物量が確認されたため、設計変更を余儀なくされております。

当該施設整備においては、平成31年4月開園を目指す中、内外に広く情報発信が進められ、円滑な事業推進を図るためにも適切な工程管理が求められております。このため、本定例会に補正予算を計上させていただきましたので、アクセス道路整備計画にかかわる議案とともにご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4、南伊豆町健康福祉センターの整備状況について。

8月末における工事進捗率は25%となっており、現在は基礎及び躯体工事が順調に進められております。このような中、建築工程の初期段階において、想定外となる地中障害物を撤去したほか、軟弱地盤改良工事など、土工事部分でおくれが生じたことから、本定例会において工期延長にかかわる変更契約議案を上程いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

同センターの平成30年3月の供用開始に向けては着実に事業の推進が図られており、現場

周辺の皆様には何かとご迷惑をおかけしておりますが、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

5、1市2町によるごみ処理の広域化について。

本町清掃センターは供用開始から既に26年が経過し、焼却炉等の老朽化は顕著で、施設の更新は喫緊の課題となっております。同様の課題を抱える全国の各自治体では、更新整備に係る膨大な財源確保に困窮する中、施設の共同設置、補助金や企業債などの活用をもって自治体財政の抑制に努めているのが現状であります。このため、本町では民間ノウハウを活用した新たな手法によるごみ処理施設整備を目指しており、現在事業者提案に基づく施設整備案の検討を進めておりますが、施設規模や採算性なども課題とされているところであります。

このような中、8月2日、町道日野田牛線沿線の土地所有者で町内在住の方々などを対象に意見交換を開催したところ、15名の参加者からさまざまなご意見をいただくことができました。今後も周辺地域住民に向けた丁寧な説明会などを重ねながら、広域化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

6、アカウミガメの産卵状況について。

本町では平成9年3月、ウミガメ保護条例を制定し、弓ヶ浜海岸を中心として保護活動を展開しております。このような中でアカウミガメの産卵及び孵化がありましたので、詳細をご報告させていただきます。

6月30日の早朝、弓ヶ浜海岸においてアカウミガメの足跡を発見し、4年ぶりとなるアカウミガメの卵153個を確認しました。その後、町で設置管理する孵化小屋に移設し、保護及び経過観察を続けてきたところ、8月23日の夜半にウミガメ監視員から孵化の情報が寄せられ、子ガメ79匹を保護いたしました。

また、孵化には至らなかった卵2個を確認したほか、残りの56匹については砂浜に足跡が多数残っていたことなどから、既に海に帰ったものと推測されたところであります。

翌24日早朝には放流会を挙行し、町内外の子供たちや数多くの観光客から体長5センチの子ガメに「頑張れ、大きくなって戻ってこいよ」などの声援が送られる中、子ガメたちは海に向かって砂浜をたくましく進み、大海原に姿を消していきました。これらの放流会の様子はテレビ、新聞でも報道されましたので、県民、町民の皆様にもごらんいただけたことと推察いたします。

今後も貴重なアカウミガメの産卵地として、弓ヶ浜海岸の環境保全に努めてまいりたいと考えております。

7、商工観光振興等について。

1、ふるさと寄附金について。

本年7月末の寄附金状況については、寄附件数3,821件、寄附金額1億861万8,107円となり、寄附金額は前年同月のおよそ1.6倍の伸びとなっております。寄附額の増加については、4月1日付総務省通知において、返礼品割合を寄附額の3割以下にするよう通知されたことによる駆け込み需要が影響しているものと分析しております。

今後も当該納税制度の趣旨を踏まえつつ、さらなる寄附者獲得に向けて積極的に取り組んでまいります。

2、総務省「お試しサテライトオフィス」モデル事業について。

本町では、サテライトオフィス誘致を南伊豆町生涯活躍のまちの3つの柱の1つである仕事づくり事業として位置づけ、南伊豆ならではの新たな働き方や暮らし方を提案する南伊豆モデルの構築を目指し、平成29年度総務省「お試しサテライトオフィス」モデル事業の採択を受けました。現在、公募型プロポーザル選定事業者とともに町内でのサテライトオフィスの執行に参加可能な企業募集に向けたプロモーションの制作を進めております。当該モデル事業は湊地区において10月から12月の間行う予定でありますので、今後の本格的なサテライトオフィス誘致に向けて、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

3、高校生訪台事業について。

台湾から教育旅行誘致事業については、本年2月5日から7日まで台中市文華高級中等学校が来町した中で、各種歓迎会を催し、ホームステイなども体験していただきました。町ではこれらえにしを契機と捉え、次世代を担う高校生同士の交流推進を目的とした高校生訪台事業を企画し、8月21日から24日までの訪台事業に高校生11名のご参加をいただいた中で、私を団長に総勢20名で台湾を訪問いたしました。滞在中、台中市文華高中を訪問し、セツコウホウ校長先生を初め、生徒たちからの熱烈な歓迎を受けた後、再会した生徒宅でのホームステイにより友好を深めました。

また、昨年11月、青少年の夢を育む交流事業推進宣言書を締結した中国青年救国団の宿泊施設を拠点として、台湾主要施設の視察を行いました。

この事業を通して次世代を担う高校生が国際的な視野と感性を培うためのよいきっかけとなることを願うものであります。

4、伊豆半島ジオパークユネスコ世界認定現地審査会について。

平成24年9月26日、伊豆半島ジオパークは、日本ジオパークネットワークへの加盟が承認

され、伊豆半島ジオパーク推進協議会を中心に、ユネスコ世界ジオパークの認定に向けた活動を展開してまいりました。平成27年9月の世界認定申請においては保留の判断が下された中で、本年7月25日から27日までの3日間を要し、ユネスコ審査委員2名による現地審査が行われました。同審査にはジオガイドが同行し、主要ジオサイトをめぐりながら、本町では妻良湾の柱状節理をカヤックで案内し、石廊崎ビジターセンターなどの視察が行われました。

世界認定に向けては、本年9月に中国で行われるユネスコ世界ジオパーク協議会で審議され、受諾の勧告が下された場合は、来年春の開催予定のユネスコ執行委員会において認定の可否が決定されることとなります。

なお、本町ビジターセンターは伊豆半島における第1号のジオパークビジターセンターとして、平成24年7月14日に日に開設されたもので、本年7月23日には来訪者20万人を達成いたしました。今後もジオパークへの理解を深めるための主要施設としてさらなる内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

5、観光施設等の入り込み状況について。

本年4月から7月までの観光施設等の入り込み状況がまとまりましたので、別紙のとおりご報告いたします。

主要観光施設については4万4,662人で、前年対比102.4%となっており、宿泊施設は民宿で1万4,603人の101.3%でしたが、旅館では4万7,438人、99.3%と前年をわずかに下回りました。

また、日帰り温泉施設については2万8,870人で、105.7%となり、前年を上回りました。

海水浴客等については、7月上旬は天候にも恵まれ、弓ヶ浜海水浴場で1万9,360人の130.1%、子浦海水浴場は1,150人で、105.5%となりましたが、下旬の台風5号の影響から、中木ヒリゾ浜は1万920人で91.3%、妻良海上アスレチックは3,294人で96.7%と、いずれも前年を下回る結果となりました。

以上で平成29年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（齋藤 要君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（齋藤 要君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（齋藤 要君） 8番議員、漆田修君の質問を許可します。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 通告に従い一般質問させていただきます。

この9月議会は決算認定議会であり、財政運営の適正な判断をいたし、監査委員の意見とは別に議会としての意見を集約して、今後の財政運営の改善と健全化に資することが求められております。すなわち税金の使い方を決める予算の審議と、その使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる決算審査という重要な意義が実在するからであります。それらの具体については9月定例議会の決算委員会等もごございますので、その場に譲り、今回は平成29年度決算より施行の、地方公会計制度の総務省統一基準と南伊豆町の新会計システム移行にかかわる基本的な考え方などについて一般質問し、詳細の通告に従い順次質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本文に入ります。地方公共団体の会計は、住民から徴収された開架性のない税財源の配分を議会の議決を経た予算を通じて事前の調整下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっています。つまり、税金を活動資源とする活動は住民福祉の増進等を目的としており、予算の議決を通じて議会による調整のもとに置かれている。このため、地方公共団体の会計では予算の適正かつ確実な執行に資する現金主義会計が採用されております。これは皆さんご承知のとおりであります。

一方、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化、適正化を図るため、従来からの現金主義、単式簿記による予算決算制度に加えて、補完的な制度であります。発生主義、複式簿記といった企業会計的な手法を活用した財務書類等の開示が推進されております。この財務4表のメカニズムについては後ほど述べさせていただきますが、発生主義を採用することで、現金主義では見えにくい減価償却費、各種の引当金といったコスト情報の把握が可能となりました。

また、複式簿記を採用することで、単式簿記で見えにくかったコスト情報、ストック情報が見える化され、議会や住民等に対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することが可能となりました。

地方公会計の整備については総務省から平成23年あたりからさまざまな作成モデルが示されていたが、平成26年4月、今後の新地方会計の推進に関する研究会報告の中で統一的な基準が示されました。平成27年1月には、私が現在手に持っております、これは当局からいただいたマニュアルであります。こういう分厚いマニュアルですね。これが実は1月に総務省から発表されました。その中で詳細な内容を記載した統一的な基準による地方公会計マニュアルが示された上で、原則としてこれは平成27年から29年までの3年の間で統一的な基準による財務書類等を整備するように、全ての都道府県、そして2,700余の市区町村に総務省のほうから要請されたのであります。

ちなみにこのマニュアルを読みますと、非常に複雑で、かつ難解でございます。作成要領から基礎的な知識、それから総資産の状況、書類関係ですね、それから連結財務書類、それから活用の手引、そしてQ&Aと、こういった非常に難解なものがこのマニュアルとして集大成されております。

ここで通告の1番目の3点についての課題あるいは問題点についての質問をしますが、まず最初、総務省の統一基準に対する事業への当局の認識はいかがであるのか。そして2番目に、固定資産等の整備を契機に、公共施設等の適正な管理運営に対して当局はどのような見解を持っているのか。そして3番目が、現実に今回の公会計システムに最も近い会計システムを援用している公営企業会計、これは水道会計であるとか特会では顕著であります。そういった会計の費用の把握に対して自治体の財政健全化法の将来負担比率、これは監査役の意見書として既に出ておりますが、そういった比率に対する認識と課題や現況についての3点をまとめて一括してお答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） それでは、お答えいたします。

新地方公会計制度では、現金主義、単式簿記によるこれまでの地方自治体の会計制度に発生主義、複式簿記といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産、負債などのストック情報や現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産、債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するものであると認識しております。

当町では、総務省が提示する統一的な基準による財務書類の作成について、日々仕分け方式を採用しているため、平成29年度決算からの適用になります。したがって、統一的な基準

による他団体との比較、検証、住民説明については、平成30年度から行う予定であります。

また、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備に伴い、詳細な財務書類の作成が可能になったため、より現実的な公共資産の計上、各種引当金や減価償却費の計上を行い、将来的な負担を把握しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、固定資産台帳等の整備を契機に、公共施設等の適正な管理推進についての質問ですが、固定資産台帳及び公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年3月に完成いたしました。

今後は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取り組みの方向性を示した公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める個別計画を平成32年度までに策定することが義務づけられているため、固定資産台帳に記載された各施設等について分析を行い、個別施設の状態や維持管理、更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容の実施時期を盛り込んだ個別計画を策定し、施設の長寿命化や、それによる将来的な負担の軽減化を図ってまいります。

そして、3つ目の地方公営企業会計の費用把握についてですけれども、将来負担率は一般会計の地方債現在高や公営企業会計及び一部事務組合の地方債の元利償還金に充てる一般会計から繰り入れ見込み額等を足した将来負担額から基金残高や地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込み額などを引いたものを分子とし、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金にかかわる基準財政需要額算入額を引いたものを分母として計算されます。

当町の課題であります。公共下水道事業会計及び水道事業会計の繰り入れ額が多額となっていることや、地方債残高が近隣団体と比べ、多額なことが挙げられます。これにより平成27年度決算による将来負担比率は賀茂1市5町の中ではワーストとなる65.3%となっておりますが、これは早期健全化基準である350%を大きく下回るものであります。

なお、近年の大型事業による新規地方債の発行など、地方債残高の増加が主な要因と考えておりますので、今後は基準財政需要額算入額の高い過疎対策事業債の活用や剰余金の基金積み立てなどを行い、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。

3番目の答弁の中で、実は私、通告で示しておりますが、建設公債主義という単語が入っ

ておりますが、それについて少し触れなければなりません。現金主義と発生主義という両会計主義の健全性を同時に保つため、先ほど町長が言いましたとおりであります。借入れの制限があるということなんです。その借入れ制限というのは公営企業会計で言いますと、政府資金、とりわけ財務省の資金運用部からの建設改良費にかかわる借入れ資金。そして、一般事業であります町債の発行による引き受けか、市中銀行の借入れかちょっとわかりませんが、そういったもろもろの資金が現金主義ということがあると、実在するということでもありますね。

一方において、現金主義で言うところの資金繰りが良好であるということと、財務内容が健全であるということとは同じではないんです。借入れに伴う元本償還であるとか、資産の取得に伴う減価償却費、これは前受収益勘定で収益としてみなすというぐあいに特例が昨年度からされましたが、こういったもろもろのものが1年間で完結しない財務活動がそこにあるからでありまして、当該の建設公債主義というものは財政健全化のための経験則なんです。ですから、両主義の、両主義というのはわかりますね。現金主義と発生主義ですが、それをブリッジ的な役割を果たすのは建設公債主義でありますよということなんです。ですから、そういう当局で財政運営を担当する方々は常にそれを両にらみして、一般会計だけでなく、特会も含めた財政運営という意味なんです。そういうために建設公債主義を念頭に置かれた財政運営をしていただきたいということです。これは要望で置いておきます。

さて、次の2番目の質問に入りますが、ご承知のように、従来の官庁会計は現金主義に基づく単式簿記のために、資産、負債といったストック情報の把握は不可であったが、複式簿記では一覽的把握が可能となります。

具体例として、現金100万円で購入した車を考えてみましょう。単式簿記では現金100万円が支出されたことを現金出納簿に記載し、公有財産台帳に車1台と記載しますが、会計帳簿には車という情報が記載されません。それに対して複式簿記では同じ帳簿に現金100万円の支出とともに、資産、車が100万円増加したことを記載する。つまり、公有財産台帳では現物管理のため、金額情報は記載されないが、複式簿記では幾らで、何を買ったのかまで把握することができるという利点があり、両面での検証機能の効果があるものであります。これは皆さんご承知のとおりなんです。来年の今ごろは私たち議会人は現金主義に基づく予算、決算の審議とは別に、財務4表の中身のチェックをあわせて補完的にこの場で議論しなければいけない。そして、財政運営がそれは適正であるのかどうか。今回の監査報告の中にも将来の負担比率は良好であるというような表現をしておりますが、実はこの取

得情報の中で償却資産の累計額が極端に高い。個別の施設物ですが。ということは片方においてそれが低い良好な数字を表示しているにもかかわらず、実はそれはもう建てかえ直前に来ているんだと。そういう老朽化対策を先送りしているだけにすぎないということですね。ですから、こういう2面の分析が実はこういうことをすることによって図られるということなんです。これは行政の皆さん一番よくわかっていることなんですね。

そこで、統一的な基準による財務諸表は次の財務4表、先ほど後述します、後で述べますと言ったんですが、それに入れていただきますが、まず1番目が貸借対照表、バランスシートですね。それから、行政コスト計算書、これはプロフィット・アンド・ロス・ステートメント、損益計算書のことです。そして、純資産の変動計算書、これはネット・アセット・ステートメントと言いまして、実際には各資産の残高の推移を見るという帳票であります。

そして、4番目が資金の収支計算書、キャッシュ・フロー・ステートメントと言っておりますが、まず1番目の貸借対照表は3月末時点の財政状況を示し、4表の関係は、現金預金勘定は資金収支報告書の本年度末資金残高と同一額であり、純資産合計は純資産変動計算書の本年度末純資産残高と同一額となる。これは当たり前のことなんですね。

ですから、2番目は、行政コスト計算書は会計期間中、期間損益なんですね。の地方公共団体の費用収益の取引高を明らかにすることを目的として作成するもので、経常費用から経常収益を差し引き、さらに臨時損益を加減算したもので、純行政コストは純資産変動計算書の純行政コスト、これは通常一般的にはマイナスになります。として表示されるものであります。ここで問題は、後で問題提起しますが、税収の収益説をとるのか、それから、税収の持分説をとるのかによって、それぞれの行政コストが異なってくるということ。総務省は持分説を適用しております。

そこで、純資産の変動計算書、これとか資金収支報告書については時間がもったいないので、これは割愛いたします。以上の財務4表の形式を受けて、通告要旨の2番目です。2番目の3点について財務書類の活用方策として別添参考図5、これは当局に参考図5は既にお渡ししてあります。それに基づいて答弁をお願いしたいと思います。

質問骨子を改めて申し上げますと、第1番目が行政内部、行政外部での活用、内部処理の限られた財源を賢く使うことにつなげるため、マクロとミクロの視点をどのように具体化するのか、それが第1点目です。

2つ目が、セグメント区分、セグメントというのは区分という意味なんですが、セグメント分析に対するミクロの中のセグメント分析に対する当局の認識。ちょっと難しいですけれ

ども、これは課長だけでも結構です。それをおっしゃってください。

3番目が当町の公営企業会計の営業と、先ほど行政報告の5番目で町長から報告がありましたが、今一般ごみの償却施設運営のPFI化論としての議論として今注目されておりますが、PPP、PFIの提案にかかわる民間事業者等に対する財務諸表の具体的活用の視点でどのような認識をされているか。これは提示側としてのどのような認識ですかということです。

以上の3点についてまとめて一括してお答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） それでは、お答えいたします。

まず、第1点目のマクロ視点についてですけれども、マクロ視点の具体化という点ですが、同級他団体と比較することになると思いますが、同級他団体と言っても観光地、工業地等自治体の特色の違いも当然ございます。当町は観光地であり、かつ海に面しておりますので、内陸の自治体と比べると銀の湯会館や津波避難タワー等の公共資産が高く、その分は貸借対照表や純資産変動計算書に反映され、その減価償却費は行政コスト計算書に反映されます。このような背景を考慮しつつ、他団体を選定し、比較検証を行っていく必要があると考えております。

また、ミクロ視点の具体化という点ですが、町の経常収益と経常支出のバランスの確認、将来負担の確認が重要であると思います。個別施設の行政コストを把握することで、将来的な各使用料や利用料の見直し、固定資産台帳を活用した将来的な施設更新の標準化等を重点的に行ってまいります。

次に、2点目の質問であります。個別施設に関しましては、銀の湯会館や武道館、給食施設といった個別の収益がある施設についてのセグメント分析は、使用料や利用料の適正化の問題も含めて対応していく予定です。

また、教育施設等のような収益を伴わない施設についても分析を行いながら、当該施設の統廃合等も視野に入れ、今後検討してまいりたいと考えております。

そして、第3の質問ですけれども、PPPやPFIのような民設民営の手法は、施設の建設にかかわる地方債の交付税算入について未確定な部分が多く、不透明なため、既存施設の再調達価格をもとにして算出した施設費や経常コストといったものを分析しながら慎重に検討した上で導入の可否についても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。

3番目のお答えの中で、実は先般、全員協で生活環境課長が説明いたしましたPPP、PFIの話がございました。これについてちょっと話をすると、また長くなってしまいうんですが、問題は要はバリュー・フォー・マネーですね。VFMが高くなるような、そういうことを図るような努力を行政努力としてお願いしたいということなんです。VFMの計算式は中においては細かくはございますが、それが1つのPFIに直結しやすい行政の財政状況であるというのは背景にございます。ちょっと簡単でいいんですが、30秒ぐらいで結構ですが、課長、答弁できますか。

○議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） お答えをいたします。

バリュー・フォー・マネー、これにつきましては町がみずから事業を実施した場合の期間全体に係る総額、それと民間事業者に支払う総額ですね。期間を通じた総額を比べて、総費用が民間に払う費用が下回った場合には、そのバリュー・フォー・マネーがあるということになろうかと思えます。

それで、財務諸表の関係でございますけれども、この判断につきましては、行政コストの計算書を作成する際に貸借対照表及びその他の財務関連明細書により転記する手順に倣っていくこととなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。そういうお答えを期待しておりました。

次に、この財務書類の活用方法では総務省の自治財政局というポジションがありますが、そちらの見解にありますね。これが実は先ほどもマニュアルの中の財務書類等活用の手引という非常に分厚い内容の濃いレポートになっております。これを議論しますと10分から20分ぐらいかかってしまうものですから、それは飛ばします。飛ばして次に行きますが、その一番難解なポイントにあるのが先ほどの活用の視点ですね。そういった活用の視点であるということが言えると思えます。したがって、非常に町長の答弁も苦慮されているなと思いが

ら感じておりますが、次に行きます。

現行のTKC財務会計システムと総務省の統一基準会計システムのリンケージについて成功例を引用しながら次の質問に入らせていただきます。

平成27年地域再生計画法、これはさきの議会でも企画創生室長と議論したんですが、そういった法改正されまして、全国の自治体は当該事業法の努力義務化に伴い、予算対応と決算統計対応が可能となる別添の参考図1、それから参考図2、これは当局にお渡ししてございます。そういったもので示す事業行動を付与することにより、流用性の高いシステム変更がなされたものと推量されます。

ちなみに申し上げますと、参考図1番ですね。総合計画。総合計画というのは全行政分野を網羅したことを10年サイクルで計画するということでありまして、その中の基本目標、そして共通目標、こういったものが行政分野の大部分として羅列されておりますね。それが個別の予算の款項目、細目、それから節、細節の1つごとにどれに該当するかということが今回平成28年度予算からそれが表示されるようになりましたね。そしてあわせて実はその参考図2のほうはまち・ひと・しごと創生戦略の位置づけ、これは事業行動ですが、これは実際は先ほど3つの大きい分野と言いましたが、もう一つ実はあるんですね。結婚、出産、子育て支援、この4つの大きな柱に、そしてこのA、Bについては南伊豆へようこそプロジェクト、Bについては暮らしプロジェクトという別枠の大きな大見出しの中で、予算項目がその再生事業の中のどれに該当するかということまで平成28年度予算から変えるようになりました。このことは非常に画期的なことでありまして、私は今サーバーがどうなっているかわかりませんが、個別の1単位のデータベースに、最小のデータベースに対して、物理的なファイルに対して、実はこういう事業行動を付与することによって、実は論理ファイルが数限りなく、実際はサーバーのキャパシティによりまして、実際少なくとも最低1,024の論理ファイルが作成可能になるわけですね。ですから、こういった事業行動をどんどん付与して個別の予算に対する、後ほど対象となります複式簿記会計とリンクさせたというところにシステムとしてつなげなければいけないというように考えております。ですから、そういう意味では非常に大切なものであるということです。この事業行動を付したということはね。

この考え方と同様に、予算の策定段階で日々仕分けと総資産台帳登録等を外づけソフトで連動された資金伝票に添付し、入力することにより基本的には統一基準に準拠した総合財務会計システムが奨励されるものと解されております。言葉ではこれだけなんで、中身は非常に複雑なんですね。TKCのプロポーザルをごらんになればわかると思います。非常に複雑

になっていると思います。

具体的なシステムのメカニズムや税収の集約説、持分説に基づく会計基準に入る前に、実はこの監査、経営公監査に対する質問を1つ入れさせていただきます。ちょっと難しいです。伝票の税金の支出について行政活動にかかわる経済性、効率性を重視し、行政成果の効率性の評価と同時に、統一会計基準による財務書類の適正化とコンプライアンス、法的な準拠性ですね、業績評価、それから公監査を受け、これを住民に開示することによって、英語で言っているのかわかりませんが、パブリック・アカウンタビリティ、公的な説明責任が履行されると言われております。その意味で今こそ議会人として行政運営の効果を3E、3Eというのは経済性、効率性、効果性の英語の頭文字です。3EやVFM、先ほど課長が答弁しましたね。バリュー・フォー・マネーです。といった公監査の視点で分析評価して、住民や利害関係者に公表することを推進し、活用しなければならない時期に今来ております。

担当部局は総務省マニュアルと手引書やTKCプロポーザル等を熟知され、相当勉強されていると思うが、公監査包括目的の10段階、これは当局には図表4として手渡し済みであります。その4の中で、法規の準拠性公監査、そして財務報告公監査、そして業績監査、これは議会としては一番ウエートを置かなければならない監査対象ですが、こういったそれぞれの監査類型区分、監査判断の基準及び測定の測度等について理解の範囲で結構です。理解し得る範囲で結構ですが、簡単にお答えをいただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現時点においては監査の実施は予定しておりませんが、他市町の動向などを注視し、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 検討するというこの理解でよろしいんですね。ぜひともこれは検討していただきたいと思います。この問題はある意味非常に難解な公監査でありまして、当町の会計部局としてはさらに高度の経営監査に昇華する。上げていくということですね。昇華して実施されなければならないとされ、あわせて会計システムの使用、アウトプーベンが求められているのであります。

次に、質問のメインになります総務省統一基準とTKC財務会計とのリンケージの問題、課題について質問をいたします。

平成27年度までは旧総務省基準方式や東京方式で公会計システムの財務会計システム間の連携を行っている自治体が多かったが、採用割合の年度別推移等を見ると、最新の総務省基準に移行する例が漸増している。徐々にふえていることが理解されております。取り組み全体の内容質問に入る前に、総務省基準での一般的な仕分け方式やデータベースセットアップなどに対する方式を述べると、まず統一的な基準による会計システムの一環として、総資産台帳システム、いわゆる固定資産台帳、公有資産台帳、備品台帳等を総括するものであります。そのシステムと財務会計システム間の連携を行い、全ての伝票が公会計の複式仕分けが自動的に行われる仕組みと同時に、資産となる支出の場合や備品登録が必要な場合は総資産台帳に内容を登録し、必要に応じて固定資産台帳、公有資産台帳、備品台帳を抽出して、作成できるようになってきます。

道路、橋梁等の工作物について説明しますと、予算科目で資産取得のための支出が費用処理とするための支出、修繕費的支出か、あるいは資本的支出であるかということは予算の策定段階で既にこれは、関係法律は法人税法であります。既に理解されているところでありますが、そういったものを根拠に整理されたものは支出命令書を起票する際に、資産台帳の登録が必要となります。支出命令を起票する際に重要なことは、複式仕分けにおいて当該工作物、道路であるとか橋が完成し、供用開始でき、本勘定となるのか、未完成状態の建設仮勘定となるのかは事前に熟知しておくことであります。これは予算の策定段階ですね。つまり、資産台帳に登録する工作物が工事請負費だけでなく、建設業務委託料などの複数科目からなる場合が多いためと言われております。建設仮勘定は有形固定資産に区分される勘定で、その工期が一般会計年度を超える建設中の道路など、これは会計原則で言いますワンイヤールールであります。完成前の有形固定資産への支出を仮に計上しておくための勘定であり、完成した時点で本勘定に振り替えることとなります。

そして、一番肝心なことは、各事業担当課の職員が複式簿記の仕分けを行えるほどの知識は十分でなく、処理負担軽減するにはどうしたらいいかの問題がございます。職員の手作業になる仕分けを極力避けるためには予算を立てる段階から仕分け変換表、この統一基準マニュアルの中にもございます、基準マニュアルがですね。資金変換表と非資金の仕分け変換表というのが高度化されております。こういったものに沿って、予算科目体系を設定しておく必要があります。登録している歳出歳入科目の説明レベルで仕分け行動をし、全て1対1の

仕分けができるようコードを割り振るようにするのであります。これにより財務会計システム、これはTKCであります、歳入歳出データの仕分けコードが1対1で割り振られ、資金仕分け変換表に即して、全て自動で統一的な仕分けデータに変換され、業務が効率化されることとなります。担当職員は歳出歳入科目の説明コードを選択することで、仕分け知識がなくても随時自動的に仕分けができ、負担が軽減されることになるということでもあります。

詳細は地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告の中に、日々仕分けに対応したコード化という項目がございます。その中身を参照して理解されまじょうが、あわせて現行の財務会計システムと地方公会計に対応する財務執行データの精緻のため、財務関係科目の見直しを行う必要があります、予算書についても統一的な基準による財務書類に対応した説明コードの設定明記をする必要があるということでもあります。

ここで、平成29年度決算からの移行を鑑みると、この3点ですね。予算との関係はどうですか。それから仕分けとの関係、そして資産台帳のデータベースのセットアップの関係、この3点は必須対象要件と言われておりますが、当町が推進、展開しようとしているのはどのような方式での進め方なのか。総務省の統一基準ではないというように、一部ないとは聞いておりますが、どのような方式での進め方なのか、次の質問とも関連するので、その骨子のみで結構ですが、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当町では日々仕分けを採用しており、平成29年度予算から統一的な基準による複式簿記を導入した予算編成を行っております。先ほど議員からご説明ありましたとおり、当町では財政担当職員が全ての細々節の取引仕分けを設定しております。よって、平成29年度予算には伝票作成時点で当該仕分けが行われる状態となっております。予算書につきましては、なるべく旧様式に準じたものとするため、このような様式となっておりますが、13節の委託料、15節の工事請負費の箇所で見られるように、細々節管理を行っております。

現行のTKCシステムとの関連については、当初総務省が推奨する仕分けエンジンを導入する予定でありましたが、仕分けエンジン自体が800万円程度と高価なこと、及び新たなサーバーの設置が必要であることなどの理由から、現TKC公会計システムをグレードアップすることにいたしました。経費的にも65万円程度に抑えられ、また、固定資産台帳もTKCシステムを導入することにより、伝票作成時点で固定資産台帳にも登録がされるというもの

になっております。

また、仕分け自体は全ての細々節に対して設定しているため、取引仕分け勘定科目については全て細分できるものであります。事業別についても図書館費、武道館費、各学校費などそれぞれで予算事業となっておりますので、施設別のセグメント分析は可能です。

また、固定資産台帳連携システムについても、1つの工事に対して複数の資産計上が可能であり、具体的に申しますと、1つの工事費の支払いに対して固定資産台帳登録時点でコンクリートが幾ら、アスファルトが幾ら、ガードレールが幾らというぐあいに細分化することも可能となっております。より詳細な固定資産台帳の登録や資産への反映を行うことが可能です。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 答弁ありがとうございました。

現行のTKCを拡張させて運用して、それでなおかつ総務省の要求される条件を満たしながらシステム運営を図ったという点では理解をいたしました。実際は現実にはかなり多くの自治体がもう既に稼働させているわけですね。東京方式が非常に多いんですが、その中で実は1つ、ちょっと引用しながらお話をさせていただきたいと思いますが、現実によく運営している自治体の例を挙げさせてもらいますと、予算編成時点に事業別または施設別の予算編成基準をつくったということ、これが大きなポイントであります。そのため、科目については款項目の下に担当課別に事業別、施設別などにさらに区分された事業単位ですね。具体的に言いますと図書費の教育費、図書館費の中に複数の図書館があれば、A図書館の施設管理経費、B図書館の施設管理経費、そういったものが事業連番としてコード化したということですね。ですから、図書館費も一般経費であるとか運営委員会の経費であるとか、そういったものは従来どおりの事業コードをそこで援用したと。そして、さらに共通的な4桁の数字であります。図書館の職員の人件費、それから図書館の建設経費、移動があれば移動図書館の経費、こういったもろもろの事業コードをここで設定して、予算時点でそのような体系をつくったということが大きな成功に導いた1つの方策であろうと考えられます。

先ほど町長が言いました施設別の行政コストの比較分析まで実は対応されているよということでしたが、実はそれをしっかりした行政評価システムと連携しないと難しいですね。先ほど私、冒頭言いましたね。老朽化比率、そのものを先送りするような結果になる

可能性が高いと。それはストック情報をそのようなものと連携して、分析評価していないからですね。今後は行政マンとしてはそこまで着手しなければならないということなんです。ですから、具体的にはその予算化した段階で、実はソフト対応できる、プルダウンしまして、スクロールさせるわけですよ。その中から担当者が会計知識がなくても得られるような、そういうシステムを使っているということでもあります。

サンプル図2というのは皆さんに行っていると思うんですが、サンプル図2の中では、こういうことは一般会計の中の土木費、そして橋梁の維持事業、そして13節の委託料の場合を考えてみます。それで具体的に入れれば、皆さん専門家ですから一発で頭の中に入っていられると思いますが、まず、会計は001、一般会計ですね。それから、款項目については先ほど言いました土木費ですから007が頭に来ます。そして、あと中分類、小分類の002、004ですね。そして、あと担当の所属部、それから事業名ですね。これは節、要するにY軸ですね。節、それから細節、それから説明コード、Y軸。先ほど私は申し上げましたが、X軸の款項目、細目という行政の項目になりますが、その中で橋梁維持の単独事業、そして長寿命化の修繕計画の策定業務委託料というような名称でそれぞれが仕分け化される。これは1対1の仕分けなんですね。

では、具体的に仕分けはどうなるんですかということになりますが、PLのプロフィット・ロスの行政コスト計算書の中の物件費ですね。それで、貸し方が資金収支報告書の物件費等の支出132、これは総務省の勘定科目コードと同一であります。そういったものを仕分けするということになるわけです。その結果、担当職員は何も考えなくて、そのプルダウンしてスクロールされたものを選ぶことによって自動的にこの仕分けに入っていけるということですね。これは多くの自治体ではそういう方式を、お金、先ほど600万以上かかると言っていました、お金の問題、お金幾らでもかければ幾らでもいいものができるんですが、実際は、TKC側にそんなにたくさんお金払う必要もないわけで、その範囲の中で対応ができれば、その中でシステムをまとめるということが肝要だと思いますが、こういったことをやっている自治体もあります。

そこで質問に戻りますが、当町のシステムのテストラン、それから本稼働に対する移行のフローチャートは具体的にどうなっているのか。さっき大まかには町長言いましたね。平成29年、30年と、分析については30年。決算の編成は29年と言いましたが、その前のフローチャートはどうなっていますか、お答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

漆田議員のご指摘のとおりだと思います。決算統計区分上も地方税に関しては経常収益として扱っております。しかしながら、統一的基準もTKC財務連携システムを地方税は純資産扱いとなりますので、そのように取り扱う予定でおります。固定資産台帳に基づく適切な資産管理はもちろん、財務4表を活用して、施設別のセグメント分析をもとに、既存施設の方針見直しなどを対処し、議会や広報紙を通して広く情報公開させていただくつもりであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） まじめにお答えいただき、ありがとうございます。

実はそうじゃなくて、何年何月にどういうフローチャートになりますよと、大まかな流れをちょっと知りたかったんです。担当は総務課長かな。総務課長、わかる。わからなければ後でいいです。それは後ほど教えてください。

そして、まだ時間がもうちょっとあるようですから、総務省のモデルの本質と、その変化ということで、これは既に当局に手渡ししてあります追加の2の資料の4表中に税収の収益説を採用し試算したとき、とりわけ注目されたのは基準モデル、総務省の基準モデルであります。当時の、当時とは平成23年から24年ですね。当時の公会計制度の改革に関する国際的な議論と比較して、それは税収の本質をどのように理解するかという問題でありました。これについては企業の売り上げと同様に、行政執行の努力の結果であるとする考え方と、そうではなく、税収は納税者の拠出であるとする2つの考え方があり、前者は税収収益施設と呼ばれ、税収を行政コスト計算書に計上するのに対して、後者は税収持分説として税収を行政コスト計算書でなく、純資産変動計算書に計上するものであります。このうち総務省の基準モデルは後者であります。この考え方によれば、納税者は税の拠出者として行政に対し、企業の株主と同様にバランスシート上、あたかも持ち分を有するかのように表示されることになります。

しかし、実際には納税者にそのような財産権としての持分権が保証される可能性は全くない。このことは例えば住民が居住自治体から転出する際に、自治体の純資産についてみずからの拠出分を持ち分として返還請求することができるかどうかを考えればすぐに理解できま

しょう。できることであります。こうした特異性を持った基準モデルに対し、自治体の関係者はその意味の重大さがほとんど認識されていないのが実態であります。その根拠を今私は申し上げましたとおりですね。

別添のサンプルに税収の収益説に基づく実数値を変換し、代入して比較を行ってみますと、これは具体的な数字は申し上げません。既に資料としてお渡ししてありますのでね。結果、行政コストのみで見ると、業務費用等に対し極めて低いコストで運営されていると見ることができるのであります。時間が余りありませんが、ここで両説に対する当局が採用しようとしている財務会計システムを念頭に、それぞれのご認識、町長さっき言いましたが、まだその認識は何っておりません。持分説でいいのか、あるいは収益説でいいのか。総務省はこう言っているけれども、私はいや、違う、こうだよという、それでもいいですよ。そういうご認識を賜りたい。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現時点では担当のほうとそのようなところはまだ話しておりませんので、ちょっと今のところ私のほうからは答弁ができませんけれども、以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 多分2,700の自治体で同じ考えですから、それを覆して、俺はいや、違うんだ、これは収益説だというように突っぱねるのは非常に難しいと思うんですね。ですから、本来の議論から言って、持分説そのものはちょっと認識がおかしいんでありまして、専門の会計学者等もいろんな文献でそのように言っております。ですから、資金のプロフィット・ロスの使用料、手数料の項目に税収等という項目を追加して本来は上げるべきなんです。そして行政コストそのものを単位当たりのコストを下げるような表示の仕方でも私は別に構わないと思うんです。比較可能性の平準化という意味もありますよ。それもありますけれども、全国の自治体との比較可能性の平準化、そういう意味もありますが、それはどちらでも結構だと思います。また考えがまとまった時点でお教えてください。

最後になりますが、議長、50分までね。50分ですね。最後になりますが、公会計システムによる財務処理は作成が目的でなく、みずからの実態を客観的に捉え、そこから見えた課題を解決していくために活用することは大切であります。質問要旨の2番目のイの2番目に対

する答えと重複しますが、行政内部においては施設ごとの老朽化比率、減価償却累計額等の算定が容易となり、より効果的な資産管理、これはファシリティマネジメントと言っていますが、それが可能となる。そして、すなわちそれはどういうことかといいますと、財政健全化法の将来負担比率が低く、施設の老朽化比率が高い状態は資産建てかえを先送りしていると思慮される。これ私、先ほど申し上げました。そういった2面をそこまで頭に入れながら、その数字はそういうことなんだなということをそしゃくしていただきたい、行政の皆様方に。そういうこと。そして、事業別、施設別のセグメント分析を行うことで基本計画に沿って、より効果的な施策、評価、分析への活用につなげることも可能となります。一方において行政外部においてはセグメント分析の結果、住民や議会へわかりやすい形で情報公開を行い、有識者の意見を聞くことでさらに有用なものとするのが可能と思慮されます。

そこで、最後の質問であります、これに対する当局の認識または見解をいただきたいと思います。質問2ではこのお答えをいただいております。私が希望しているお答えをいただいております。この最後の質問に答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、財務4表を活用して施設別のセグメント分析をもとに、既存施設の方針見直しなどに対処し、議会や広報紙を通して広く情報公開させていただくつもりであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） あと5分ありますので、実はちょっと横道にそれますが、先ほど言いました3Eとありましたね。これはかつて市町村合併のときに議会として行財政改革委員会というのを設置しました。その中で行政評価システムの援用、当町における行政評価システムはどうであるかということ約60ページ弱のレポートとしてまとめてあります。その中では3Eですね。日々の行政の業務をプラン・ドゥー・チェック、PDCAという管理の循環サイクルを回して、より高い行政システムに使用させていくということが目的で、その中の判断の基準、計算の基準として3Eの方式を採用しました。それについては私ども議会としては非常に膨大な量のレポートをまとめてはございますが、ほとんど私がまとめましたけれ

どもね。そういったことで、実は改めて新しく町長になられた岡部町長にその辺は決算は一つの節目でありますので、日々の行政分野、華々しい行政分野に対することを質問しなければならない立場ですが、逆に決算であるからこそこういった細かい、ある意味で非常に細かい、そしてそれは必然的に私たち議会としてやってくるであろう業務として捉えて、その中の質問でありますので、ぜひとも岡部町長にはそういった姿勢で今後も行政運営をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（齋藤 要君） これにて漆田修君の質問は終わります。

ここで10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 谷 正 君

○議長（齋藤 要君） 4番議員、谷正君の質問を許可いたします。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 通告書のとおり、3つほど一般質問をさせていただきます。

まず最初に、最近の豪雨災害とその対策ということであります。

南伊豆町の豪雨、それから大雨災害を振り返りますと、昭和50年代初期の青野川中流域、これは主に旧南中地区なんです、その地域を中心といたしまして、たび重なる水害が繰り返されてきた歴史があります。その後、その甚大な水害対策として、静岡県や国の関係機関により激甚災害に指定され、おおむね5カ年で暫定断面工事、それから時間雨量50ミリの対策が講じられ、それ以後暴れ川と異名をとった青野川本線につきましては、大きな豪雨災害、氾濫もなく、今日に至っているのが現状だと思います。

しかしながら、ここ数年来の降雨量、それから周りの地域の被害をテレビ、それからマス

コミ等現状を見ますと、近隣では伊豆大島の豪雨、それから議会でもお手伝いに行きました近隣の西伊豆町における鉄砲水災害、それから今年の8月20日、3年を迎えました広島市の災害、それからまた本年はまだ記憶に新しいんですが、9月9日昨日で2カ月を経過したということで今年の九州北部豪雨災害とこれにつきましては福岡県の朝倉市、それから大分県の日田市では短時間これ1時間なんです、それまでの想像や想定をはるかに超えた時間雨量120ミリ以上の雨量を記録したとそういう報道なり現状、それからいまだに5人の方が行方不明となっている現状があり、天皇皇后両陛下も10月にはお見舞い等の行幸啓を予定しているとのことであります。

そこで、南伊豆町における対策についてお伺いしたいと思います。

南伊豆町につきましては急峻な裏山等が多く、近くに住居が多い本町の現状がございますが、まず、南伊豆町における急傾斜、砂防指定の現状といたしまして、平成29年4月1日現在、急傾斜崩壊危険区域、砂防危険区域の指定状況、それから箇所数についてお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年4月18日の集中豪雨後に町内で発生した土砂流出箇所について静岡県と現地調査を行いました。結果として、緊急に事業実施を行う箇所がないことが確認されました。

現在、町内で急傾斜地崩壊危険区域は57カ所が指定され、全てハード整備が完了しており、過去5年間では2カ所程度の実績となっております。

また、砂防事業は16カ所が指定され、うち2カ所の事業が実施されておりますが、過去5年間では実績1カ所となっております、これらが本町における土砂災害のハード面における現状であります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今町長の答弁をいただいたんですが、急傾斜崩壊危険区域の指定57カ所というご答弁がありましたけれども、これは工事手当てをした箇所であって、急傾斜崩壊危険区域の指定箇所ではないのではないですか。急傾斜崩壊危険区域についてはたしか400とか500カ所近いというような数字が県のほうから出ていたと思うんですが、それについて

はどのようになっていますか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

指定をしてハード整備を行ったのが今町長が言いました56カ所と16カ所。

多分議員が言われているのが土砂法のソフト整備というか、レッド、イエローの話かと思
います。その数字になりますと、危険箇所として南伊豆町では576カ所が全てです。そのう
ち警戒区域が550カ所、特別警戒区域、レッドという区域が461カ所になります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今課長の答弁の中でこれは将来の工事箇所、これ当然急傾斜だとか砂
防については、県なり国なり大規模な砂防については国が直轄でやる場合もあると思うん
ですが、そういうものについての要望活動にも当然影響してきます。

といいますのは、原則は急傾斜をとりますと、一般的には地元市町村の負担は町とそれか
ら受益者の負担を入れて1割が原則、それから基幹道路とかそういうものがある場合は5%
ということの中で、先ほど冒頭で申し上げましたように非常にいわゆる時間雨量だとかそう
いうものが多く、豪雨災害が日本列島いわゆる九州から北海道までであるというような状況
の中で、国のほうでは一つの流れとして急傾斜崩壊危険区域と砂防区域の指定をふやそうとい
うような流れになっておると思うんですが、その辺を踏まえた中で南伊豆についても当然調
査というのが今後必要だし、役場としても腹づもりというのはしないところでもないところ
が崩れるというような形になると思うんですが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

土砂法の危険箇所につきまして、今議員がおっしゃられた県のほうで調べ直しをしました。
昔498カ所であったのをもう一回調査をし直して576カ所ふやしました。その危険箇所につい
て実は町は24年から県の手助けを得て、全ての地域説明会をしました。その中で急傾斜地域
のハード整備の話、砂防のハード整備の話も当然しました。

我々もその中で九州の豪雨、広島県の豪雨等ありまして、僕らも急傾斜をしたいというアク
ションがもっとかかってくるかとちょっと腹づもりがあったんですけども、実は1件もな
くて、町民の方にそれ以外の啓発でも広報でも流していますし、課として十分啓発及び説明

会をしているつもりなんですけれども、どうも住民の認識がちょっとずれているのかなという思いはちょっとしていますけれども、我々としては覚悟は準備していますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今課長の答弁の中で住民の方の認識がというような、疑問符のような答弁がありました。住民の方が技術的にどうだとかこうだとかというのは当然日常生活では意識はないと思うんです。それなものですから、これは3つ目の要望活動等にも関連してくるんですが、町から積極的に要望活動していかないと、先ほど言いましたように時間雨量120ミリ以上降ったとかということになりますと当然土というのはのみ込めない、南伊豆あたりの小さなあれですと深層崩壊ではなくて、表層崩壊で家屋が行っちゃうというような、それから人命が行っちゃうというようなケースが十分考えられるんですが、その辺については土木事務所なり県というのはあくまでも地元の市町の協力をお願いしますとかこれは必要ですと。

といいますのは、課長ご存じのように土木の担当というのは2年とか3年でかわってしまっていて、下田にいた方が浜松のほうに行ったとかと現状把握が十分できていないというような前提があります。そういうことなものですから、そういうものを十分に認識しながら県の担当部局との連携が必要だと思うんですが、その辺の現状と考えを教えてください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業ともに地元からの要望が必須の事業となっております。町ではこの要望をもとに県に上申し、事業がスタートすることになります。

また、この要望をもとにして静岡県下田土木事務所と現地調査を行い、要望された地区の方々には区域指定の承諾、施設用地の提供のほか受益者負担金の納付承諾等の確認を行うなど事業実施までの諸事務手続などを行っております。

両事業ともに事業主体は静岡県となりますので、当該事業を要望する地区と事業を所管する下田土木事務所が円滑に事業推進ができるような協力体制の構築に努めているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうしますと、もう一度課長にお伺いしますけれども、冒頭で町長から57カ所答弁いただいているんですが、これについては工事を手当てした箇所だとそういう認識でよろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

そのとおりでございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうしますと、過去5年間の南伊豆町の急傾斜地は砂防等も含めてですが、負担金の予算計上額だとか決算額等がわかればちょっと教えていただきたい。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

予算的なものはちょっと時間かけて調べなければ出てきませんけれども、どういたしまし
ょうか。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 後で結構です。これは決算額で結構ですが、当然その予算額なり、決算額があれば過去5年間の事業実態がわかります。それは後で結構ですが、そういう形で事業実態をちょっと教えていただきたいと思います。

2番目にちょっと1番目の質問でも触れましたが、事業計画や事業執行に係る県・国との連携協力体制、これは現在の日本の土木や建築技術等では事業用地の確保ができれば、承諾ができればほとんど工事は完成だと、ある程度時間、予算計上の関係で完成されているということになっているんですが、国や県の事業執行に関しても地元の協力、これは町もちろんですが、町内会、南伊豆町ですと区です、区とかその住民、受益者の方の協力があればスムーズに、当然俗に言う安心・安全のまちづくりのハード面からの完成ということになると思うんですが、そういうものについてこれは当然地元の利益になります。受益者の方々の、町民の方々の利益になりますが、そういう面の啓発活動というのは今までどのような形でやっているかお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

先ほども言いましたけれども、広報での啓発で何年か前か忘れましたが、このホールでテレビで流した経緯はあります。

それから、先ほども言いました土砂法のソフトの整備の中で各地区全て回ったときに、その状況、被災の状況、採択される手を挙げ、どうしたらいいかという方法論も説明はいたしております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした場合、先ほど課長のほうの答弁の中でそういう説明なり何なりをしても一般の方々なかなかやってくれとか意思表示がないというような答弁をいただいているんですが、現実的に先ほど冒頭で申し上げましたように青野川の本線は暫定工事、残念ながら50ミリですが、4月18日の雨量が68ミリ以上です。役場の裏で堤防天端であと2メートルだったということです。

そうした場合、それと大島だとか広島だとか西伊豆だとか北九州の環境を見たときに、行政の担当者としてやらなければならないというような認識を持つのが当然だと思うんですが、それでちょっと言いにくいかもしれませんが、あえてここで申し上げますが、課長の裏山も急傾斜で工事を施工済みです。あれの工事施工前と工事後、課長の日常生活の中で工事をやって不安なのか、工事をやったから安心なのかというのは言いにくいかもしれませんが、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

まず、この急傾斜事業にやっぱり一番足かせになっているのは5軒の同意だと思っております。それをクリアするのは現実的に不可能だという思いでもいます。

その中で、では町民の安心・安全だということで町が事業ということで、それをちょっと事業をするという現実論としてなかなか難しいかなと思っております。

最後に言いました実は私の裏も急傾斜でやりました。一番やっぱり感じているのは安心・安全です。そこはもう全然違いまして、だから私は多少のお金は当然負担金として払いますけれども、それよりも何倍もの安心を感じているのが現状であります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今課長の答弁の中で一つの急傾斜の基準として5軒という話がありました。今もそのやる基準の規定は生きていると思うんですが、それを上げるとか縮めるとかというような動きがあるのはご存じですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えします。

ちょっとどういう動きかというのは認識ないです。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） ですから、昨今の何回も言うようですけれども、豪雨の関係で、南伊豆なり何なり、特に伊豆半島なり静岡県でも山間部の集落は住民の方がもう移動したりして、今まで5軒で形成していたのが3軒になったとか、3軒しかないけれども、広い面で3軒とか5軒とかという集落が当然南伊豆町にも出てきています。そういう中でそういう緩和をこれは後からの要望活動の中でもちょっとお話しますが、そういう動きが若干あるようにも感じているんですが、その辺の認識というのは、ではまだ持っていないということによろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

実際は緩和していきたいという私の本音はありますけれども、実際そういう箇所だめになっているケースは県の土木事務所の職員に見ていただいて、判断をしてもらうとだめなのかなというのが現状であります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今回はこの辺で2番目の質問はおさめます。

それで、3番目の観光地としての南伊豆町の風評被害をどのように考えるかということなんですが、南伊豆町は歴代の町長も先輩方の議員の質問の中で南伊豆町の基幹産業は観光と必ずその答弁の中でなさっています。

それから、最近では南伊豆町は昭和30年の6カ村の合併ですと人口が1万6,000人以上あったのが8,000人とか7,000人とか切るような状態で人口減少対策が重要で、先ほど来、同僚議員の質問の中にも町長はまちづくり、それから人口をふやすような答弁をなさっていますが、それから現在は石廊崎の再開発の中で南伊豆町としては大規模事業という形で位置づけられていると思うんですが。一つの例としまして石廊崎地区には地域整備課長はご存じだと思うんですが、砂防危険区域がありまして、過去に人的被害はなかったんですが、あの石廊崎の川の中へ土砂、岩石が流れ込んで大きな被害が出たというような経緯があります。

そういう中で石廊崎の再開発を幾らしても、仮に120ミリとかというような形であれが崩壊して下流に流れてきた場合、私も前に流れてきたのを見ましたら、とても人力ではとめられないような岩石が川の中に流れてきたということも見た現状があるんですが、そういうものを含めた中で青野川がメインになると思うんですが、どのくらい降って危険区域がどうなるのか、それから避難勧告ができるのかというようなデータの把握というのは当然土木事務所なり何なりがこの南中地区でいいますと前原橋等に無人の無線で飛ばすデータがあります。蛇石にも大雨を測る施設はあるんですが、そういうものの把握というのはできているのか。

それから、もう一つは、できていないなら、将来その必要性というのが当然出てくると思うんです。というのは、4月18日の68ミリの中で南伊豆町でも南伊豆町管理の用水路とか河川が氾濫して被害があった地区、それから青市とか南上とか下賀茂地区も用水路の関係であふれたという現状があるんですが、そういうものの刻々の把握というのはその現状はどうなっているのか答弁をお願いします。

○議長（齋藤 要君） 総務課長。

○総務課長（大年美文君） お答えいたします。

もう議員もご確認済みのことと思いますが、当然青野川につきましては水位により消防団待機水位ですとか氾濫危険水位これは当然設定してありまして、かといってそれが必ずしもそれでは避難準備だとか避難勧告もちろんイコールのデータにはなりますが、あくまでもそれは水位のことであって、今回の4月18日、あのときも急激な本当にピンポイントの雨でございまして対応が少し、私もこの3階の屋上から川をずっと見ておりまして、降っている割には水位は上がったんですけども、意外と伸びが少なくなってきたなということで蛇石の水位計を見に行きました。そうしたら蛇石のほうはここよりは伸びていないものですから、単純ですけども、下がり出した時でしたので、これ以上水位は上がらないのかというのは一つの判断材料にはさせてもらっております。

防災についてはそのようなデータは判断材料にはさせておりましたが、土木についてはまた地域整備課長のほうから回答をさせていただきますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

建設レベルで、何ミリ降ったからどうかというデータによる出動に対するマニュアルみたいなものは持っていません。

ただ、台風みたいにだんだん雨が来るだろうというのは当然待機をしたり、土木業者さんにパトをお願いしたりということはしていますけれども、ただ、ああいう最近のピンポイントの集中豪雨に関して、では何ミリ降ったからということとはちょっと何も決め事として決めておりません。

以上になります。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 決めていないということなのですが、当然南伊豆町の青野川を基準にして災害想定を考えた場合、上流域、中流域が被害に遭う、大雨が降った場合、下流というか、海に近ければ近いほどいわゆるコップは無限なものですから被害はないとこれはその考えは大勢なのか、一つの考えなのかわからないですけれども、現実的に今までの歴史を見ますと下流は海が近いからそんなに被害はないというのはあるんですが、そういう面も考えられるものですから上流域、中流域というのは、これは目に見える形の手当てをしていただきたい。これは答弁結構です。

それから、続きまして、2番目に地熱事業とその関連事業ということで質問させていただきます。

町長はさきの議会の中で同僚議員の質問に、地熱の29年度の申請は申請しないとの答弁がございました。南伊豆町の地熱エネルギー事業関係につきましては、過去の緑の分権改革の調査におきまして、その熱源は主に下賀茂地区ではなく、加納地区に存在すると。その賦存量につきましては2,500キロワットとされているんですが、これにつきましてはその緑の分権改革のデータに現在も変わりはありませんか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

緑の分権改革の結果が出てから既に5年以上が経過しておりますので、その間もろもろの

調査も済んでおります。その中でやはりあの緑の分権からその次の年、またその次の年には八丈島との耐試験等が出てまいった数字というものについては、現在のところだと、確実にその中で言える部分というのはあくまでも加納地域で地下700メートルぐらいのところ約150度という熱だまり的なものが確認できたというところですが、ただし、加えて確認できたのが加納エリアにおいては非常に地層がもろいといいますか、水分を通しやすい地層であるので、ちょっと密閉をした上でもろもろをディープさせてしまわないというんですが、今動いている源泉の温泉を吸い取ってしまわないような形というのを確立するためにはもう少しかたい地盤が必要であると、それがちょっと加納では足りなかったというところまでが出てきております。

現状ですと、その時点からの推論として地下1,000メートル以上を掘り込んでいけばその下に必ず200度以上の熱源があるはずなので、約700メートルに150度になっているというところまでが現実です。今後、現実的に1,000メートル以上のボーリングをしてみないと最終的な結果は出てこないというところまで出ております。地盤がかたそうなのは青野川、二条川流域ではなくて、南野川流域だという地表調査の結果までは出たというところまでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした場合、賦存量の2,500キロが変わる可能性もある、1,000メートル掘れば2,500キロワットが変わる可能性もあるということだと思っておりますが、一つの工法、補助金とかいろんな関係の中で2万5,000キロを基準にというようなちょっと話を聞いたことがあるんですが、その辺の数字的な把握というのは南伊豆町としては把握はしておりますか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

2万5,000キロワットアワーというものにつきましても1時間で約2万5,000キロが発電できるだけの熱量ということになってまいりますけれども、基本的に今採算性が合う最低ラインについてはやっぱり1,000キロワット級発電システムということになっております。これは瞬時に1,000キロワットということなものですから、現実として物理的負荷を全て考えなければ1時間回しますと300万キロとかそういったものが出るんですけれども、事実上不可能

なものが一端の数字として出ております。

現実、各地熱屋さん等が協力企業としていろいろ入ってきてくれていたわけなんですけれども、その中で確実に言えますのは1,000キロワット級以上のものは置けるでしょう、5,000キロワット程度のもので動くでしょうということでした。実際のところはこの2万5,000キロワットアワーというものについても緑の分権のほうの推測でありまして、とにかく墳量100リッター程度の源泉が120本程度動いていたというところのものが2,500キロというところなものですから、全くそれこそ費用対効果の計算ができるところまでの科学的な調査はまだ当町においては終わってはいないとしかちょっとお答えができないところでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした場合、今課長の答弁の中で費用対効果B/Cの答弁がありました。当然こういう事業については福祉とかそういうものと違って、ある程度の採算性を公共団体でやっても考えるということが基本的な姿勢になると思いますが、現在はそのB/Cの関係はなかなかやろうと思っても難しいと。

将来、仮に1,000メートルなら1,000メートル掘って、先ほど言いました1,000メートルで200度、700で150度ぐらいのものが出た場合は当然B/Cの発想というか、そういうものの考え、概念というのは取り入れるという考えでこれは現時点で結構ですが、そういうお考えですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

あくまでも赤字を出さない事業、収益を第一に考える事業としておりましたので、その部分についてはかなり上位のやるやらないの判断基準に以前からなっている中で進んでまいりました。

現実問題としまして、地熱発電システムでやはり1,000キロワットを置いても5,000キロワット級を置いても、1,000キロワットでも30億ぐらいかかる、5,000キロ以上ですと50億以上かかってくるという中でそれを20年で償還できるだけの稼働ができるかということになります。

現在、ボーリング調査をした後の1年を通しての噴気試験といったようなこともやれていない状態ですので、それが今のところは大丈夫です、できます、できませんということをお

答えしかねるわけなんですけれども、現実、実施する場合については結局その投資したお金を20年で少なくとも償還できた上に現在お湯等を各方面に送っているインフラ、パイプラインそういったものがメンテナンスできるまでのお金を最低でも稼げるのか、そういったことについてをまず考えてからでないちょっと。ですので、議員の質問に対するお答えとしましてはこの辺のB/C、そこについてを確実に導入した上で200度あったとしてもその先また検討するというお答えにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） わかりました。

今の課長の答弁もう一回確認させていただきますが、最低の事業規模やる何キロワットなのかというのはボーリングしていないからわからないということであればわからないんですが、当然B/Cもそうですし、こういう事業をやる場合、シミュレーション当然やりますし、それからコンサルタントが入っているものですから当然シミュレーションの提示というのは出てきていると思うんですが、その辺はまだはっきりした数字というのはないという認識でよろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まさにそのとおりでございますが、基本的には企業的な運営としてもやはりまずは1,000キロワット級のユニットを置けるということが赤字を出さない最低限、そして安定的に稼働していけるという中では5,000キロワット程度を目指したいといったようなところしかまだない状態です。それではということでこの地域の地下にある熱源がそれを稼働させ続ける賦存量が確認できているかできていないかということになりますと、ボーリング調査、またその次の噴気試験等をしていないものですからできないという状態です。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 堂々めぐりの議論になりそうなものですから、この辺であれなんですが、地熱利用の2番目の中間報告書の検証についてお伺いします。

地熱エネルギーを利用したまちづくり事業化の中間報告、これはたしか二、三年前に出て

いると思うんですが、1次産業の漁業、農業から6次産業化、いわゆる加工品だとかそういうものの提案報告の中で、平成28年度から伊豆漁協と連携して干しナマコ、干しアワビの製造を提案しているというような中間報告がありました。これについては担当部局としてその確認はしておりますか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

理解促進事業の一環といたしまして、発電に係る余剰熱、また地熱、温泉熱といったものがどういったことに使えるかという各種事業検証はいたしました。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

[4番 谷 正君登壇]

○4番（谷 正君） そうした場合、公表されている源泉のデータでしか現在は推しはかれないと思うんですが、これは銀の湯会館の源泉の温泉分析を見ますと、温度が96.6度、それからpHが8、弱アルカリでいいのかな。それで一方、海水のpHがおおむね8前後で、汽水域とか寒流とか暖流によって若干塩分濃度が何か違うみたいらしいんですが、3.5%ということらしいです。下賀茂の温泉は昔から、下賀茂というか、いわゆる加納、下賀茂温泉の源泉というのは、俗に言う平たい言葉で言うと塩湯というというような、一般的に呼ばれているものですから当然塩分濃度が濃いと思うんですが、その中で私疑問に思いましたのは、この中間報告の中で、ナマコとかアワビというのは基本的に寒流系の海産物に属すると思うんですよ。ナマコの生育環境というのは、ご存じのように、冬が捕獲の季節で、一説によりますと大体13度から18度ぐらいが最適で、18度以上になると成長も生育も鈍って、5月、6月に海水温度が高くなると砂の中に潜って越冬ではないんですが、いわゆるそういうことを過ごして、また温度が下がってくれば出てくるというようなことで、ご存じのように、この辺のスーパーでも漁協の直売でも、冬しかナマコというのは出荷されていなくて販売されていないんですが、これを先ほどの一概には言えないんですが、96.6度の高温で干しナマコ、干しアワビの生産というのは、現実的に真逆の提案ではないかと。これを解決するには、当然逆転の発想で熱交換システムでやるということになるんですが、熱交換システムをやりますと当然、先ほど言いましたB/Cの関係もありますから、現時点では不可能ではないかなと思っています。

その中で、これをそのままコンサルタントの言うとおりにやるのかやらないのか、これも本

当の地熱利用のほうは本体が動かないとそれも進めないというような考えがあるんですが、漁協の直売へ行きますと、試験プラントでアワビの養殖を試験的にやったというような小さなプラントがあるんですが、当初はアワビの稚貝があったんですが、現在はもう全部死んじゃって、そのまま放置されているというような現状があるんですが、その辺の考えというのはどう考えているか、ちょっと教えてください。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

当初、理解促進の中ではあらゆる可能性についてチャレンジしよう、確認しようということではスタートいたしました。

しかしながら、ご指摘のとおりでありまして、やはりアワビ類では水温を上げましても成長には結びつかないというところがありまして、極論でいきますと下賀茂の源泉の温泉ですが、泉質が海水に起因するものであったかどうかということについての確認という意味では半年、1年単位でアワビが生きておりますので、それができたといったところに現実問題として、ヒートポンプを使いまして冷房をした上で食べさせるようにするというのは、ちょっと現在の技術ではまだナンセンスといったぐらいのところまでしか来ていない状態です。

その中で出てきておりましたのは、やはりウナギであったりクエ等であったり、特にウナギにつきましては、通常2年間かけて養殖して出荷するものについてが、温泉管を1本通しただけで食害を受けなくて1年で出荷できるということまではたどり着いたものですから、そういったことができるのかといったほうにシフトをしていたところであります。

また、高級魚クエにつきましても、今、県内で養殖をやられている場所がなくなったものですから有効でないではないかというようなお話をちょっと今回いただいた記憶はございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

[4番 谷 正君登壇]

○4番（谷 正君） ナマコとかアワビとかフカヒレというのは、いわゆる中華三宝、3つの宝というのは、一番いいものというのは日本の三陸のナマコで、ナマコについては黒いダイヤだと言われている黒ナマコと青ナマコがいいということなんですが、現実的に南伊豆では黒ナマコと青ナマコというのは水揚げ量が少ないわけですよ、生食用のナマコ等で。アワビについても漁協に聞きましたら、ふるさと納税の返礼品だとか、観光客の方々の土産用で

もう手いっぱい、加工にはなかなか追いつかないということで、じゃ、陸上養殖をやるのかということになると、今、課長が言いましたように、ほかのものだと思うんですが、なかなかそのノウハウがまだ確立されていないと。

これは、瀬戸内海のほうで旧共同石油がアワビの養殖等をやっているというようなこともありまして、お節料理等の小さいアワビはその養殖のアワビらしいんですが、それだものですから、そういうものについてはちょっと不可能ではないかなということと、先ほど、課長の答弁の中で、高級魚のクエ、モロコ、その養殖ということなんですが、南伊豆の現状としますと、15キロから20キロぐらいのものだというのは年間100本未満しか揚がらないよと。

御前崎漁港で浜岡原子炉の余熱で、いわゆる養殖をしまして、4キロぐらいになれば出荷していたというような現実がありまして、浜岡原子炉が休止されたときに、県のほうで熱源については補助を出してやっているということですが、どうせやるのであれば下賀茂のいわゆる熱源を利用するというの温度が高いということになれば、そういうものを十分考えてということのほうがいいと思いますよ。

それから、もう一つは当然、陸上養殖をしないと採算ベースに合わないと思うんですが、よくテレビでやりました好適環境水というのが、いわゆる金魚とマダイと一緒に水槽で泳いでいたと、あれが好適環境水ということらしいんです。あれが今問題になっています加計学園の岡山理科大学の山本先生が発明したものなんですが、こういうのをやるときのコンサルタントからの提案というのは、そういうものがなかったということによろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

ございませんでした。もうそもそも温泉の成分自体が何によるものなのかということで、真水に塩が解けているのか、海水ゆえんなのかといったようなことについても、それを分析、推測していくという状態でございましたので、まだまだその先の内容については手がつかなかったというところがございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） わかりました。

それでは、最後の伊豆縦貫道と半島振興法・過疎促進特別措置法の関係の質問をさせてい

たきます。

伊豆縦貫道につきましては、箕作から三島・沼津方面へ抜けるような道で走っていきますと、もう具体的に、ああ縦貫道の工事だなと。天城を越えますと、伊豆市とか伊豆の国市では具体的にもう橋脚・橋台ができ上がりましたもうすぐだなというようなことがあるんですが、そういうものを含めた中で、29年4月1日付で下田市はいわゆる過疎地域の指定を受けたと。そうしますと、半島振興法と過疎法の指定を受けた伊豆南端の1市3町が同じ土俵に上がると。今までは、同僚議員もご存じだと思いますが、一條箕作線等の関係で南伊豆は過疎で事業をやって、下田は半島振興法だということになりますとそごが生まれてなかなか進まなかったというような経過があるんですが、今回、1市3町が土俵に乗ったということになった場合に選択肢がふえる。当然ふえますよね、半島振興法と過疎法の関係でどちらで事業をやるかというような選択肢がふえるということもあるんですが、悪口ではないんですが、いわゆるインフラ整備が1市3町というのは当然できていないものですから、今までの実績でいきますと過疎法のほうが若干有利だよという形の中で、過疎の事業費の割合というのは、数字的に静岡県がどうだということではないんですが、今までの実績ですと大体年間18億から24億の間で推移していると、その中で事業費の取り合いになるのではないかというような感じがしているんですが、その辺は、町長、どのような認識でいるのか、首長会議でそういうお話は就任してからそういうことが話題に上がったのか教えていただきたい。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂地域においては、新たな過疎地域に認定された自治体もあり、その数が増加・変動することで過疎債などの財源配分が懸念されております。

一方で、昨今においては小規模自治体であるがゆえに権限移譲などでの事務的対応などが厳しい現状から、連携協議会などとする設置数が多過ぎるのではないかとすることも考えているところであります。このような調整が既存の賀茂地域広域連携会議の中で整理されてくればいいのかなどは思っております。特段、賀茂地域連携会議の中ではそのような、今、議員がおっしゃられたようなことに関しては協議はされておられません。

ただ、余談ですけれども、昨日、静岡県の市長会、町長会の会議がございまして、遠くは浜松・湖西のほうからも首長さんが来られたんですけれども、藤枝市長のほうのお話で、なかなかこっちへ来る機会もないということで、久しぶりにこちらへと伊豆のほうに来られた

ようです。下田のセントラルホテルで行われたんですけども、ご挨拶の中で、伊豆縦貫自動車道は早急に進めなくてはいけない事業だと改めて感じましたというお話がありましたので、その話は全西部地区の首長さんたちにも十分伝わっていることと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした場合、いわゆる下田市を含めた1市3町で半島振興法と過疎指定の関係市町村での協議会なり何なりの設置というのは、現時点では考えられないということではよろしいですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現時点では、賀茂広域連携会議を中心に考えたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それでは、南伊豆町、石廊崎とか弓ヶ浜のC C R Cとか老人ホームとか、いろんな大規模事業を抱えて資金需要というのが当然出てくると思うんですが、今後、そういうものについての財政的な面もありますし、事業遂行のための要望活動というのが当然、いわゆる伊豆縦貫道を例にとりますと、何十年も前から県へ行ったり、名古屋へ行ったり、国へ行ったりの要望活動をして、ようやくそれが実って目に見える形ができてきていると思うんですが、そういうものについて、今後の要望活動をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほどの質問においても答弁させていただきましたが、現行の期成同盟会を核として「伊豆はひとつ」の旗印のもと、地元選出の県議や国会議員の先生方とともに関係市町が連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。基本的な要望活動についてはただいま申し上げたとおりであります。今後どのように行動していくのがよりベターであるかは私も

まだまだ不勉強なところがありますので、期成同盟会の皆様や先輩方のお力をおかりしながら一生懸命取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これで最後になりますが、答弁は要りませんが、伊豆半島、特に賀茂郡の市町につきましては遠慮をしているということではないと思うんですが、声が小さいよと、それから要望活動についても二の足を踏んでいるというような印象を受けたというようなことも聞いているものですから、それについては、事業を進めるについては現体制が好ましいと思っていないんですが、要望活動等をしないと担当者としてはいいものだというような認識を持つ場合が多いということだものだから、これについては、ぜひ肝に銘じて要望活動をお願いしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齋藤 要君） 谷正君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 比野下 文 男 君

○議長（齋藤 要君） 2番議員、比野下文男君の質問を許可いたします。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 改めまして、2番議員、比野下です。よろしくお願ひします。

それでは、通告書に従い質問させていただきます。

1つ、南伊豆町の読み方についてです。

昭和30年7月に6カ村が合併し、南伊豆町が発足いたしました。当時私は2年か3年でしたが、学校や日常生活での会話は「みなみいずちょう」と呼んでいた記憶があります。素朴な質問ですが、現在、「みなみいずちょう」と読むか、「みなみいずまち」と読むか、両方の読み方をしていますが、町長は日常、どちらのほうの読み方をしておりますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地方公共団体の名称は、地方自治法第3条により、従来の名称又は名称を変更する場合は条例で定めるものと規定されております。また、合併関係市町村は地方自治法第7条の規定により、新市町村の名称を県知事に申請し、総務大臣の告示をもって成立するものとされております。

当町は、今、議員がおっしゃられたように、昭和30年7月29日、総理府告示第1384号により、昭和30年7月31日から名称を南伊豆町とすることになりました。このように名称については法律または条例により定められておりますが、呼び方や振り仮名について法的に定める規定はありません。

しかしながら、総務省の全国地方公共団体コード一覧や日本加除出版株式会社発行の「日本行政区画便覧」等により当町の振り仮名は「みなみいずちょう」として公表されておりますので、当町の振り仮名は「みなみいずちょう」として認識されているものと思われま

す。このようなことから、町当局といたしましては、公の場での当町の呼び方は「みなみいずちょう」と統一することとしておりますが、さきに述べたように、呼び方に法的根拠はありません。住民の皆様におかれましては「みなみいずちょう」でも「みなみいずまち」でもなれ親しんだ呼び方で呼んでいただくことが郷土愛にもつながるものと考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 私も同様です。「みなみいずちょう」と私も呼んでいます。

たまたま「みなみいずまち」と読んだりすると、自分自身に違和感を感じることがあります。当局側は既に「みなみいずちょう」として定着しており、県内12町のうち「まち」の読み方をしているのは森町のみであります。

しかし、町民の、特に高齢者等にはまだまだ浸透しておりません。どちらの読み方も間違

いではありませんが、紛らわしくないよう統一し、広報等にわかりやすく掲載してはどうかと思うわけですが、町長、その点はいかがでしょう。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども述べたとおり、呼び方につきましては、町民の皆様の好きなようにといたしますか呼びやすいほうで呼んでいただければいいと思いますが、私もいろいろな総会とか町の関係団体の行事に参加しますと、やはり「みなみいずまち」と呼ばれる方もかなりおりますので、その辺のあたりから関係外郭団体、町の関係するところから少しずつなるべく「みなみいずちょう」と呼んでいただけるようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 確かに、統一は難しいです。読み方は自由ですが、全国的には「みなみいずちょう」と読んでいるのがほとんどだと思います。

ふだん、単語によっては読みやすさとして市と町を「しまち」とか、1つの市と5つの町を「いっしごちょう」と読むことによって相手には理解しやすいです。なかなか使い分けは簡単なようで難しいです。これは町民の声を反映した質問です。ご理解、ご検討をお願いいたします。

次に、2つ目としてドローンの利活用についてです。

ことしも梅雨前線や台風5号による土砂災害が九州北部を初め、日本列島を縦断し、各地で甚大な被害をこうむりました。本町も4月17日から18日にかけて町内全域に1時間に30ミリ以上といった大雨をもたらし、避難勧告が発令され、地区によっては土砂崩れや床上浸水等被害がありましたが、短時間であったため大きな被害は免れたかと思えます。近年、気象の変化は激しく、未曾有とも思われる大雨の被害を全国に発生させております。

本町の総面積は約1万1,000ヘクタールで、森林面積は約80%を占めております。九州豪雨のような数カ所の山の崩壊により大量の土砂流出等が多く、生命・財産を失う可能性もあります。

国・県は、数年前からドローンの活用方法を多種にわたり注目しており、特に防災については山・海の地形、そして道路状況等の調査に力を入れて、地震や豪雨等の有事が発生した

場合、その被害を未然に防ぎ、また減災に食いとめることが可能と言われ、環境整備に向け力を入れるということは各自治体も周知のとおりです。

防げる災害を見逃すようでは最悪です。当局において危機管理の一環として、また観光ホームページのコンテンツの一つとして、その他、森林や農地の荒廃状況の把握など、多方面にわたり用途があると思うが、当局として今後、利活用の考えはいかがでしょうか、町長。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ドローンの利活用については町としても注目しており、定期的な河川パトロールや災害時に被災した危険箇所状況把握のために有効な手段であると考えております。

また、橋梁点検での活用については、足場や特殊車両を使用せずに近接撮影が行える点などはすぐれておりますが、打音調査が必要とされるため、国・県においても検討段階にあります。

観光利用についてもご指摘がありました。すでにメディアを利用した観光宣伝映像の作成などにも活用されております。

このようなことから、町としても多方面でドローンを有効利用したいと考えておりますが、観光地である以上、人込みでの落下事故などで危機管理上検討すべき点多々あると認識しております。

なお、現段階において災害時における応援協定等は締結しておりませんが、他の自治体の動向なども確認しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） ドローンは空の産業革命とも言われ、新たな可能性を有する技術で時代に即した小型無人機です。将来、多様化は迫っております。その点を踏まえ、おくれをとらないよう検討を願います。

先ほども述べましたが、平時には防災に関する山・海の地形や道路状況等の調査に、有事の際には災害時の情報伝達手段や遭難捜索など、多岐にわたり活動をされております。今後とも当局側としては限られた予算、職員で多量な業務を遂行していくことは手いっぱいと言っておられました。当然私も理解しております。

しかし、有事は待ってくれません。後手後手になるようでしたら被害は拡大し、最悪の事態になり得ます。最近の新聞記事に「災害発生時にドローンを活用し、民間団体と支援協定の締結がふえている」とありました。先ほども町長の答弁にありました。町内にもドローンを保有されている民間企業は幾つかあると聞いています。官民一体で取り組み、締結し、情報の共有化を図ることは双方にとってメリットが生じると思います。このような支援協定を当局はどのように今後考えておりますか。町長、答弁をお願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

支援協定につきましては、先ほども申したとおり、今後検討していく課題かと思えます。今現在、小規模事業者登録の中でドローンを利用して、町のために何かドローンでの撮影等をしたという方もいらっしゃいますので、必要があればその方にもお願いをして撮影、それからドローンを利活用していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 飛行にはいろいろと規制があり、天候も左右されると聞いております。正確な飛行調査には地元の業界の協力があってこそと思われます。

ある地区の自主防災会では、ドローン所有者のボランティアにより避難地・避難経路が大雨や鳥獣等により荒廃されていないか、いざというときの区民の安心・安全の再確認のため、空からの調査、その状況の観察、さらに住民確認等、各事業者、自主防災員は定期的な会合を行っていると聞きました。それだけ災害の恐ろしさを十分認識されているからこそです。結束して地域の安心・安全をしっかりと考えているので、このように地道な活動を行っている地域の方々を町長はどういうふうにご考え、感じられておりますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

防災について一番大事なのは、まず地域の方たちがどのように住民の安心・安全を守るかということだと思います。なかなか町職員等では全てが賄い切れませんと思いますので、大変力強いと考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） そのとおりですね。先ほども申し上げましたが、私はこのようにふだんの心構えが被害を未然に防ぎ、減災につながることを確信しております。将来は総務課防災係のみならず、多方面での利活用が考えられます。注目されるのは間違いありません。ぜひ購入も含め検討を願います。

3つ目です。

町指定文化財の進捗状況について、私は昨年12月議会において、昭和53年4月1日施行の町文化財保護条例が制定されて38年経過するも町指定文化財が一つもないということは、近隣市町に比べて非常に残念だと質問いたしました。それに対し教育長は、既に何点か候補として取り上げ、内定しているが、貴重な文化財はほかに多数存在し、どれを候補にと大変苦慮しているという状況だと言っておられました。早ければ年度中に確定し、平成29年度の諮問、答申を経て、指定等の公表の段階に進めてまいりたいとの答弁でした。

そして3カ月後、3月議会の予算決算委員会において、教育長に進捗状況を私は問いました。しかし、町指定文化財が1件もなく、新年度には1件でも実現いたしますとの答弁でした。つまり、一度も年度内に文化財保護審議会に諮問しなかったということですか。そういうことと思っております。既に今年度も5カ月が経過しております。何件か候補として取り上げ、検討されておりますか。教育長、お願いします。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

昨年の12月定例会におきまして、早ければ28年度中に町指定の文化財候補を確定し、それから29年度指定へと進めていきたいとの答弁をいたしましたところでございます。それについて、作業につきまして若干おこなっております。

まず、議員が言われた進捗状況でございますが、町内の文化財、それから古文書等を調査・研究している会、南史会、ご存じかと思えます。団体がございます。町文化財保護審議会の委員も南史会の中に会員として何名か入っていらっしゃる方がいる団体でございますが、現在、南史会の協力を得ながら町指定の文化財候補について協議しております。第1回目の指定としての指定文化財の数量、どれくらいの数にするか、それから地域のバランス、それから物が天然記念物で、あるいは植物なのか、彫刻等なのか、そういった属性・分類のバラ

ンス、それから他の自治体の状況での様子等を参考にしつつ、調整している段階でございます。

そういう中で、町文化財保護審議会につきましては、まだ実際は開催しておりません。今後、南史会と協議を続け、指定候補案を確定した後で審議会へ諮問、それから審議会は必要であれば実際に現地、現物を確認した上で数回の審議会を開催して、教育委員会へ答申をしていただくと。審議会の答申結果を踏まえて、最終的に町が指定文化財を選定する運びとなっております。指定時期につきましては、当初の予定どおり、おくれましたが、今年度中には指定したいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） この5カ月間もたって、1件もまだこういう文化財の指定のあれが出ていないということはおかしいではないですか。私は今回質問した中で、幾つかの文化財のあれが候補として出てくるのではないかと期待していましたよ。残念です、本当に。

私は、この件についてなかなか進展がないものですから、本町の町史編さん委員会の専門調査員の方にお会いし、ご意見を伺ってまいりました。その方によると、南伊豆町には平安時代からさかのぼる出土は町内に7体あり、鎌倉時代のすぐれた仏像群も残されていますと説明をいただきました。ここにもいただいた冊子がありますけれども、素晴らしい仏像があります。その仏像を町指定文化財にと早くから推薦しており、ぜひ審査会を開催し、指定の方向で進めていただきたいと申ししておりました。特に、7体のうち3体は平安時代の仏像として多少なりとも補修はされているものの保存・保管されており、町内最古の仏像として古材史、古代史、彫刻史を考える上できわめて貴重な文化財であると言っておられました。当然、占有者の同意を得なければならないことは私も十分理解しております。

本年度で町指定文化財保護条例が制定され39年となりましたが、今までの教育行政の中で町文化財がなかったことについて、教育長、落ち度があったと思いませんか、あなたは。町民憲章に「湯けむりのように高く仰ぐ文化のまちをつくりましょう」とあります。当然ご存じでしょう。恥ずかしいと思いませんか。どうなんですか。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、大変私個人といたしましては申しわけないなど、このように感じて

おります。というのは、私も歴史関係、文化財関係は大好きなものなので、仏像に関しても調査してきた仲間で、そういうことも含めて、ぜひともこの文化財については何とかしていきたいなど、そういう中でお許ししていただければ、この条例ができてから本当に長いですね、30、ことしで9年。ちょうど私が24年から入っていますが、そのときも谷議員がこれについてご指摘して、しかももう5年以上もたちまして、ずっと念頭に置きながらいたわけで、24年以降、ちょうど町史編さんが起きました。町史編さん事業がずっと去年まで来て、町史編さん事業のメンバーの方々と南史会、それからちょうど重複されている時期でございました。まずはそういう方々のこともあって、しっかり調査へ入りましたのは寺院、それから神社、まずは町史のほうへ一気に入っちゃった、そういう形で文化財の保護審議会も同時にあったんですが、なかなかそれが文化財のほうだけが動かなかった。これが恐らく事務局を含めて現実にあったんだろうと思います。おくれるというようになった。28年度に刊行物の2集を発刊できて、去年、町史のちょっと見直しを図ろうということでことしを迎えました。

現在、町史が新たな形に動くと、そういう中で、ことし本当に事務局も、去年からご指摘の比野下議員の、文化財指定を何とかしていきたい、そういうのを具体的に言うと、今言ったように、事務局側が動き始めていると。これについては、今、南史会の方々ととのたたき台はある程度できております。仏像も入れてあります。仏像につきましては、その指定について、先ほど申しましたように、刊行された「南伊豆町史・資料第1集・寺院編」の刊行の際も調査がなされて、上原仏教美術館も私たちと一緒にやりました。そういう形の中で今言った平安の古いことも含まれておりますので、何とかこれらも含めてほかのものと合わせながら数量も選びつつ、文化財の審議会に諮問して、そしてそこで決めましょうと。恐らくことしじゅう、そこが見えると思います。議員のご指摘、よくわかりますので、今しばらくお待ち願いたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 言いわけはいろいろとあります。わかります。後任の教育長にはしっかり引き継いでいただいて、早期に町指定文化財、1点でも多く誕生していくことを期待しております。

町長への質問です。

町指定文化財が誕生すると、維持管理に資金が必要になろうかと思えます。厳しい財政状況の中で、住民生活にかかわりが少ない予算配分は盛り込みしがたいと理解しております。町文化財保護基金条例が平成26年3月に制定され、現在、50万円が特定目的基金として積み立てられております。少額です。

前回の質問では、ふるさとを愛する方々からふるさと寄附金を町文化の保全・継承のお役に立ててほしいとの声が多く、38年間なかった町指定文化財にふるさと寄附金の一部を配分してはいかがと私は要望いたしました。しかし、29年度予算にはそのような兆候は見られておりません。指定の文化財がないから予算づけは蚊帳の外ということですか。それとも、教育委員会からの予算要求がなかったからですか。町長、答弁願います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

午前中も少し答弁の中に入れてさせていただきましたけれども、昨日、県の市長・町長会が下田の稲梓地区のホテルであったんですけれども、中間の時間で視察ということで上原近代美術館のほうを見させていただきました。私も恥ずかしながら初めて入らせてもらったんですけれども、現在まだ工事中でありまして、一般には公開されていません。しかしながら、ほぼ完成ということで全首長さんと見させていただきました。その中でも、松崎町のあるお寺、廃寺ですね、無人の廃寺から以前大変貴重な仏様が出たということで、それは上原仏教美術館で展示してあります。

それも踏まえまして、南伊豆町にも7体の仏像がありまして、3体は補修もしていますけれども、大変貴重な仏様だということで、私きのう見させていただいた中で、ああこんなに話がつながると思ってちょっと今興味を持ったんですけれども、保管ですね、今、7体の仏様がどのように保管されているかということもちょっと調べなきゃいけないんですけれども、大変貴重なものであり、また文化財として認めるようなものであれば一般のお寺に保存していくのが適切であるかどうかも踏まえて、上原仏教美術館の方からも、そのような仏様があったらいろいろ調査させてください、私たちのほうでいろいろと歴史ですとか、どういう仏様かということをいろいろ調査してもらいたいということですとお言葉をいただきましたので、もしそれが許されるものであれば、どのような歴史があつて、どのような仏様なのかを含めて調べていただき、また保管状況が一般のお寺さんですとか個人のお宅に保管していくのが適切であるかも踏まえて、当然、教育や文化の面でも大変大きな意味を持つと思いま

すので、これはそういうところでも保管していただければ湿度や温度の管理をしっかりとやっ
ていただいているところでもありますので、そういうこともありなのかなと思います。

そうしますと、金額的に今時点予算がついていないのは事実であると思いますが、
今後はそちらのほうの施設と協議しながら、どのように対処したらいいかということは、こ
れから検討しなくてはならないと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） これも教育行政の一環で、今、文化財は注目されてきております。
近隣市町では文化遺産を中心に観光に相乗効果が期待できると関心を持ち始めております。
ぜひ、町長、この点も考慮し、検討願います。

先月、新聞記事に、小山町はある町指定文化財の修復、修繕がたびたび計画されるも資金
難で、財政面で折り合いがつかず、前に進まなかったそうです。状況が変わったのは、町ふ
るさと納税を導入した3年前、寄附金の使途に町の文化財保護を盛り込むなどして資金面の
課題をクリアし、知らない町民にも周知が図れ、今盛り上がりを見せているそうです。順序
に相違はありますが、同様の寄附金が有効に利用されたことには間違いありません。

本町の昨年度のふるさと寄附金は約3億9,600万円で、事業経費等を控除しても約2億円
が残りました。ぜひこれからの開かれた文化のまちづくりを実現していただきたいと思いま
すが、先ほども町長の答弁で重複しましたが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思います。文化財に関しましては、私は仏像等だけでなく、
建築的文化財というのも南伊豆町にとっては余り歴史を感じるものが残っていない。またそ
れが大変貴重に扱われていないというのはちょっとおかしいですけれども、保管・保護され
ていないというところは感じます。ぜひともいろんな形をもちまして、そのような予算づけ
も含めまして前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） ありがとうございます。

予算づけは思い切った活動ができると確信しております。町の文化向上に、より理解をしていただくことを強く望みます。

最後の質問になります。

下田市は来年度に向け、この8月に歴史的風致の維持等の法律に基づく計画策定協議会を立ち上げました。この法律は、核となる重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区に維持・向上の計画が国に認定されると、その費用等に補助対象の拡大や国庫補助率の格上げなどの支援が受けられるそうです。下田市は来年の認定を目指し、まち・景観づくりや文化財保護審議会等々のメンバーでスタートをされました。

本町においても、有形・無形文化財等々は歴史上、下田市に勝るとも劣らぬ貴重で多数の遺産があります。どうでしょう、当局の厳しい財政事情に国の支援は明るい材料だと思います。将来の文化のあるまちづくりの活性化に、また観光振興のために一層の脚光を浴びることと思いますが、町長、ぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ぜひとも、下田市の担当の方からもノウハウを聞きながら前向きに進めたいと思います。

今、議員おっしゃられましたように、国・県を初めとする指定を受けている有形・無形の文化財というのが南伊豆町には大変ございます。ただ、無形文化財にしても、その文化を引き継ぐまず人口が少なくなっているところもありますので、形の残る有形文化財に関してはしっかりと残していく。それから無形文化財もいろいろな方策を考えながら人的な、人を残すためにはやはり何か考えていかなきゃならないと思いますので、連携して進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 貴重な答弁ありがとうございます。前向きに考えていただきたいと思います。

これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（齋藤 要君） 比野下文男君の質問を終わります。

ここで13時45分まで休憩をします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 渡 邊 哲 君

○議長（齋藤 要君） 1番議員、渡邊哲君の質問を許可いたします。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 通告書に従いまして一般質問を行います。

町長は、6月の定例会におきまして所信表明を行いました。所信表明をお聞きいたしまして、新町長にしては南伊豆町を今後どうあるべきかという、そういった指針に欠けているなど、そんな感じがいたしました。また、所信表明の最後に、南伊豆町のかじ取りを任されたこの4年間、南伊豆の未来にとってとても大切な4年間であるということをおっしゃいました。そしてなおかつ、「町民ファースト」の政治、そのことについて改めて町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町長に就任し、初の議会に臨むに当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただきましたが、今なおその責任の大きさを痛感しているところであります。所信表明については、既に6月定例会でお配りしておりますのでご案内のとおりでございますが、町民の声を町政に反映させる「町民ファースト」を第一に掲げた中で、町民が主役のまちづくりを推進してまいります。

また、本町においてはまちづくりの根幹をなすものとしては総合計画が定められており、本議会においてもご承認いただいたものでありますので、基本計画に基づきながら実施設計

の最終年度となる平成31年度に向けて着実にその歩みを進めてまいります。

さらに、町長就任に際し、優先的に取り組みたい具体的な施策として高校生の医療費無償化や子供の遊び場づくりなどにも触れておりますが、総合計画の基本目標においても子育て支援の充実が掲げられているなどで、最優先で取り組みたいという私の姿勢をお示したところでございます。

ご案内の総合計画においては、最終年となる平成31年度は私の任期中でもあり、過疎計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略なども踏まえ、多様化・高度化する社会情勢への適切な対応や次世代に引き継ぐべき南伊豆町のまちづくりのあり方などに思いをはせ、私のこれからの4年間の責任の決意を思いながら大変重要な4年間と申し上げたところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

前町長が進めた各種施策においては、議員時代の私の信念に基づく中で賛同してまいりましたので、早急に進めなければならない事案においては継続して事業推進してまいりたいと考えております。本議会のご理解、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、詳細な私の施策等につきましては、予算の確保が必須であることからも新年度予算に反映できるよう指示しているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） それでは、町長、継続事業といえますか、ある面では前町政から引き継いだ事業、31年度には大体完成ということでございましたけれども、31年度以降になると新しい何か、これが岡部町長だという新しい方針が出ると期待してよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

岡部として何をという成果を私は特には意識していないんですけれども、今の事業を継続しながら31年度を当然迎えるわけですけれども、その間もまた新たな事業は推進していくつもりであります。ですから、今は総合計画が31年度までであるということで、それに向かって町政運営はしていかなければいけないと考えておりますが、31年度を区切りというわけではなく、1年1年、毎年毎年の区切りの中で、一つ一つまた新たに今年度、それから来年度というふうな、新しいやらなければならないことというのは、そのときによって出てくることも

ございますので、今計画している中でもこれから随時進めていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 町長は、歴代町長の中においても大変年齢が若い町長であると思っております。

そういった中で、やっぱりこれはその若さで南伊豆町はこうあるべきという、そういう意見があって、私は町長に立候補して見事に当選をされたと考えております。ですからもちろん継承する事業は継承、これはもちろん大切なことでございます。しかしながら、あなたの若さで南伊豆を引っ張っていく、そういう気概をぜひ見せていただきたい、そんなふうに思っておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ありがとうございます。大変うれしいお言葉をいただきまして、また一段と身が引き締まる思いでございます。

確かに、54歳ということで歴代でも若い町長ではあると思います。先ほども述べさせてもらいましたが、きのう、県の市長・町長会の中では決して、若いほうには若いほうですけども、たまたま一緒に席になった湖西市の市長も私よりも大分若いですし、私より若い市長さんというのもたくさんいらっしゃいます。賀茂圏域においても西伊豆の星野町長は大変私よりも若いですので、若い首長は若い首長で先輩たちがどうということではないんですけども、若い人たちで、あるネットワークというかそういう交流の輪ができていますので、その辺もいろいろとその方たちとも相談したり、あと南伊豆町は大変若い職員が活躍していますので、若い職員と力を合わせて、これからやはり私が思うのに、高齢者が歩いてきた道は私たちが歩く道であるので、これの整備は当然しっかりしなきゃならないですけども、私たちが歩いた道は当然後輩たちが歩く道ですので、そこをしっかりとる。やはり町民のために何かができるように一生懸命自分の与えられた仕事をやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 町長、若さでしっかりとやるというご答弁をいただきましたので、この質問はこれで終わります。

次に、南伊豆町の大瀬地区で現在、大規模太陽光発電事業が進んでいるということでございます。その件について、まず町の対応としてどのような対応をしているのか、町長、お聞かせください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

大瀬地内に計画されている太陽光発電事業については、予定開発面積が50ヘクタール前後と非常に大きく、町では土地利用対策委員会の案件として調整を行っております。

去る4月19日に第1回目の土地利用対策委員会が開催され、事業者の説明を受けました。規制対象の根幹となる森林法も含め、各種個別法に抵触する事項は見受けられませんでした。当該区域内に搬入する客土が設計上非常に大きかったため、持ち込む土の量を最低限にするよう指示いたしました。

このような中で、隣接する石廊崎区から区民の総意として130人の署名による反対嘆願書が7月11日付で提出されましたが、いずれにいたしましても、法律の規制範囲内のことでありますので、その旨口頭にてお伝えいたしました。また、7月27日には同区から静岡県副知事にも同様の嘆願書が提出されたとのことでありますが、静岡県の対応についても本町の対応とおおむね同じ指導であったと伺っております。

事業者は、県・町の指導に基づく中で撤土、盛り土、客土等について設計変更を行っている状況でありますので、再提出がなされた段階で、土地利用対策委員会で確認することとなります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） この問題は、県のほうは条件つきで承認が出ていますか。町長、県のほうは条件つきで承認が出ているんですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

条件つきで承認等が出る、出ないということはありませんことございまして、今回の場合、法令のほうは森林法になりますので、森林法関係の審議会が9月、12月といったところですから、そういったところで審議が終わりませんと正式な結論は返ってはいりません。今、町長でございまして、副知事がお話している部分というのは法律論の部分でして、現状今の申請の段階の内容を見ますと、おおむねその中に納まっているというのは見受けられますけれども、審議はまた別ものでございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 企画課長にお伺いしますが、企画課長の感触としてどんな感じですか。許可されるのか、されないのか、感触です。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

その件に関しましては、南伊豆町の企画課長がお答えをする、判断をする勘違いのこともございますので、この場では、ちょっと個人的にどう思っているかということにつきましてはお答えできかねます。申しわけございません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） これは大瀬地区にしてみれば、利害の関係でいうと利があるほうですよ。石廊崎地区にしてみれば、言ってみれば害があるほう、そしてなおかつ伊豆漁協のほうでも、近々反対の署名をしかるべきところへと提出したいと、そんな情報も来ておりまして、と言うと弱い立場の人間を救うのが岡部町長の信条でございまして。という立場から考えて、岡部町長自身はどのような考えを、答えられませんか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

結論としましては、事業者と地域の問題ですので、一首長として賛成か反対か、推進か推進しないかということは、なかなか何とも言えないところではあります。たしかに、大瀬地

区には利はあると思います。石廊崎区に害があるかどうかというのは、私も聞いた中では、いろいろと事業者のほうも川の整備でありますとか、それから地域に対する貢献、それから漁業関係の支援もするという中ですので、そんなに害はあるかなとは考えてはおりません。逆に、石廊崎区も今石廊崎オーシャンパークの再開発をしておるわけですので、再開発に向けて、事業者と一体となって再開発に協力してもらえればということも考えます。ただ、石廊崎区民がどのように考えているかというのも、私も直接は聞いておりません。嘆願書に関して役員の方が来ましたが、区民自身がどのように考えているかということは聞いていませんので、特段私のほうで結論を出すということは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 石廊崎の住民の方に聞きますと、石廊崎区はほとんど99%の住民の方が反対と。そして、これを行おうとする真下に石廊崎区民の命の水があると、水源が。なおかつパネルがいろんな有害物質を含んでいるとそういう報告も受けておまして、そういった中で、なおかつ明日エネルギー合同会社の方は、これができた暁には町道に電線を埋設したいとそういうこともうたっているんです。ということになると、これはやっぱり町が当然大きなかわりを持つようになると思うんです。ということに対しては町長いかがですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

冒頭、町長からも申し上げましたとおり、法律の範囲内で規制されている部分であるのかどうか、公平な判断というのは必要になると考えております。ですので、水源の問題についても、法律的に問題のある部分であるのか、また現実的に問題が発生するのか等については確認をさせていただいたところでございます。その中で、森林法に関しましては、表流水、ダム等をつくってためた水を使うということについては、森林法との関係を大きく関連がしてくるのですけれども、深井戸を掘っての場合につきましては、現実として800メートル程度離れている場所で、開発エリア内でないものですから、関連性が認められなかったところがあります。そういった部分につきましては、まず法律的にどうであったかを確実に見ていくことと、あとどのようなパネル材質を使っていくかということに関しましても確認を今とついでところでございまして、現実国産の太陽光パネルを使うということでありましたので、特に猛毒と言われるようなものについては使われていないということでもございました。そう

いった部分については、ある程度と申しますか、やはりどうしてもこういった話の場合は両方に言い分が出てまいりますので、それを何を基準にジャッジするかということでございますので、行政としましてはやはり法律等にととって、公平に見ていくという状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） それでは、電線を町道に埋設するというそのことについては、企画課長。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

この件につきましてもなんですけれども、現在確認をしているところといたしまして、発電事業でございますので、発電設備に関する森林の開発行為の面積、そして送電に関する面積と申しますか、経路の問題等ありますが、現実問題として発電と送電に分離されるということでもありますので、基本的に土地利用委員会等でまず見るべきところは、開発行為である以下から53ヘクタールがどうであるかというところ。送電線の部分も当然あるんですけれども、これは法律上は同一の中ではちょっと考えてはいけないのかなというところで、まず制度的に法律上、森林法上は53ヘクタールの開発がどうであるのかという部分は林地開発として見ていく。そして、送電線の件につきましては、占用の問題、その他をまた別の土俵で見えていくということで、今分離と申しますか、そのことを考えているところではあります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君。

〔1番 渡邊 哲君登壇〕

○1番（渡邊 哲君） 現在、山の上で風車が回って発電をしておりますけれども、石廊崎地区の皆さんに言わせると、あの件についてもいろんな面で困ったことが起きたんだと。そして、前町長のときに一般質問でいたしました、あれだけの物をつくっていただいても、内容、幾らもうかって、幾ら、そういうことも報告をされていないと、あの会社は。ということが、今後なきにしもあらずでありましてですね、町長。その辺を、利益を受けるほうを優先するのか、困るほうを優先するのか。なかなか両方がよくなることというのはそうないという感じはしますけれども、その辺は十分考慮して、町の立場として。これは石廊崎の皆

さんも、大瀬の皆さんも、漁業者の皆さんも十分納得のできるような話し合いができるように努力をしていただきたい、そうお願いして私の質問を終わります。

○議長（齋藤 要君） 渡邊哲君の質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（齋藤 要君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは始めます。私は通告に従い、南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

6月定例会では、町長が選挙で公約した項目全般にわたって所見を質問をいたしました。今回はそのときにも触れたこともありますけれども、子育て支援の取り組み、それと一次産業の振興、2点にわたって詳細に質問をしたいと思います。

まず、子育て支援の取り組みであります。岡部町長は選挙の公約でも子育て支援を第一に掲げてまいりました。私は、今日本の社会が抱えている大きな問題、少子高齢化そして人口減少というこの長いこと懸案している、また日本の将来をも揺るがしているこの問題で、子育て支援の取り組み、その視点がいかに重要であるのかという観点を含めて、その点に立って質問をしたいと思います。

国連で子どもの権利条約が制定されて、日本政府がその後批准されました。今29年4月に改定された児童福祉法第1章第1条で、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、そ

の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」、第2条では、その原理が示され、第3条の2、3項では、国及び地方公共団体の責務が明記されております。第4条では、乳児、幼児そして児童の定義がされております。児童福祉法でいう児童とは18歳に満たない者、高校卒業までの子供たちのことを言います。ここに対する社会的責務を示しているのが児童福祉法であります。少子高齢化が言われて、平成24年に制定された子ども・子育て支援法は、これを補完することを含めた対策法でもありますけれども、今日でも国家全体、地域全体としてもまだこうした少子高齢化の段階から顕著な脱却の方策が示されていない。一方で持続的に粘り強く取り組みをしてきた地域では、少しずつでありますけれども、若い子供たちが地域に戻ってきて地域に根差している、そういう傾向が見えてきました。

この議会でも4年間にも田園回帰の議論をしたことがあります、前の町長の時代であります。小田切徳美明大教授でありますけれども、南伊豆町議会は平成16年1月にイノシシ対策の問題で、島根県中山間地域研究センターに視察に行きました。ここは過疎地域のシンクタンクで、今過疎地域の筆頭、日本海の絶海の孤島にある島根県の隠岐の島海士町、こうしたところで人口がふえて、移住者もふえる。そして、島の活気、町の活気をつくる。そういう取り組みを初めとして、島根、鳥取山陰の非常に大変な地域ですが、人口が少ない地域でそういう田園回帰の、地方回帰の現象が起こっている。私たちが視察に行ったときに、その統括研究官だった藤山浩さんという方が、その後ことしの4月に一般社団法人持続可能な社会のための総合研究所をつくりました。この間の実践と研究の蓄積で、4年前にどこかの消滅自治体でどこかの区の顧問をやられている方が日本消滅自治体ということで衝撃的な論文を出しましたが、それとは逆に丹念に持続的な取り組みをしてきた藤山浩さんとか、島根県のシンクタンクを含めた研究者と実践者がいるところでは違う現象が起きている、そういうことがつい最近発表されました。

ちょっと能書きが長くなりましたが、私はこうしたところで、この伊豆半島の先端で、条件不利地域で先代の方々が陸上交通がままならないときにも、下田の学校に行くことでさえ下宿をせざるを得ないそういう状況で子育てをして、今の地域を守ってきた。この取り組みに敬意を表しながら、今ここまで蓄積してきた時代の中で、いわゆる財政的にはナショナルミニマムという国民がどこに住んでいても同じ行政サービスを受ける権利があると、これが子供たちが同じ地域に住んで、今の水準で同じ教育のナショナルミニマムを受けられているのか。そういうことを考えたときに、やはりどういうスタンスを取るべきかと。18歳以上の

選挙権を持った大人は選挙も含めて議会や、あるいは行政に対して声を上げることができます。しかし、児童福祉法で定める子供たち、少なくとも高校生ぐらいになれば意見を言えますが、子供たちが言う言葉を法律まで高める上では、やはりそのスタンス、その目線に立つて物を単なる付度ではなくて、本当にその人格、権利を認識をして、そこに目線を合わせることなしにはこれができません。

こうしたときに、この半島先端部でいまだ条件不利な状態にある。東海道筋に出るまで車で2時間かかる。こういう地域で多額の交通費を払う、払わなければ高校に通えない。こうした点、いまだこの間多くの県や自治体では高校生の通学助成を実現しているところがあります。本来であれば、県がそうしたことをやっぱり目配りをしてほしいと思いつつも、私はそれを待つばかりではなく、一番身近にいる行政、町が心を寄せて取り組む。やはり優先度合いと言え、一番優先の問題ではないでしょうか。既に高校生までの医療費については実施するというそういう答弁も受けていますので、高校生の通学費助成に関して、6月の質問では全体の総額2,500万円ぐらい保護者が負担している中で、町長は5%ぐらいという遠慮しながらの言葉でありましたが、私は20%とか30%とか、やはり次代を担うこの地域、しかも、これまで先代が蓄積してきたその苦勞を考えたなら、やはりこうしたものを子供たちに、親の苦勞を見ると子供たちは同じ苦勞をしたくない、あるいは都会に出て、その親が苦勞した分を楽をさせてあげたい。これをともにこの地域で暮らして、戻ってこられる地域にするために英断をして、来年度の予算への取り組みを強めていただきたいというふうに思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

高校生への通学費助成については、平成30年度の実施に向けて当初予算に計上すべく、制度の構築作業を進めております。具体的には、対象者となり得る生徒ごとに乗車地、降車地を想定し、その区間の定期代1年間分を算出いたしました。総額では3,200万円強となります。このようなことから、本町の財政状況等に鑑みながら、身の丈に合った補助率、補助形態、バス事業者に補助するのか、個人に補助するのか、補助対象者の範囲などの詳細を協議している状況にあります。当該補助に関しては、高校生を持つ保護者の負担軽減を図る高校生通学費助成と合わせて、公共交通機関でもある路線バスの利用促進を図ることで、町内バス路線の維持、存続にも貢献できるよう精査を進めており、効果的な助成制度となるよう心

がけてまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 新年度の予算化を考えているということは、本当に重要だというふうに思います。この点では、今利用している方、それを含めて自家用車で送り迎えしている方もいます。こうしたところの想定はどのようにしていますか。あるいは、全部の学生が通った場合を想定したそういうことを考えているということでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、想定の内容につきましては、全生徒がバスを使った場合が3,200万円強という数字でございます。それから、補助内容に関しましては、基本的にはバスもしくは今のところ電車のほうも今後どのようにするか今検討中でございます。バス乗車に対しての補助ということで、自家用車で送迎または自転車に関しては今のところ助成の対象には入れておりません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 全生徒がバスに乗った場合という想定をしているということで、これには期待をしていきたいと思います。

2問目ですが、ちょっと言葉足らずであります、学童保育の充実と夏季学童保育の展望。学童保育も夏季学童保育も現在実施をしております。こうした中で、私は一つは日常の学童保育の課題、今南中小学校で実施をしておりますが、担当の部署ではこの学童保育の課題と今後の展望についてどう考えられているかということ。私の問題意識としては、南中小1カ所で実施をしているわけですが、南東小学校での実施に関して、あるいは利用者の希望やそういう展望はあるのかということが一つ。

もう一つは、夏季学童を実施している中で、施設の対応はどうかということで、私も8月25日に現場を見させていただきました。やはりかなりの数の子供たちが真夏の間、学童保育は非常に重要であります。たまたまその日は風があつて、窓から風が入ってきましたが、や

はり話を聞くと無風のときもかなりあるということで、発熱とかは別にしても、やはり自宅にいれば軽く横になるとか休憩する、そういうときに空調が必要ではないかという問いかけをしたんですが、扇風機の部屋はありましたけれども、なかなか横になる場合、ベッドとかそういうものも用意してありますけれども、そこまでは風も届かないと。やはり空調の設置、全てとは言いませんが、そういう場合を想定した対応も必要ではないかというふうに思います。まず、この点に関して担当のところではどのように考えているかお答えしていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年7月末における放課後児童クラブ申し込み児童は31人で、これに対応するスタッフ数は3人となっております。学校別の申込者数は、南中小19人、南伊豆東小11人、南上小1人となっております、申し込み児童総数は31人となっております。

当該事業はNPO法人風楽に業務委託をし、運営しておりますが、現体制においても受け入れ可能であることなどから、当分の間は現体制で運営していきたいと考えております。また、夏季における学童保育の現状であります、通常時と同様に南中小学校において実施しております。夏季休暇中になると申込者数は通常より増加し、本年度では72人の申し込みとなりました。夏季における学童保育では、通常時とは異なるプール遊びやキャンプなどのイベントも加え、趣向を凝らして対応しております。今後もよりよい充実した事業となるよう取り組んでまいります。

議員のその他の質問の括弧での希望施設の対応、それから空調に関しては担当教育委員会事務局長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えをいたします。

施設の整備についての関係でございますが、今、南中小学校で放課後児童クラブとして使用している教室が2教室ございます。横嶋議員も視察していただいたということでご存じかと思っておりますけれども、そのうちの1つの狭いほう、そちらについて先ほど横嶋議員からお話がありました。空調のほうはちょっと検討していきたいなとは思っております。ぐあいの悪いお子さんであるとか、そういう子が出たときへの対処といたしますか、そういうこともご

ございますものでちょっと検討はしていきたいなと思っております。ただ、考え方によっては、基本的にはそういうぐあいの悪い子については早目に保護者の方がお迎えに来ていただければ一番いいのかなという考えもあるかなとも思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ご答弁ありがとうございます。

ひとつ施設のほうの対応では、たしかに答弁されたように、ぐあい悪い子供をそのままということは、私は子供のために空調のあるところに入れておけばいいかというか、そういうことではないのですが、そこまでいかない場合でもやっぱり空調があるなしで回復なり見込めるのではないかということ。病児保育がこの4月から実施をされて、取り組んで来られましたけれども、それも同じようなことで、やはり親御さんが仕事を休んで来られれば、見てあげられれば一番いいことではあるんですが、そこに至らないまでの段階でもぐあいが悪くなる前の段階で予防できる上でも検討していただけるということだったので、ぜひこれは期待をしたいと思えます。

先ほど町長からの答弁ありましたが、通常時は南中19人、東が11人ということでありましたが、これに関して、これを分けてやるというのは難しいということによろしいでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

今現状のスタッフの数なんですが、先ほど町長が申し上げたとおり、スタッフ数は南中小学校で3人で対応しているという状況でございます。これを、例えば南中小学校と東小学校、二手に分けるということになりますと、またそこで2人ないし3人のスタッフを割いていかなければならないということを考えなければならない。そうなった場合、今の委託料の中でおさめるということがちょっと厳しくなるのかなという部分もございますもので、とりあえずは現状の体制のままでやらさせていただいて、また状況を見ながらその辺も考えてはいきたいなど、利用人数とかがふえてくればまた考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 続いて、学童保育の関連で、その他で項目を書いていなくて申しわ

けないんですけれども、これは健福の担当になるのか、6月議会でもこれは質問というよりは指摘で、静岡県特に東部で児童館の設置数が非常に少ないと。郡内では松崎町、伊東市、ほかの郡下の自治体にはない状態であります。

さっき、一番冒頭に児童福祉法のいわゆる理念等々もお話しましたが、こうした点で児童館の検討、これに関してこうしたことを検討したことがあるのか、あるいは展望をしたことがあるのか、または展望しているのか、この点認識を伺いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺雅之君） お答えをいたします。

児童館につきましては、この施設というものは、先ほど議員が言われました18歳未満の子供が使う施設でありまして、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置する屋内型児童厚生施設というように規定をされていると思います。

これまで、児童館を設置するとかという展望でありますとか、検討でありますとかということは一切ございません。私どもの考えとしては、例えばうちの町の身の丈に合った形でやっていたらいいのかなということは考えています。というのは、既存の施設を使って、児童館的なことができればよいのかなというようにも感じております。

また、遊びというのは発想を豊かにするものでありますとか、子供の成長につながるもの。また、人間の形成に必ず必要なものではないのかと思っております。しかしながら、遊びというのは、やはり私の昔子供だったころは与えられて遊んだわけではなくて、自分から遊び方を見つけるとか、何かをつくるとか、海へ行くとか、山に行くとか、そんなことをして遊んでいました。その児童館の目的というのは、要するにこの遊びを提供する場で、それを通して健全な児童の発育を促していくものなのかなというふうには感じていますが、今のところ児童館を建設するとかというような構想はございません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） これは単純に担当というあれではなく、社会的にもこの行政報告でも出されましたけれども、健康福祉センターが建設中であります。4億円借金をしてやりまされども、高齢者のところでは老人会等々から意見が出たとかということでやりまされども、実情は現存の社会福祉協議会、それが入って若干の部屋がある、または包括がそっち

に行くということでありますけれども、そうした声が出るころの世代は出るんだな、やはり児童に関しての認識というのは、やっぱりそれなりに大人の社会も学習しないとできないと。

保育でも数年前にゼロ歳児保育をやっとやっていただけでしたが、それ自身も進んではいるんだな、ゼロ歳、1歳、2歳、月齢によってその教育の内容、仕方でもって子供の成長というのは全て違うと。遊びの問題でも、いわゆるプロフェッショナルの子供の発達を見た場合に、単純に享受するというのではなくて、その発達を促していく。こういうことがいわゆる僻地の先端にあるところでもそういうノウハウを持って子供たちを見ていく。

まして、自然フィールドがこれだけ豊かなところで、そうしたことを子供の発達を合わせてやれる拠点があるとなしでは全く違うと。今はありませんけれども、国立公園でアメリカなんかはレンジャーがいますけれども、いずれ、フィールドの単純なインストラクターではなくて、レンジャーも含めて児童のフィールド教育をやる際に、これが児童館の教育と合わせた取り組みをすることになれば、もっとそういう意味では教育のフィールドとして、杉並区の跡地や横浜委員会学園などの単純な漁村体験とかだけではない、もっとプロフェッショナルな取り組みをして誘致をすることもできると。それが今の移住定住の問題ではないんですが、今現にあるいはこれまで子育てで苦労してきて、本当に手が出ないような状態があったこの町で、みずから子供たちを育てている世代を、本当に今までを振り返りながら先に子供たちを助けてあげる、将来を発展させる道を開くために、そうしたことをぜひ今後考えていただきたい、研究課題としても取り上げていただきたいことを述べておきたいと思えます。

この問題の最後は休日保育の実施の展望です。

南伊豆町の産業というと観光業が主体だということと言われています。観光業はいわゆる土休日、祝日にお客さんを受け入れる、こういったときに子供がこれまで後見に押しやられて、やむを得ずいることは否めない。しかしながら、先ほども話した今日の中で、やはり子供の健全な発達を観光地として担っていく上では、土休日の保育というのは、その観点は外せないであろうと、その点で認識と展望についてご答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、幼保連携型認定こども園として2園を運営しておりますが、土曜保育については南

伊豆認定こども園の1園にて実施しております。この土曜保育の職員配置については、教員、保育教諭6人にて対応しておりますが、土曜勤務分の振替休日を取得するための勤務シフトにも苦慮しているところであります。

このような状況下において、さらに休日保育となりますと、保育教諭の配置や確保が大変厳しいものとなることから、休日保育の導入については、現時点では非常に難しいと考えております。

しかしながら、町の子育て支援の推進に向けては、保護者の方々の要望も含め、今後教諭も交えた中で所管課内において調整を図り、体制整備の方向性も含めた導入の可否など検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） たしかに、土曜保育をやるということ、振替休日の苦慮は想定される答弁であります。こうした質問をすると現場の方々に怒られるんじゃないかという。何も現状で重荷を課すつもりは全くありません。都市部であれば、こうしたときに何らかの対応を求められる施設がないわけでもありません。保育ママも含めて。

しかしながら、よく観光地の土地では、やはり子供が、特に幼児、成長期にある場合に、親が働いていた場合になかなか子供たちだけで時間をつくるということで、そうしたところの課題がたくさんあるのはご承知のことと思います。課題ではあるからこそ、南伊豆町がやはり今後社会がまたいろいろ発展する上で、真のリゾート地としてお客様を迎えて発展をしていく上でも、この課題は避けて通れないと。

現状では、全て同一労働で同一賃金正保育士にしたいという思いはありますけれども、そうでなくても、保育士を拡充して、雇用を生んで、そして休日保育の実施をする。そして、観光でのキャパも広げていく。こうしたことも、これは今日観光の問題、いわゆる少子化社会の中で社会の縮小なんていうことを言われています。夏季型の海水浴の観光を縮小しているなどということはありません。しかし、私は今の子供たちの認識の中では、伊豆縦貫道の実現というのは我々の世代以上の期待感、それで身近なものとして捉えられつつあります。こうした中で地域の発展を海上交通から切りかわって半世紀以上たつ中で、そうした期待を地元発展のために生かしていく上では、我々が休日保育は課目の中でもフロンティアの取り組みかもしれませんが、こうしたことに展望を見出していくことは必要ではないかというふ

うに思います。改めて町長のご見解を伺います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

実際問題としましては、議員先ほど言われたとおり、観光地でありますし、今働いている方々の観光施設並びに病院関係、福祉関係等も考えますと、休日保育というのはかなり比重が高いと考えます。しかしながら、今現在保育士の町での採用ということにつきましても、なかなか保育士であるとかそのほかの技術職の方々の南伊豆町を受けてくれるという数も限られております。一遍にたくさん受けてくれるということもなかなか難しいですし、一遍に採用ということも難しいです。長い年月、長いという言い方もおかしいですけども、年月をかけて職員の対応はしていきたい、このように考えます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 最初に基本的な観点を伺いましたんで、ぜひ時間がかかっても基本的な観点を具体化する取り組みを検討し始めていただくことを期待いたします。

2番目の質問です。

一次産業の振興と体制の充実であります。これも6月議会で全体産業ということで質問をいたしました。改めて観光が主要な産業という中で、これまで私もその魅力を形づくるのは景観はもちろんあるんですが、その地域を守る農業そして林業、漁業、一次産業の確立は欠かせないというふうに思いますが、まず町長の一次産業に対する位置づけ、認識はどのようなものか、改めてご見解を伺います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

このたびの選挙公約としても、私は産業振興で基盤が強いまちづくり、そして農林水産業、いわゆる一次産業に関する事柄を幾つか挙げております。

町内における雇用の場は多くは個人経営などによる中小規模であるため、多くの雇用が望めないのが現状であり、そのような中で地域に合った雇用の場としての一次産業は、今後重要な位置づけとなります。

現状における一次産業を取り巻く状況を見ると、生産のみならず加工、流通、販売までもみずからが、もしくは各業種との連携による六次産業化への意向も求められておりますので、生産者のやる気次第ではさらなる発展が望める産業でもあり、このような観点からも、一次産業の振興はきわめて重要であると捉えております。

今後も一次産業に属する方々のご意見を伺う中で、情報収集に努めるとともに一次産業のさらなる振興、推進に注力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 産業という言葉でいうと非常に大げさ、あるいは大それたことに聞こえるわけですが、特に地域農業、なかなか家族農業や専業の方々は減っております。ただし、この地域の専業農家は東海道地域に出ても恥ずかしくないぐらいプロフェッショナルとしてのレベルが高いものであります。同時にその方々だけでは、この地域の景観も含めた耕地を守っていくことは不可能で、お年寄りになっても元気なうちに耕作をして収益を得ると。こういうモデルがこの発足して12年たつ湯の花直売所であります。みずから根をつけて、みずから販売。これが高齢者の生きがいにもつながっている、広がりつつあります。このNPOの事業モデルは今加工や流通の問題でも、次の段階を目指して、住民の皆さんの中でこの発展とその地域への貢献を目指して取り組んでいることでありますけれども、改めて農業は種類によって設備投資がなくても進むものもありますが、一方で今縦貫道の残土を活用して農地を新たに復活する、あるいは中間管理機構で農地を集積して、農業希望者にこれを貸与する、こういう取り組みが始まっております。

そうした中で私は6月議会の際に、いわゆる新規就農援助の問題について言及しましたが、改めていわゆる収益モデル、これで食べていける。今施設栽培のイチゴは農協とかがバックアップをして、大きな投資、多額の投資とそれを背負って実施しておりますが、露地栽培などではそうしたモデルはありません。県の補助事業で有機農法関連もありますが、JAS認定の農家はまだないと思っておりますが、こうした点も含めて、農業振興の点は収益モデルをつくってやるべきではないかということ。これは今日の伊豆新聞で、南伊豆分校が野ブキの品種改良で、今度はその研究発表大会で、関東大会で優勝して全国大会に行くという報道がありましたが、こうした点、町長のご認識また担当部署でのご見解をお答えしていただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今後の農業振興を考える上で、耕作放棄地、担い手、有害鳥獣対策は不可欠であり、その対応に苦慮しているのが現状であります。一方で、農業振興会の地道な活動や農林水産物販売所湯の花への出店などにより、生産、販売、消費の地産地消が確立されつつあり、今後においてもさらなる発展の兆しがうかがえます。

今後も地元物産の付加価値を推進し、生産物の余剰対策に即した加工技術などの向上に取り組みながら、地域資源を活用した産業振興や新たな事業創出支援を推進してまいりたいと考えております。

今議員がおっしゃられた野ブキの分校生の発表ですけれども、大変すばらしい結果だと思います。このことは南伊豆分校の先生とも少し話しましたが、できれば南伊豆分校の生徒が卒業すると農業に関しては即戦力の人材でありますので、その生徒たちが一度町外に出て学んできてもいいですし、そのままみずから農業に対してこの町でやっ払いこうという意思があれば、町はまた何か支援ができればとは私は考えます。大変貴重な存在だと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

今町長が言ったことです。やっぱり付加価値のあるものづくりを、例えばネーミングをすとかという形で南伊豆独特のものが、今言った野ブキなんかも代表かと思っておりますけれども、そういうものを推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長もご答弁されたように、南伊豆分校でいわゆる卒業してすぐ就労、就農。この米生産で収益を上げていくということは非常に能力的にもハードルが高いものであります。しかし、そこに挑戦する若者がいればそれに応える。やはりこの間何人かそういう青年が、おじいちゃんの南伊豆にあると。南伊豆分校に農業をやりに入って来る。入ったら農業を希望する人がほとんどいないのでびっくりしたと。しかし、現在も頑張って農

業に携わっている青年がいます。私も分校の農芸祭に、当時の分校のスタッフが高校の統廃合の契機の際に、湯の花を通じてバックアップをしてほしいということで農芸祭に友情出演しておりますが、この南伊豆分校の位置づけをしっかりとしながら、同時に励まして、収益モデルをきっちりとつくり上げていくことが必要じゃないかというふうに思います。

もう一つは、町長の見解をお聞きしたいのですが、南伊豆町がコシヒカリのルーツ、先祖米コシヒカリの現存するお米では愛国米で、その先祖米の身上早生、身上起が南伊豆町から出たお米です。今、愛国米でつくったお酒が身上起と。南伊豆町の専業農家がこの愛国米を育てて、そしてそのOBも分校の生徒であれば、酒をコーディネートしたのも分校のOBです。コシヒカリの先祖の今ある日本のお米のルーツの源になっているのは南伊豆町だと。先ほど、この地域の付加価値、ここにしかないもの、米の一つはまさに日本人の命の、食糧の源である米はまさに南伊豆町なんです。この点をどういうふうに評価するのか。私は取り組みが近いところにあるだけに、なかなか言いづらいというのはおかしいですが、やはりこれは南伊豆の誇りとして地域のアイデンティティとしてしっかりとその価値を認識しながら、ゆっくりとこれを世間に。なかなか議会でそういうあれがなかったもので、ところがイギリスのワインチャレンジではブロンズメダルを2015年に取りました。これに対するご認識を伺いたいと思います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

愛国米につきましては、大変南伊豆町にとって重要な存在だと理解しております。先ほど比野下議員の質問の中にもありました文化財に関しても、南伊豆町ならではの貴重な文化財ということで何とか保護をしていきたいと思うのと同じように、南伊豆町の大切なお米でございますので、何とか新しい産業にという思いは大変強いです。

それから、お米に関しては私の中でも今ある身上起意外にもまたほかのもので何とかできないかということで、これは非公式ですので、何をどうするという事は言えませんが、私の友人とかのレベルでこういうものがないだろうかということで、少しずつ動かしていただいています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 関連商品はもとより、何も派手にやれという思いはありませんが、しかしオンリーワンであって、その価値は非常に高いものがあると思います。じわじわと認識が広がってくると思いますので、それを地の産業につなげて、一過性の花火ではないものに育てていきたいというふうに私も思います。これらを含めて、今子供たちの中にもあるところを出て地方から集まると、地方のものを持ち寄って味わおうなんていうそういう試みがあるそうです。そういうことを含めてこの土地をアピールしながら、その事業がやはり産業につながっていくということをやっていければというふうに思います。農業の点ではそういう関係であります。

ちょっと漁業に関しては、南伊豆町が山もあり海もあり、宣伝文句のあれで海産物、水産物の宝庫だということは今回の議会の質問でももちろん出ました。その関連で、いわゆる水産の場合は水産加工あるいは養殖、漁獲も含めてありますが、本瀬には栽培漁業センターがあって、ここでの稚魚の養殖が内陸養殖につながっていることがあります。議会でも10月の末に視察を検討しておりますが、内陸のほうです、フグの養殖をするとか、本モロコの養殖をするとか。フグに関しては個々の栽培漁業センターの指南を受けていると、そういう取り組みがあります。こうしたところとの連携、また事業の展開も重要だと思います。ちょっと個別で申しわけありませんが、漁業の観点あるいは認識がございましたらご答弁していただけますか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における漁業水産振興に向けた事業支援としては、稚貝、稚魚放流事業のほか、民間団体が行う藻場再生事業、海岸清掃事業等への補助金を交付しております。今後においても、つくり育てる漁業の確立を目指しつつ、アワビ、伊勢エビ、真鯛の稚貝、稚魚などの放流事業を継続することにより、安定した水揚げを維持し、漁業所得の向上が図られるよう事業を継続してまいります。また、平成27年度には漁港及び漁港施設の機能保全計画の策定が町内の全漁港において完了いたしましたので、漁港及び漁港施設に関する健全度の判定に基づき、健全度の低い施設から整備に取り組み、施設環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、稚貝、稚魚の放流とあわせて、内陸養殖なんかも業種転換の対象にこうした県補助等々も含めて、提案ノウハウも含めて重要ではないかと思えます。

次に、林業です。

薪炭生産終了から放置せざるを得なかった森林、この面積が全体で町内の約78%あります。こうした中で、南伊豆町には先発の林業事業隊も含めて2つの林業事業隊、また森林組合に参加している青年林業者も含めて結構な林業従事者がおります。小山町や御殿場にも進出するという気概があります。同時に、この間つい9月4日に静岡の林業技術研究発表大会で、町内の林業家が東京大学の樹芸研究所と共同して発表したユーカリの植栽、もう既に植栽して丸4年がたつんですが、これに関して早生樹の発表で最優秀をとったということで、今後またその分野でも全国大会に出るといふことでもあります。先ほど、南伊豆分校の話もしましたが、いわゆる杉、ヒノキが林材として、用材として使えるようになるには最低30年から40年かかる。今、時代の要請に応じて早生樹をどうするかという研究技術の会議がもたれておりますが、こうした関連で加納にある樹芸研究所で演習林の中で研究されているわけですが、こうした取り組みもあります。やはり、栽培漁業センターや樹芸研究所、かつては厚生省の薬用植物栽培研究所、医薬品食品衛生研究所も最先端の場所でありましたが、こうしたことと協力をしながら、技術的な問題を実用に転換する取り組みを仰いで取り組みを強めたらどうかというふうに思いますが、この点での町長のご認識を伺いたいと思えます。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

林業については、町内の2事業隊が森林整備事業補助金や森林整備地域活動支援推進交付金などを活用した事業を実施しております。あわせて県の事業である森の力再生事業も実施しており、森林における環境保全整備を進めております。町内の約8割強が山林や原野であることから、林業振興の重要性は認識しておりますが、現状においては補助金の活用を中心とした事業に特化しているのが実情であります。

今後はエネルギー関連事業などの導入も視野に入れ、収益率の高い林業振興事業として参画できるよう、受け入れ側である林業関係者からもご意見を伺いながら、本町の林業振興において効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長がご答弁されたように、今林業事業は静岡県の場合は市民税があるからまだいいんですが、これは日本政府、国家として林野行政、乱暴な言葉を言っちゃうとまずいんですが、非常にここを疎外してきた、ここから手を引いてきた、こういうことがあります。今、シカの繁殖やイノシシの繁殖というのは、林野行政の後退に尽きると思います。住民や自治体の責任ではありません。こうした点を改めてやる上でも、森林を本当に活用して生きていくことが重要です。

町長、最後に先ほど一次産業の重要性で農業、漁業、林業、これを今担当する部署は臨時職員も含めて4名です。私も休耕地対策とか何かでかかわりが多いんですが、絶対に手が回らないのと、一生懸命やっている、もうパンク寸前のそういう状態であります。本来、観光地をもとにして魅力を発信するベースである事業、非常に重要なところをかつては農林水産課という課の対象でした。私は本来の課の体制に戻して、そしてこの地域を守る働き手をつくる。今、地方創生で移住何がしの取り組みが、かなりそっちに地方創生本部とか内閣府の取り組みでやられていますが、私は子育ての話からもしたように、この地域の力、この地域で子育てを含めて頑張っている、その人たちを励ます。一次産業のベースをしっかりと支えるのも体制があつてこそだと思う。この点でのご見解を伺います。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成16年度末までは、農林水産課として1課2係体制で配置され、職員数も現在の3倍程度は配属されていたようですが、今現在は農林水産業に関する部署としては地域整備課農林水産振興係が担当しており、関係する職員数などはご案内のとおりでございます。

ご指摘の農林水産課時代においては、農道、林道、漁港における新設、改良工事などの施設整備事業は活況にあり、職員が測量から設計までを手がけたほか、自然休養村事業、構造改善事業、農地、林地等の災害復旧などの施設管理、治山事業や畜産、養蜂といった幅広い分野までの事務事業に対応していたと伺っております。

時が経過する中で、今なお一次産業の重要性は自明の理ではございますが、社会構造の経過とともに、各事務事業や事業費は減少し、全職員数も定数管理が進む中で、まさに少数精鋭での仕事量に比例した人員配置となっておりますので、このところはぜひともご理解を賜

りたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ここで、町長の答弁を持ちまして、横嶋隆二君の持ち時間が終わりました。

◎散会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日第2日の会議を開きますので、9時30分までにこの場所へ集合していただきます。

散会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年9月7日(木) 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 5号 平成28年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 4 報第 6号 平成28年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 5 議第58号 南伊豆町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第59号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第60号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について
- 日程第 9 議第62号 備品購入契約について(平成29年度緊急地震・津波対策等交付金可搬ポンプ付積載車購入)
- 日程第10 議第64号 平成28年度南伊豆町健康福祉センター建築工事変更契約について
- 日程第11 議第65号 平成28年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 議第66号 平成29年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議第63号 平成29年度石廊崎ジャングルパーク跡地内温室等解体工事変更契約の締結について
- 日程第14 議第67号 平成29年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第68号 平成29年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第69号 平成29年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第70号 平成29年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第71号 平成29年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第

- 1号)
- 日程第19 議第72号 平成29年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号)
- 日程第20 議第73号 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議第74号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議第75号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議第76号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議第77号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議第78号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議第79号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議第80号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 議第81号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議第82号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 議第83号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議第84号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 議第85号 平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第33 議第86号 平成29年度石廊崎支線道路新設・改良工事（その2）契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	渡邊哲君	2番	比野下文男君
3番	加畑毅君	4番	谷正君
5番	長田美喜彦君	6番	稲葉勝男君
7番	清水清一君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	小澤義一君	総務課長	大年美文君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	鈴木重光君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	高橋健一君	健康福祉課長	渡辺雅之君
教育委員会 事務局長	大野孝行君	生活環境課長	飯田満寿雄君
会計管理者	高野克巳君	総務係長	山本広樹君
代表監査委員	高橋正明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤禎明	主事	齋藤貴成
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） おはようございます。

本会議2日目の会議をただいまより開会します。よろしくお願ひします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成29年9月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 本日の議事日程は、印刷配付をしたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

5番議員 長 田 美喜彦 君

6番議員 稲 葉 勝 男 君

◎一般質問

○議長（齋藤 要君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（齋藤 要君） 3番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 改めまして、おはようございます。

昨日の初日は雨からのスタートでしたけれども、きょうは晴れました。私は、自他ともに認める雨男ですけれども、きょうは晴れということで、いい質問ができるかなと思っておりますけれども、朝方は幾分涼しいような状況ですけれども、日中になると気温がどんどん上がってきまして、体調を崩しやすい時期にもなってきております。そんな中でも、これから先、いろいろとイベントが続きます。敬老会も始まりますし、小・中学校の運動会も始まっていくという中での質問になります。

それでは、きょうは、事前の通告に従いまして、2つ質問をさせていただきます。

1つ目は、町内認定こども園、小・中学校へのエアコン設置の必要性、それから、2番目として、大型観光企画「ディスティネーションキャンペーン（DC）」への町の対応という形で質問させていただきます。

最初の質問です。

小・中学校へのエアコンの設置の必要性です。

この質問は、私が議員になって最初の9月議会、平成23年9月議会のときにも質問させていただきました。このときには、保育園、幼稚園、小・中学校の夏季対策、猛暑対策として質問をしました。

そのときの教育員会の答えというのは、熱中症に関しては神経をとがらせております。教室温度を当然はかっている。高いときには、保育園、幼稚園の場合は臨機応変に水浴びをさせている。小・中学校は休み時間に窓をあけて風通しをよくする。授業中でも極端に暑ければ窓をあける。家から水筒を持ってこさせることも当然行っている。7月から9月にかけては、これはどこの学校でもやらせていますというものでした。これが6年前の状況です。

6年たった今では、こども園にはエアコンが導入されているということを聞いております。それから、小・中学校へは扇風機が設置されているという状況です。

ここで6年前と、もう一度同じ質問をします。

学校の授業中の環境、校舎、教室内の温度は把握しておりますでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

各学校においては、学校環境衛生の日常点検表というのがございます。それにより、学校

開校日における天気だとか、あるいは気温、湿度を把握しております。ただし、学区によって観測場所、これがまちまちでございまして、例えば屋外で観測する学校があったり、校舎内、これは特に保健室で観測する学校がございました。観測時間は、おおむね7時半から午後1時半ごろまでの間、学校、日にちによって、それぞれまちまちでしたが、おおむね午前中の観測となっております。

昨年度の6月から9月及び今年度の6・7月のデータを確認いたしましたところ、校舎内観測で昨年度の一番高いもの、これが7月14日、20日、いずれも9時ごろだったようです。南伊豆中で、保健室の場合で観測された温度が31.1度あったと。本年度についても、7月までのデータで7月14日、これは8時半ごろでしたが、同じくやはり南伊豆中学校の、場所は保健室で観測されたもので、やはり30.8度が最高となっております。

当然、学校の授業中の学習環境の温度等の環境計測はどうなっているかということですが、なお、今後とも引き続いて、授業中における気温、温度などの観測調査、これについては、学習環境の適正化に努めていきたいと考えております。

とりあえず以上でございまして。学校の温度、設置の状況でございまして。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 学校側のほうの温度は把握しておるところですけれども、実際にはかっているのは保健室のわけですよ。午前中ということは、多分今ごろの時間ですかね。始業間もなくということだと思ふんですけれども、保健室というのは環境が整っている状況だと思ふんですけれども、例えば、実際に授業が行われている教室、ここでの温度というのは把握しているのでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

全ての学校で、教室内の温度を毎日毎日かっているという状況ではないかと思ふんですけれども、校長先生等の判断で、当然職員室とか校舎外とかで、きょうはかなり気温が高いなという場合には、それぞれ温度計を教室等に持ち込んで対応しているということ、口頭ですけれども伺っております。

以上でございまして。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 実際、今回の質問を上程するに当たって、現場を見てきたんですね。南伊豆中学校、それから南伊豆東小学校です。

実際、6年前に訴えた効果もあったということかわからないんですけども、扇風機の設置は確かに見てきました。ただ、教室に小さい扇風機が2つ、南伊豆中学校においては壁に1つかかっています。それから、黒板の前に1つ。多分これ、涼しくない。扇風機があるから涼しいのだろうという気になっているだけで、涼しくないと思うんですね。この状況の中の温度ははかっているわけではないわけですよ。

この状況の中で、どういう環境の中かというのは、多分把握できていないとは思いますが、けれども、これはやはり異常ではないかなというふうには感じないでしょうか。というのは、先ほど、保健室ではかったときにも30度前後。私たちが子供のころ、例えば35年ぐらい前、30度にいくというのは、なかなかなかったと感じております。僕の記憶の中では、27度を超えると暑くてたまらない、30度なんかいったら人間なんか生きていられないぐらいに思っていました、子供のころは。ところが今、普通に超えますよね。はかり方が昔と基準が違ったわけではないと思うんです。これ、もう1回考えたほうがいいのではないかなという感覚がありまして、実際、今の校舎は木造ではないので、熱がこもっている傾向もあると思います。

実際に今、私、PTAの役員もやっていますので、夜の会合、例えば8月30日、南伊豆中学校で会議がありました。閉め切った状況ですけども、夜の7時で教室の気温30度弱、夜ですよ。この状況で、気温が上がる日中、どういう状況の中で生徒が過ごされているかということは、容易に察しできると思うんですけども、この点は、やはりおかしいかなという考えは起きませんか。

答弁をお願いします。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） 議員ご指摘のとおりに思っております。

以前と比べて、確かに私も学校訪問するたびに、扇風機がついた。この状況で、特に中学生のような、体格も大きくて30人近い中に、教室、学習環境が果たしていかがか。これ、いつも気にしているところで、扇風機、状況等、あるいはコバエが入り込んでくるという学習環境、そういうこともよく知っております。だもので、できれば今後、昔と比べて温度も、どんどん異常気象が、熱中症を含めて気になるところです。

そういうことを含めて、もう1点お答えしておきたいのが、議員の言われている中で、問題は各教室のエアコン、普通教室ですよ、エアコンをどういうぐあいに設置していくかと

ということについて、吉田町の例のことが大きく話題になってきました。夏休みまで授業を、そうすると、必然的にエアコンを置かなければならない、普通教室に。そういうことも言われる中で、私たちも話題が出てきたので、本県における普通教室におけるエアコンの設置率、これがどれくらいあるものか、ちょっと調べてみました。そうすると、県内において4月1日現在で、公立小・中学校の普通教室、いわゆるエアコン設置率は7.9%でございます。

私たちも、近隣市町の賀茂地区を含めて、どうだろうかということ把握しているわけですが、高校によっては、例の下田高校、これは普通教室でも設置していると聞き及んでおります。ただ、賀茂地区を見て、小・中学校の普通教室に設置しているところは、今のところございません。そういうふうに私どもは把握しています。ただ、それが問題とは違うわけでございます。そういう中で、議員がご指摘のように、6年前から言われているエアコン導入に関して、熱中症の対策、どうしていいかという一つの対策として、今後も異常気象の問題とあわせて、ご提案をされていることであると思いますが、現時点では教室の、今ご指摘あったように窓の開閉、これは以前からもやっていたと。それから、扇風機が取り付けられた。この大幅2点、これは先生方がかなり気をつけられていると、熱中症、話題になっていきますので。

そういうところで学校は対応しているわけですが、あわせて現在、学校でエアコンが設置されている場所はどこかと。一つは保健室ですね。これは、どうしても子供の健康上と。それから、議員の皆さん方も見ておわかりのようにパソコン室、これは義務づけられていますから、空調がないと熱気で、パソコン室。それから、一応、先生方がいる職員室と校長室には、必要に応じて入れられるような形。あるいは、かつてパソコン室であったところが使われなくなって、場所を変わって、例えば会議室になったと。そういうところは、空調施設がそのまま置いてあって、会議室にも、もしかすると入っている学校もあると。これが全部であり、そういうのがエアコンの現状であろうと、現在。そのように把握しているところでございます。

普通教室の、そういうことで、私ども、普通教室へのエアコンの導入について、メリット、デメリットを考えます。そういう中で、快適な学習環境、温度もそうですし、先ほど言った虫の侵入等もあります。そういう中で、児童・生徒が授業に集中できる、こういうメリットがある一方で、私どもも、児童・生徒が今度はそれに浸ってしまうと、家庭教育も一緒になりますが、外で出て遊ぶ機会の減少はどうであろうかと。あるいは、エアコンの運転期間が現実、7月から8月に、今休みです、9月、1.5カ月ぐらい程度であると。そうすると、普

通教室に全部エアコンがあると、費用の問題、これはよくお考えになるかと思う、そういう効果の問題、費用対効果、そういうことも課題となってまいります。

とはいいつつも、やはり子供の授業、これは一番大事なわけで、そういうこともあり、当町においては、さらにまた子供の数の問題で、今後、また学校統合の問題も含めて、どうしていくか。せっかくやったけれども、金をかけてやったけれども、そこは使われなくなった。そういうようなこともあるもので、そういうことも含めつつ、近隣の市町の賀茂地区の状況も踏まえ、また学校現場の先生方の声も、十分子供の教育のために、いいことは大事なことです。声を聞きながら、今後とも検討・協議を続けていきたいと、そう思っておりますので、そういうことで、以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） ただいまの教育長の説明で内容はよくわかりました。

今後とも内容検討を進めていくという話なんですけれども、今回はここで終わるわけにはいかないんです。6年前もやったことですので、まだ食い下がろうと思うんですけれども、吉田町の件に関しては、これは学校の先生の残業の時間数の関係から、そこを解消するためにというところが原因だったのではないかなと、僕はニュースのほうで見たんですけれども、それで夏休みまで授業数が食い込んで、その環境を整えていこうということだったかなと思います。

それから、吉田町に関しては、自治体としての財政力があるところですよ。交付のお金、自主財源からしても、うちの町とは全然比べ物にならないぐらい力のあるところですので、ここと比べるのはいかなものかと思うので、これに関して、クレーム的な感覚で僕は言っているのではないんです。

これはまずわかってほしいのは、どうしてもエアコン自身、空調自身が、ぜいたく品だという感覚から来るのか、今必要なものかというところから来るのかというところですね。設置率8%といいましても、では、ほかがやらなければどこもやらないということになると、これは誰も口火を切らないことにもなりますし、実際、現場で授業を受けている状況を考えると、年間に一、二カ月ということですが、その中でも、これは必要ではないかなと思うんですけれども、やはりこれは財政的な問題があるわけですか。それとも、学校の編成の合併の絡みとかいうところがあるんでしょうか。実際に現場がどうこうというよりも、そっちの理由が優先されるという状況があるんですか。その点をちょっとお聞きしたいんで

すけれども。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） この件については、私のほうから、本当に端的なお答えができないかもしれませんが、実際にやはり、基本的には学校現場として、あったほうが良いとは思いますが、快適な学習環境。

ただ、それに伴ってデメリットというの、やはりそれになれる、エアコンがついてしまうと。それから、日本の風土、これは昔からあったように、今でいえば、暑い時期は短縮だとか、いろいろな方法でやってきた。それはそれとして、教育上はむしろ、あってしかるべきかなど、これは思うんですが、やはりこれ、お金がかかる問題であろう。そこでやはり、大きな問題の一つあるかと思っております。

ほかが県下がやっていないからといって、右へ倣えということではなくて、いいものであれば進めていきたいんですが、もう少し学校現場の先生方と、あるいは家庭の実態を考えつつしていきたい。ただ、吉田町の問題が出ましたが、先日、吉田町の教育長と教育長会で会う機会がありまして、吉田町の報告がございました。経済的な面もあります。そういう中で、各市町の、大きな東海道筋の全県下の教育長も、ちょっと吉田町のほうは様子を見ようかと、いろいろまた話題になるところです。ただ、エアコン設置については、いろいろな問題とか、いろいろなことがあったり、あるいは前々からやっている、直接、温度云々の問題より、そういうのが確かにあるようです。

とりあえず、私のほうからははっきりは言えませんが、決して悪いものではない。ただ、もう少し検討を慎重にやっていきたいなという気持ちはございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 全ての案件を検討するときに、メリット、デメリットを考えることは当然なんですけれども、今、デメリットのほうに、エアコンになれ親しんでしまうと、子供たちが外で遊ばなくなるのではなかというような話がありましたけれども、これは間違っていると思います。この状況でも、外で遊ぶ子は遊びます。実際うちの子も遊んでいますし、サッカーをやる子はやります。バレーボールをやる子はやります。だから、環境が整うか整わないか関係なしに、やはり外で遊ぶ機会というのは、これは変わらないと思います。

それから、そもそもこれ、6年前、僕が質問をしたきっかけというのは、今からの時期に

なると、2学期始まってすぐに運動会の練習が始まりますよね。この練習の期間で、毎年何人かの子が倒れているという状況を聞いたんですね。それを例えば、小学生の子が冗談半分みたいに、ことしは何人倒れるかななんて言うんです。これはおかしいのではないかというところから、6年前からの質問に至っている経緯がありますので、この状況が変わっていないのであれば、これはきちんと対処するべきだと思うんです。

それから、下田高校のエアコン設置に関しては、私もOBですので、よく行くんですけども、あそこまで整った環境になりますと、これはさすがに落ちついた学習環境という形になりますけれども、小・中学校の現場の人たちというのは、生徒も含めて、父兄も含めて、そこまで求めているのではないと思うんですね。

実際の扇風機を回して、冷たい空気がないのに、ただ空気を回しているだけの状況だと、これは何も効果がない。これでは実際に涼しくなっていて、温度を下げていることにならないのではないかというのが一つありますし、どうしても、昔は大丈夫だったのだからとか、子供たちだからとか、そういう感覚というのが拭い去れないのではないかな。特に、同じ状況の中で生活していないわけですよね、大人は。だとしたら、これはやはり、その考え方を変えるべきではないかと思うんですけれども。

例えばこれ、教育長に個人的な意見を聞いたとしても、多分変わらないと思うんです。例えば、全体の雰囲気、教育界全体の雰囲気が、やはり子供は甘やかしてはいかんというような状況になるのか、それとも現実を見ていこうという風潮にあるのか、その点はどのような雰囲気なんですか。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えします。

なかなか手厳しいご質問ですが、一つは今言ったように、ちょうど時期が9月、運動会、よく熱中症、練習中に、非常に先生方もびりびりして対応しております、ないようにと。そういうことについては、まず学校現場は、9月に昔ながらの運動会がいいのかどうか。実は賀茂地区、今、6月の運動会が多くなっています。逆に、見直しの時期もありまして、そこら辺の問題で先にやってしまうと。そうすると、また熱中症の問題はあれですが、エアコンの問題ではなく。そういうことも、また一つの教育的な問題、大きな問題の中に、学校現場は持っていると思います、今。

そこら辺、また考えつつ、エアコンが悪いということは私も言いませんし、時代がそういうあれになっている。そういうことも含みつつ、もう少し私としては、高所大所から見て、

子供にとってやはりすばらしい学習環境、そのためにエアコンが、そういうようなものを考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） この質問のそもそものところは、私は対策として、暑さから子供たちを逃がしてあげたいということなので、エアコンを設置しなければいけないというところとは違うところなんですけれども、どうしても今の状況だと、エアコンを設置するしかないと思って、この質問をしているわけです。だとすると、運動会の時期をずらす。もっと秋の後ろにするか、もしくは春先のほうにするか。プラス、夏休みの期間をもっと前倒しにできるかといったら、そこはできないわけですよ、授業日数の関係で。要するに、一番暑い時期から逃げる形ができればいいんですけれども、猛暑の中で授業を受けなければならないという中で、現場の先生方、プラス子供たちの状況を考えると、何か対策をしなければいけないのではないかなと思っているわけです。

学校側の対応というのは、これ私、すごく感謝している部分があります。今、一生懸命やってくれている先生方がすごく多い。これは小学校のときの役員もやらせてもらいましたし、今も役員をやっているんですけれども、学校側はすごく一生懸命やってくれているというのは、すごくよくわかります。そこはやはり、6年前の対応とは違ってきているなということも感じているんですけれども、そうはいつでも状況は変わらないまま。生徒たちはどんどん卒業していきますので、同じ人がそこにいるわけではないので、生徒は入れかわっていくんですね。入れかわった生徒が同じような状況に遭うわけですよ。

これは、いつまでたっても、多分解消しない問題になっていくと思うんです。地球温暖化が終わればいいんですけれども、終わらないでしょうから、これはこのままだと問題解決しないと思うんですけれども、これはやはり先延ばし先延ばししていくしかないんですかね。これ以上聞いても無理でしょうか。一言お願いします。

○議長（齋藤 要君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） 一つは、やはり私たちも気になるのは、今後、学校統合の問題も多分出てきて、結局そういうこととあわせて、できるだけ、やるならば無駄のないようなやり方。けれども、子供にとって、状況は変わっていくんだと、そういうことを言われて、待ったがあるのかと言われれば、そのままだし、そういうことを考えつつ、学校現場でも、今

言ったようにエアコンの有無、これが本当に、時期的に今、夏休みの学校では新たな問題、いわゆる夏休みを短縮してでも授業をやるのかと。そういう時代がまた間近に来ているもので、そういうことも含めつつ、学校現場はもう1回、認識を新たに、今議員ご指摘のような、本当に学習環境の面、さらに、学校の今後の多忙化の問題も含めたり、授業日数もふえると、教育課程が。そういう中のことも考えつつ、学校現場で、教育委員会も含めて、一緒にもう1回検討を強くして、よりいい方向に持っていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 教育長のお考えはよくわかりました。

だとすると、事務局レベルでの話を聞きたいんですけども、例えば経費のことから考えたとしたら、ほかに優先すべきものがあるからエアコンが優先順位に入っていないのか、そもそもエアコンは順位の中に入れるつもりもないのかというところというのがあるんですが、例えばパソコンの入れかえの導入にお金がかかるとか、その他設備のことにお金がかかるからできないよと。だけれども、学校が統合して、優先順位がだんだん消化していく中で、だったら空調の設備ということも考えられるよという時期が来るんでしょうか。それは、どちらの面で考えたらいいんでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

うちのほうの中には、総合計画、過疎計画の中で当然、学校施設の整備の部分での計画というものがあ程度ございます。その中で、とりあえず今のところ、各学校への空調の設置というのは、計画では入ってございません。

この理由というのも、やはり小・中学校自体が、もう建設して、どこの学校についてもかなりの年数がたっているという事実がございます。その中で、体育館なり校舎なり、雨漏り、またグラウンドの水はけが悪い等、さまざまな問題、各学校で抱えて出てきております。学校現場からも、実際に今まで、私どもも学校現場、当然行くんですけども、エアコンの設置をお願いしますというご意見を直接、高いからというあれもあるのかもしれないですけども、声を聞いたことはございません。もっと切実に、雨漏りを直してくださいであるとか、グラウンドの水はけをよくしてください、そういう意見のほうが多いという事実もございます。ただ、やはり財政的には限られたものでございますので、その中で、やはり優先順位を

つけてやっていくというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） わかりました、内容が。

実際、現場から声が上がっていないということに関しては、もう一度僕のほうも聞いてみます。報告が実際現場から上がっていないのであれば、これは僕が幾ら質問しても空回りするだけの話なので、これはもう1回確認しようと思います。

私が今聞いたのは、例えばこども園とか、下田高校とか、校舎を建てかえるタイミングでついているんですよね。だとすると、そのタイミングが一番やりやすいのかなという感覚がありましたので、本来エアコンが必要かどうかということよりも、建物の設備についてのタイミングが合わないのかなというところが疑問でしたので、それを聞いてみたわけです。内容はよくわかりました。

この件に関して、最後に町長にお聞きしたいんですけども、最終的に判断するのは町長だと思うんですけども、これは運動部に所属していた岡部町長、私、これは共感するべきところがあると思うんですけども、例えば昔、我々の時代には、運動部の練習中、夏でも水を飲んでだめだというのが当たり前でしたよね。これは疲れやすくなるとか、疲労が増していくとか、喉が余計渇くとか言っていましたけれども、今思えばばかな話でしたよ。でも、我々は信じてやっていたわけですよ。こういうことも実際あるわけですよ。

そうすると、今思えば理不尽だなと思ったことが、実はその当時、何の根拠もなしに、そういうものだという時代があったわけです。僕は、ここに匹敵するのではないかなと思うんです。大人はエアコンのきいた部屋で仕事するのが効率がいい、でも子供は要らない、なぜなら子供だから。という感覚ではないのかなと思うんですけども。

その点はもう1回、この環境ですから、これだけ温度が上がっている状況ですから、ほかに前例がないからというのではなくて、考えたほうがいいのではないかなと思うんですけども、感覚としていかがでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、学校施設に対するエアコンの設置は、私は基本的に数年前から、議員になる前から、

学校にエアコンはつけたほうがいいのか、このように考えていました。

その大前提は、やはり小学校で、年間202日程度の登校なんですね。学校に通うというのが202日程度ですので、今若干ふえている。夏休みが早くなっている、2学期の始業が早くなっている、若干早く、日数がふえているかと思えますけれども、202日程度の、程度という言い方はおかしいですけれども、202日程度学校に通学する、登校する生徒、運動会、始業式、終業式、卒業式等、授業をしない日にちも含めると、200日を切るわけですね。365日のうち、極端に言うと2日に1回しか授業をしていないということは、学力の低下、学力向上にどれだけつながるかという、ちょっと疑問符が残るなというふうに考えたころがありました。

その点を考えますと、夏休みも短く、たまたま今回吉田町は、先生方の負担軽減ということで、2週間程度の夏休みということを提案されたんですけれども、私も2週間程度の夏休みで授業数をふやすという方向は、基本的には、私は肯定したいとは思っています。ですから、その点からしますと、学校にエアコンをつけるということは大変賛成です。

南伊豆町の今の現状ですと、小学校、中学校、割かし高台にございますので、窓をあけての風通しのいいときでは、涼しくはならないですけれども、風が風速1メートルで体感温度が1度下がるということですので、その辺のところ、扇風機で対応というところはしていただきたいと思えます。

それと、下田高校が一番新しい学校ですので、いろいろな設備が充実しているんですけれども、やはり下田高校に全員が通うわけでもないです、南伊豆分校、松崎高校、稲取高校に通う子供たちのことも考えますと、小学校、中学校で涼しい教室で授業をやっていて、高校へ行って暑い教室ということも、ちょっとまだ、今の時点で結論を出せないと思えます。

ただ、エアコンがついているからといって、夏の間、朝から晩までつけているというよりも、ある程度規制をかけて、きょうは暑いのできょうはつけようよとか、もう涼しくなったから切ろうよとかいうタイミングを見て、つけたり切ったりということが可能だと思いますので、今後は早急に、財政の面もございまして、簡単につける、前向きに検討するというのはちょっといかがなものかと思えますけれども、やはり地球温暖化ということを考えますと、前向きに検討しなくてはいけないことだと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） ありがとうございます。

町長からも前向きな検討ということで、ぜひこの点は期待しております。

期待している流れで、2番目の質問にいきたいと思います。

大型観光キャンペーン、ディスティネーションキャンペーンへの町の対応ということで質問させていただきます。

これは、ことしの3月24日に、2019年春に全国展開させる大型観光企画、ディスティネーションキャンペーンの開催地に静岡県全域が採択されました。これは、JRグループ6社と自治体、観光事業者が共同で行うもので、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの1年前ということもありまして、静岡県自体は、これを契機に一層の誘客促進を図るはずで

す。キャンペーンは、1年前の2019年から、その前の2018年からプレキャンペーンがありまして、19年のキャンペーン、それからアフターキャンペーンという展開がありますので、3年間誘客を見込めるということがあるんですけども、この点について、町のほうはどう対応するかというのは考えがあるのでしょうか。お答えください。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ディスティネーションキャンペーンにつきましては、JR6社と自治体、地元観光業者が共同で全国展開を行う国内最大の観光キャンペーンであります。2019年、平成31年4月から6月までの期間に静岡県での開催が決定し、2000年、平成12年以来、19年ぶり3回目の開催となります。

DCの具体的な取り組みとしては、新しい観光素材や観光ルートの整備、組織や人材等の継続的な仕組みづくりの構築、JRグループ6社による集中宣伝などが行われることになり、DC本番年の1年前にはプレDC、1年後にはアフターDCが行われ、3年計画で静岡県内の観光資源を売り出していくこととなります。

DCの実施に当たり、DC推進組織として、県内を5つの地域部会に分け、伊豆地域部会では東海岸と西南海岸、沼津・中伊豆の3つの地区部会に分けられ、美しい伊豆創造センターが事務局となっております。このため、本町では、西南海岸地区部会に属し、DCに向けた新たな観光商品づくりのため、地域の素材発掘に向けて取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） キャンペーンの内容、私の調べたとおりであります。ありがとうございます。
います。

これに関しまして、実は賀茂郡の別の町でも同世代の議員が質問しております。それに関しましては、観光協会にお願いしてあるというような答弁で終わったということで、非常に残念だというような話があったんですけども、うちの町としては、担当課のほうはどのように考えているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

本町におきましては、先ほど言いましたように西南海岸地区部会ということで、その中に入っていて、現在、町のほうも当然入っていて、あとは観光協会と旅館組合、その部分で一体となって、一応素材を集めているという状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

〔3番 加畑 毅君登壇〕

○3番（加畑 毅君） 今後展開がなされていくと思うんですけども、まだ始まっていないことなので、これ以上どうこうというのはないんですけども、実際に過去には、2000年以来19年ぶりの開催ということです。1992年に「ビタミンシャワーしずおか」ということで開催、それから、2000年には、「OPEN! しずおか」のキャッチフレーズで開催されているということです。

伊東市では、7月20日に説明会をもう既に実施しているということで、地域内の取り込みということ積極的に進めているということもあります。それから、このキャンペーンの協議会の会長は、川勝県知事が直接部会を設置して、会長となって進めていくということもありますので、この機会をぜひとも逃してはいけないと思うんです。

いろいろ素材はあるという我が町なんですけれども、ここで逃してはいけないと思いますので、その意気込みを最後、町長、一言お願いします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

J R 6社によるディスティネーションキャンペーンですけども、県知事のほうも、この

静岡県での取り組み、それから観光に関しては、伊豆がメインなのだとことを以前おっしゃられていました。

ただ、伊東市で7月20日に説明会があったということですが、伊豆がメインであることは、観光地、静岡県の観光の中では、かなり大きな比重を持っていると思うんですけれども、ただやはりJR線が伊東からこっちは来ていないという、西南海岸部会に属しているということですが、電車さえも通っていない南伊豆から松崎、西伊豆町までということになると、なかなか弱い部分があるのかなとは考えます。

それで、今、まだ正式に決定はしておりませんが、近々に今月、来月ぐらいにJRと、南伊豆町でもかなり縁のある方がいらっしゃいますので、その方と一緒に、JR横浜支社であるとか各関東圏へのご挨拶回りに行き、DCキャンペーンのことを要望してこようというふうに今計画しておりますので、ほかの近隣の市町とまた別に、南伊豆町としてのアピールをしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君。

[3番 加畑 毅君登壇]

○3番（加畑 毅君） 2つの質問に対しての明確な答え、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（齋藤 要君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで10時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時20分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（齋藤 要君） 7番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問させていただきます。

まず最初に、観光業の活性化という形で質問させていただきます。

南伊豆町は観光で一生懸命やっている町だということで、観光業も活性化させないと、南伊豆の産業が活性化してこないというふうを考えられます。その中で、町内の観光産業をどういうふうに活性化していくかということが大変必要になってこようかと思えます。

そのことを考えますと、現在の状況は、行政報告等でもありましたけれども、現在の様子と、これからどのようなことを実施していくのか。また、どのような計画で活性化策を進めていくのかをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における今年度の事業としましては、誘客を図るため、国内外での観光セールスイベントやキャンペーンの開催、マスメディアを活用した地名度アップなどにより交流人口の拡大を図っており、昨年度から取り組む台湾からの訪日教育旅行の誘致にも引き続き取り組んでいるところであります。

また、今年度の新規事業としては、スポーツ・文化合宿等の誘致を推進するため、町内宿泊施設を利用した団体等に対して補助を実施するほか、観光施設や宿泊施設等において観光客受け入れ環境の充実を図るための事業に対しても補助を交付しております。

今後もこれらの事業を推進していく予定でありますが、中長期的な計画を策定することも必要と考えられますので、観光事業者及び関係機関との調整協議を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 観光業の活性化という形で、これまで一生懸命やってきているのだよと、今年度は台湾の誘致のほうのインバウンドのことを考えているという形の、今答弁がありましたけれども、スポーツ誘致のこと、合宿をお願いしていると、補助を出すんだと言っていますけれども、その合宿の様子、補助をこれからも、スポーツ誘致に対して、今のところどのくらい来ているのか、また、これからどのくらい来る予定なのかお伺いいたします。

また内容も。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

先ほどの合宿等の誘致の補助金のご関係でございますが、現在までのところ、当面、夏休み中の利用というか、申請が多いのでございますが、大学のゼミ関係が2件、あとは部活、運動部の合宿が1件ありまして、あとは、少年サッカーの大会が町内で行われましたけれども、その分で1件、合計4件ですけれども、今の補助としましては、202人に対して補助というか助成をしております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 4件の合宿があったという形でありますけれども、これから冬休み、あるいは春休みに向けて、どのような宣伝あるいは誘致活動を行っていくのか。この件に関してお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

PR方法になりますけれども、これにつきましては、当然、町のホームページも活用するとともに、観光協会を通じまして、会員の方にもPRをしていくという、そういう計画で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 私から見ると、控え目かなと考えます。ですから、大々的に、何かうまい方法を考えていただいて、合宿も南伊豆へ来てもらいたいよという形をやっていっていただきたいなど。

昔みたいに、今から20年ほど前に、弓ヶ浜はアーチェリー部が必ず、東海・関東圏のアーチェリー部が皆さん来て、菜の花畑の中でアーチェリーをやっているというのが、もう二十何年、約30年前になりますけれども、ああいう形で合宿が来ていただければ、民宿の方あるいは旅館の方も大変助かってくるのではないかなと考えますので、そういう、どこかの運動部のメッカになってもらえれば一番いいんですけれども、南伊豆へ行くといいよという形を

各運動部に宣伝する方法等は考えていないのか、もう1回伺いたします。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

各種、そういう大学等々も通じてというところも、ちょっと考えていきたいとは思いますが。

アーチェリーの関係であります。今現在、聞くところによると、1件、1大学は毎年来ていただいているということがありまして、当然そこにもPRはしていくのかなと思いますし、そこを通じた中で、いろいろなところへ広げていければなと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

そんな形でうまく、この新しいやつとして、スポーツ誘致に関してはお願いしたいし、中長期的にまた考えていきたいという形も、答弁の中でもありましたけれども、それもうまく考えていっていただきたいと思えます。

続きまして、石廊崎オーシャンパーク開発の考え、地域活性化の取り組み、運営の考えはという形で質問が書いてありますけれども、平成31年4月開園を目指す中、今、整備工事中という形になっています。

これが整備された暁には、駐車場と公園という形だと、あるいは売店だという話を聞いていますけれども、整備された暁には、オーシャンパークへの人の流れ、伊豆半島の中全体を見たときに、やはり石廊崎に人が来てもらわないことには観光産業は成り立たないわけですから、人の流れがどのように変わってくるのか、あるいはどのように変えていきたいのか、どういうふうにご検討されるかをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成28年度に着手した石廊崎町有地再開発事業は、平成29年5月末で、進入路第1工区・第2工区の整備のほか、温室等解体に係る第1期工事が完了したところであります。また、6月からは、解体に係る第2期工事が稼働しておりますが、施工面積が膨大なため、工期などの不測の事態も発生したことから、契約変更の承認について、本議会でご審議いただきたいと考えております。また、これら解体工事とともに、進入路第3区分目や石廊崎構内の観

光トイレについても建てかえ工事に着手いたします。

加えて、平成30年度には、100台規模の駐車場を整備し、休憩棟・管理棟の整備完了をもって、石廊崎オーシャンパークとして、完全リニューアルオープンしたいと考えております。

当該施設の運営管理については、石廊崎地域の皆さんにご協力をお願いしたいと考えておりますので、早期の法人化に向けて、所管課を中心に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、2期工事中だという形の中で、これは平成31年1月完成目標だという形で聞いたわけですが、それと今、石廊崎のオーシャンパークの運営については、石廊崎区の法人を設立してという形を答弁されましたけれども、石廊崎区の法人によりオーシャンパークを運営したいとなるという形でございますけれども、できることによっては、地域活性化の、あるいは南伊豆全体の活性化のためにどのようになっていくのか。そこをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現在でございますけれども、石廊崎区の役員さん方を中心に、1週間に1回程度、財務指標であったり、人員配置体制であったりの協議を行っていただいているところであります。ここには税理士さんなんかも入っていただいているようでして、具体的な数字を求めていくということの中で、基本的には、まず何人ぐらいの、完全な年間雇用、正規社員といったようなものを配置できるか。そしてまた、執行部、運営体制が必要になりますので、理事会等についても、何人ぐらいで動くかというところを具体的に決めております。

12月議会におきましては、指定管理の問題、区のほうでつくっていただける、またいろいろな準備をしていただける組織であったり、もろもろについてが、地縁者による単独の指定管理の相手方としてふさわしいものであるかどうかということ、12月議会で審議をお願いしたいと考えております。

先ほど、観光関係、DCキャンペーンの質問もいただいたところでございますけれども、プレキャンペーンが来年度始まります。12月ぐらいには、組織をしっかりとした上で、3月ぐらいから、実際のところ、プレゼンテーションといったようなところも始まりますので、そこを地域と観光事業者、そういったものが、どのように連携した中で宣伝を打って出せるか。

プレキャンペーンをうまく活用した上で、その次の年の本番に向けて、本格的に31年4月から動き出せるかということで、ちょうど超大型の県の観光宣伝、国レベルといってもいいぐらいの大きい宣伝と重なってまいりますので、その先のオリンピックも見据えた上で、現在動いているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 答弁ありがとうございます。

石廊崎区の法人設立に向けて、役場さんも交えた中で、石廊崎区と法人設立に向けて動いているという話でございましたけれども、法人をつくった中の、その先どう運営していくかが一番問題であって、そこをどう考えているのかと。

ただ法人をつくって、指定管理で石廊崎区の方々にやってもらえばいいという形だけだと、何も考えなしで、ただそこの草刈り、あるいは管理等をやってもらおうよという、あるいは建物の管理をしてもらおうよという形になってくるのではないかなと考えますから、やはり指定管理を受けた暁の法人については、どのような運営方針を持っているのかというものが大変必要になってこようかと思えますけれども、そのことについては、町としてはどういうふうにご検討いただけるのか、お伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

石廊崎区さんのほうも、当初この話を、決意書という形で持ってきていただいたわけなんですけれども、その当時から、やはり観光宣伝というもののやり方ということについては、非常に心配しておりました。ですので、現在の町の仕組みからいいますと、やはり観光協会にも一生懸命動いていただくということになるかと思えます。

社団法人をつくって運営していくという形にはなりますけれども、基本的には、やはり場所柄、地縁者によります、地域自治会による管理運営ということが肝になってきます。それが、まことに言い方は悪いのかもしれないんですけれども、やはり区の寄り合いによって、伊豆半島の先端の観光施設が運営されるということのないように、法人組織として、本当に、社団を目指すわけなんですけれども、株式会社的な動きをできるぐらいのつもりを持って、今、準備を進めていただいているところであります。

ただし、株式会社になりますと、株式配当という利潤の、経営陣のような配当が出てしま

いますので、そこは社団という形で、あくまでも施設であったり、また雇用される方々、これについては、先ほどについては、定期雇用、年間雇用、正規社員の話をしていただきましたけれども、これに地域の方々が、余った時間というわけではないんですが、どれだけそこに詰めていって、一緒にお仕事ができるかということも、今、計画の中には入っているところです。

その中であって、中心として考えているのは、それが単純なボランティアにならないように、ここでオーシャンパークをいいものにするという活動をしたら、必ず日当報酬が出るという形で、経営陣は、執行部は、それを必ず稼ぎ切るというつもりの中で動いていただいております。

どうしても、自前の組織の中だけでやってしまいますと、そもそも大手の旅行代理店であったりといったようなところとの連携が薄い部分がございます。観光協会のほうは、そういったところについては老舗で、以前からの連携がありますので、協力いただいた上での観光商品のマッチングであったり、売り込みであったりといったようなことをしていただく。そういう部分も含めて、今、財務計画をつくっているという状況であります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今の答弁ですと、社団法人をつくって、基本的には石廊崎区の地区の方で社団法人をつくるんだという答弁でございましたけれども、やはり、石廊崎区だけでもいいんですけれども、考え方として、あそこには南崎財産区というものがあって、南崎の役員さんがおられるという形を考えたときに、社団法人でしたら、石廊崎区の中の、社長は石廊崎の方でもいいんですけれども、役員の中に財産区の方を入れていくとかという形にしていけないと、一つの集落のものになってしまうという形になってきて、町全体あるいは地区全体を考えていくようなことになってくれればいいんですけれども、別の形も出てこようかと考えられますから、そこもうまく考えていただきたいし、もう一つ、社団法人をつくるに当たっての一番大きな目的、要するに、どこの法人もそうなんですけれども、この法人の目的は何々というものが一番最初に、どの法人の規約にもありますけれども、そういうものに関しての一番大もとの目的は何か決めて、今後社団法人をつくるという話になっているわけですから、そういう一番最初の目的はどんなふうになっているんですか。そこについてお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず、社団の目的でございますけれども、定款と申しますか、約款の中でうたっていく部分についてということの中で、一番大きなものについては、やはり観光交流人口をふやすための基点になるという部分でございます。そこを目指すことによって収益を上げていく。そして、今回の開発面積だけでも3ヘクタール弱あります。そこを常にきれいに保って、いつ来ても、またもう1回来たいなと思えるようにしていただくということが目標であります。

最初のほうの質問の内容に入っておりますけれども、ここについて、区だけの持ち物になってしまわないかという話でございますが、当初、25年、26年ですか、やはり町全体として、石廊崎、伊豆半島の先端をどうしていくかという検討会、勉強会、ワーキング等も実施したところでございます。2年間実施しました。2サイクルやったわけなんですけど、最終的には、やはりうちは、本当に誰がやっていくのか、誰が運営していくのかというところで、一旦、提言はあったものの、ストップした状態でございます。

その中で、石廊崎区の皆さんから、私たちがやっていきたい、やっていくから整備をお願いしたいという要望書を、27年12月にいただいたところであります。そこについては、経営組織もしっかりつくっていく、また、区として投資もしっかりしていくということもうたっております。それをもとにスタート、この事業が今、2年来ているところでありますので、まず第1弾といたしましては、その要望書、決意書の件を考えまして、地域自治会、地縁者による指定管理、これが本当にできるのかといったことを12月の議会でご審議いただく、こういうところへ持っていかせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） どの法人も、一番最初の目的という欄のところをしっかりと読むと、その会の内容が端的にわかると。その次に書いてある運営内容という、1から幾つまでとかと、普通、基本的にあるんですけども、何々をやる、何々をやるという形があるんですけども、その辺の、今言われていましたけれども、きれいにしていくとかという話がありましたけれども、それが内容という形で、1から幾つまであるよとか、20まであるよとか、15まであるよとかという形の中で、各法人の定款を見ると書いてあるわけですけども、そういう、そのさわりぐらいのところは、今はわかるんでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現在、区の役員の方々と税理士資格等を持った方と連携した中で、定款等についても詰めているところだというお話は聞いております。それで、先週末だったかと思いますが、先週の土曜日につきましても、定款のレイアウトの相談を役員会のほうと税理士さんでやったというお話はお伺いしました。

ただ、自主的にやはり、先ほどから申し上げておりますとおりなんですけれども、石廊崎区の皆さんがどこまでやるのかという部分で、ご自分たちの決意の部分でもありますので、内容一行一行については、町のほうとしましては、まだ確認をしているところではございませんし、やはり12月が肝になってこようかと思っております。

議会審議の前に、プロポーザルの関係の選定委員会というのものも、当然、町の中で開いていくわけです。その際に各種の提案ございます。経営組織としての社団がどういうふうにつくられていくのか、登記をするのかといったことについて、やはり定款の部分を見させていただいて、これなら、もしくは、これではだめというようなことが、またそこで出てくるということで、この秋から冬にかけて、お正月までが勝負であると思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 社団法人というのをつくるときには、社団の中の会合をあれして、あるいは、公証役場のやつも要らないわけで、町の許可も要らないわけで、社団というのはつくれるわけですね。そう考えたときに、ただ石廊崎区の社団ができたからお願いするという形ではなくて、内容を見た限りでは、ぜひやっていただきたいという形で、南伊豆町も指定管理を、石廊崎区の新しくできた社団法人にお願いするのが一番ベターだと思うんですよ。

それを考えたときに、社団をつくる前の法人の定款の内容、極端に言いますと、普通、今いろいろ県内に、あるいは南伊豆町内にもNPOが多数ございますけれども、あれは定款自体を、県の許可がないとNPO設立はできないわけですよ。だから、NPOについては県が定款を見て、これはおかしいのではないですか、要するに目的に沿っていない事業をやっているのではないですか、あるいは、仕事内容から見たら、この目的にはそんなことは書いてありませんけれども、どんなことをするんですかという形の、NPOの法人を登記するときには県の審査があるわけですよ。それが通った中で、NPOは設立という形になっています。

それを考えたとき、今回、社団法人といえども、南伊豆町が、町が少し絡んで、目的あるいは内容について、内容というかアウトライン、定款の中のアウトラインについて精査する必要が、精査というわけではないんですけれども、少しはチェックしていく必要があるのではないかなと考えますが、それについてはいかがですか。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

内容についての確認というのは、当然必要になってこようかと思えますけれども、基本的には、極論を言いますと、社団法人も、石廊崎区という自治会、組織、地縁者の集まり、石廊崎区の皆さんが、自分たちの一番そばにある、半ば公共的なエリアをどのように管理していくか。そして、それについてを、決意でもいただいたところなんですけれども、町の補助金等でやろうとは考えていないと。自分たちは、そもそもが港湾の部分で、駐車場も経営し、また売店組合等も組織しながら、自分たちでやってきた。そのノウハウを参道の上にも広げていくんだということで、まずいただいているところであります。その自分たちの信念に基づいて、今、組織づくりの会議を何回も、地域側で開いていただいているところであります。

その審議が、これどこまでいっても、最終的にやはり町立施設なんです。町有地なんです。なので、指定管理という法的契約を結びませんと、そこで管理者が決まるということは成立いたしません。その審議の場が年末になってまいります。11月ぐらいからかけて、役場内の選定委員会、そして12月議会といったようなところでご審議いただく。

今のところは、その準備段階でございますので、まずその年末に向けて、まずしっかり準備をしていただいて、そして、どういうプレゼンテーション、やっていくことについてを自分たちで説明もし切れなければ、到底それをやるということではできないわけですから、それを11月、12月にどうやっていただけるかを、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番（清水清一君） わかりました。

よりよい石廊崎オーシャンパークとなっていただくよう、担当課長あるいは町長等も頑張ってください、いい法人でいい運営ができるようお願いしたいんですけれども、一つ、社団法人については、会計検査、決算報告、あれは役所に一つも届け出ないわけですよね。

南伊豆町内にも社団法人は多数ございますけれども、基本的には、会の中の人だけに決算

を公表しているわけですが、町に、石廊崎オーシャンパークについては、地域指定管理という形にしたからは、決算等も毎年公表するという形を、約束事としてできるのか、できないのか。要するに、石廊崎区民にだけ出して、町には出さないのかという形にもなっ
てこようかと思っておりますけれども、それについての社団法人、要するに、公表については株式会
社と同じですから、それについて、決算の報告については、どういうふうにご検討されて
いるのかお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。一般社団法人ですので、会計公表につきましては理事会
といったこととなります。しかしながらですけれども、これにつきましては、あくまでも石
廊崎区の皆さんが、この場所を管理運営していくための一手段として社団法人をつくるとい
うことであります。そして、町はその石廊崎区と指定管理の契約を結ぶのかどうかというこ
とが12月となります。その際に、本来、指定管理で指定管理料を支払うと、本当の完全な財務
表を全部要求することとなります。

今回はゼロ円なので、そこまでいけるかどうかということについては、法的拘束はござい
ませんが、当然、町立施設を指定管理していただくという契約書を結ぶこととなりますので、
その中でやはり、監事は組織の中に置くんですけれども、その中で、ある程度、開示してい
ただける部分というのは決めていくことができる。監事が理事に説明をするというんでしょ
うか、監事が監査をして理事会報告する内容ぐらいのものについては、町のほうにもいただ
ける方向で調整をしたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） そんな形で、会計についても決算についても、報告されなければ、社
団法人ではなくて、もっと法律上厳しいNPO、あるいは、もっと町の関与する振興公社み
たいな形でやらざるを得なくなっ
てこようかと思っておりますので、なかなか運営も、うまくやり
やすい社団法人のほう
がよかろうかと考えますから、会計の公表についてもうまく、担当の
ほうでやっていただくよう
お願いいたします。

次にまいります。

3つ目は、ジオパークのこれからの方針、どのようにしていくのかという形で設問してあ

りますけれども、この9月にユネスコ世界ジオパーク協議会、行政報告にもございましたけれども、受諾の勧告がなされるのではないかなという話があるという話を聞いています。

これを考えたときに、これをこれからどのように推進していくのか。これが一番大事だろうかと思えますけれども、それについての町長のご意見、ご見解をお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

行政報告にてご報告いたしました、ユネスコの世界ジオパーク認定に向けて、伊豆半島ジオパーク推進協議会が中心となり、取り組んでおります。今後は、先般の現地審査を踏まえ、本年9月、ユネスコ世界ジオパーク評議会で審議が行われ、来年春に開催予定のユネスコ執行委員会において、認否の可否が決まることとなります。関係市町においては、同推進協議会とともに推移を見守りながら、念願の世界認定に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、本町ビジターセンターは、伊豆半島における第1号のジオパークビジターセンターとして、平成24年7月14日に開設されましたが、去る7月23日には来訪者20万人を迎えました。今後もジオパークの理解を深めるための主要施設として、施設内の内容の充実を図るとともに、町内ジオサイトを活用したジオツアーの情報発信等に努めてまいります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

それで、奥石廊のジオパークセンターが伊豆半島で最初だったという形で、20万人という話を今答弁されましたけれども、これから内容の充実も図っていく必要があるかと思えます。

その前に、認定されるかどうか、この間調査に来られたという話がございましたけれども、その調査のときに調査を担当していた人が副町長だという話を聞いていますけれども、それについて、様子はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えいたします。

ただいまの議員のご指摘のとおり、7月25日から27日の3日間に現地審査がございました。

私も退職後にジオパークのほうに、出向といいますか、行かせていただいておりますので、審査員と一緒にジオパークの域内を全て同行させていただいたところでございます。

審査員の関係につきましては、既にご承知のとおり、ユネスコ世界ジオパーク事務局のほうから派遣された審査員でございます。お二人、お一方はイブラヒム顧問先生、これはマレーシアの方、また、アレクサンドル・アンドラサヌ審査員、こちらの方はルーマニアの、それぞれ大学の先生でございますが、域内の11カ所のジオサイト、また、2カ所のビジターセンター等々を含む17カ所を視察をしていただきました。

新聞等でも既に報道もございましたように、最終日でございますが、こちらのほう、最終日に審査員からの講評というものがございました。講評といいますと、ちょっと捉え方が違うかもしれませんが、審査員が審査した地域がよりよいジオパークになるために審査員から出される提言、こちらを講評というような言い方をしております。たとえそのジオパークがすばらしいジオパークであっても、必ずもっとよくするために提言を残すことが審査員の仕事ということでございますので、この提言がございまして、お二人のほうからご提言をいただいたところでございます。

ちょっと長くなりますけれども、顧問審査員のほうからは、「地質遺産の国際的な価値については、おおむね評価良好。また、ジオパークの運営に関しては、組織形態、自治体や関係者との協力体制を見たところ、おおむね満足。また、教育については、地質学に熱心な人に対するプログラムは十分にあり、非常によく説明されている。ただ、一般の人々に興味を持ってもらうためには、地質学、生物多様性、文化など個別のものではなく、それらを統合した形で見せる工夫が必要であろう。例えば、地元に残っている神話などのストーリーは、実は地質学にどうかかわっているかなど、もう少しみんなが興味を持つきっかけを与えるようなプログラムを考えてほしい。伊豆半島は、このムーブメントを始めるにとっても適している場所だ」というような評価もいただいたところです。また、持続可能な開発、それから地域での社会経済的な開発、これらは他地域と比べても、非常に強いものを持っているというようなことがございます。

また、アンドラサヌ審査員のほうにつきましては、「地質多様性、生物多様性、地域の文化をどのように統合していくかという点に改善の余地があるのではないか。また、ジオガイドの豊富な知識にびっくりした。彼女たちは地質の多様性、生物の多様性、地域の文化、神話、地域のアイデンティティーなども含めて非常によく知っているし、それをいかに人々に伝えるかというスキルは非常に高い」というようなお褒めの言葉もいただきました。

最終的には、推進協の会長でございます伊豆市の菊地市長、また、静岡大学の教授でございます小山先生、これは顧問でございますが、お二人の取材もございまして、菊地会長からは、やるべきことはやり尽くしたと。2年前と比べ、行政だけでなく、地域住民全体のジオパークになったことを感じた。あとは、先ほど町長からの答弁にもございましたように、一喜一憂せず結果を待ちたいというようなコメントがございまして、小山顧問からは、審査員は住民や地元企業の取り組みを高く評価してくれたというようなコメントがございました。

とりわけ南伊豆の、先ほど町長の答弁にもありましたように、奥石廊のセンターについては関心が非常に高く、いろいろ、もう少しPRに足るような看板の整備だとか、そういうものも欲しいねというようなことを伺いました。その辺のところは、また町長にもご相談をした中で、担当課等含めて、当然ジオパーク推進協と協議をしなければなりません、国立公園等々の規制もございしますので、その辺も含めた中で、整備を図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 大変詳しい内容、ありがとうございます。

その中で、今も副町長の答弁の中にありました奥石廊のジオパークのセンター、もっと充実していったほうがよくないかという審査員の話があったという話でございましたけれども、これをまた、奥石廊ビジターセンターをもっと推進、あるいは内容の充実をしていくべきだと、やはり審査員の言うとおりでと思います、それについてのこれからの考え等をお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、やはり先生方お二人行きまして、あのロケーション、それから、すぐ下にヒリゾ浜等もございます。もう少しアピールするという部分、それにはやはり、ジオパークの案内、それがちょっと弱いというようなご指摘がありました。

当然、これからまた、先ほど石廊崎のオーシャンパークのお話もあったと思います。これが整備される、そのことによって、またポリメディア等もございまして、そちらのほうも奥石廊、あるいはあそこの本体、石廊崎のオーシャンパークの本体、そういうもの等々も絡めた中で、しっかりとしたPRといたしますか、そういうことができればいいのではないかと

うふうに思いますので、またその辺については、財政面等も絡んでくるところもありますので、町長にもご相談をした中で、適時進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。ジオパークをよりよい方向にお願いいたします。

続きまして、次の質問、みなみの桜と菜の花まつりを今年度どのように進めていくのかについてお伺いいたします。

菜の花まつりと桜まつりをどのように、今年度、来年の2月、3月にかけて、昨年は一昨年やっていた流れ星がなくなったわけですけれども、そんなやつもどうなのかと。いろいろあるんですけれども、ことしはどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の一大観光イベントであるみなみの桜と菜の花まつりは、平成10年2月の開催以来、次回で節目の20回目を迎えることとなります。この間、開催期間の短縮や駐車場の有料化等を行いながら、現在に至っておりますが、期間中に行われている菜の花結婚式や夜桜マラソンを初め、4年間行われた夜桜流れ星などは、季節の風物詩として地域に定着してまいりました。

期間中のイベントにつきましては、観光協会を中心としたみなみの桜と菜の花まつり・桜まつり部会におきまして、さらなる充実を目指し、検討されることとなります。今後も期待を寄せているところであります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 例年どおりの形で行いたいというような答弁でございましたけれども、なかなか、人は来るけれども毎年減っているという中で、どうやってふやしていくかというのが、また問題であろうかと思うわけです。

それで、よく桜まつりだけ、やはり石廊崎の売店の方も、菜の花まつりのところに売店を出したりしているわけなんですけれども、そういう方々が毎年減ってきて、今年度、そうい

う方々も、軒数が五、六軒になってしまうのではないかなと。今現在、普通の売店でさえ5軒ないという形ですから、そういう形を考えたときに、そういう方々の、やはり町内の方が営業しながら、露店で少しはお小遣いを稼ごうかという方もいるわけですが、そういう方々にも、うまく稼げる方法は何か考えておられるのか。

湯の花の直売所の裏でやっている形ではなくて、また別の新たな場所でも考えられると思うんですけども、町がなかなか口を出す話ではないかと思うんですけども、それについて、観光課のほうはどういうふうに考えておられますか。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

みなみの桜と菜の花まつりにつきましては、例年、昨年も20万人前後ということの入り込みなんですけれども、その中で、店舗を出店される方、これについては出店料というのを、観光協会が納めているというか、集めた中で、それで出店していただいているというところなんです。

その店舗の場所についての関係で、予算決算の委員会等でもご指摘等もございましたが、協会のほうにちょっと確認をしたんですけども、店舗の出店者にしてみれば、ちょっと裏になりますけれども、現在のところのほうで、表のほうのヤシのところというか、あそこよりは裏のほうで、後の、店舗を終わるときというか、毎日の片づけのときに、水道があって何があってというところの中で、やはりその場所のほうがいいという形で、今現在、ずっとあの場所でやっているということでございましたので、今後も引き続いて、そこは変わらないのかなと思います。

ただ、店舗も減っているという状況の中で、もう少しちょっと検討していただく中で、店舗がよりふえるような格好を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 営業店舗、最初のころは二十何軒で、なかなか新規の方は、最初の3年ぐらいは入れない形があったわけですが、あそこへ移ってからどんどん、毎年3軒ぐらいずつ減ってきたという形の中、昨年度については、売店については、食事が関係ない売店については三、四軒しかなかったという形の中で、それをどう考えていくかというものを考えていかないと、やはり桜まつり、人が来たときに、露店みたいなものがあるだけでも、

祭りだなという雰囲気になりますけれども、それをうまく考えていかないと、桜まつり、また人が来るんだけれども、なかなか楽しみ、ただ静かに桜を見るだけでもいいんですけれども、なかなかうまくいかないのではないかなと思いますので、それをうまく考えておいていただくようお願いいたします。

次の質問へまいります。

湯煙の町としての温泉の活用の考えという形でございます。

下賀茂温泉の湯煙は大変すばらしいわけでございますけれども、この温泉の活用をどのように考えているのか。なかなか難しい問題だろうかと思っておりますけれども、それについてお伺いすると、竹麻地区への下賀茂温泉の給湯をこれからどのように考えていくのか、そこも大事でないかと考えます。

給湯については、あしたあさってというわけには必ずいかないわけですから、何年先という形で考えていかないと困るわけですから、それについての給湯の考えはどのようなふうになっているのかも、あわせてお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

下賀茂温泉は古くから、湯煙たなびく湯治場として旅人に愛された旅館やホテルなどで、主に浴用に利用されてまいりました。近年、源泉所有者においては、湯量の低下やスケール堆積に伴う施設管理面での維持・保全に係る経費捻出に苦慮している状態でもあり、歴史ある温泉地としての存続が危機的状況にあると憂慮するものであります。

宿泊施設事業者等においては、それぞれ趣向を凝らした誘客戦略を持っておられると認識しておりますが、誘客に直結する情報提供のほか、魅力ある商品開発や質の高いサービスの提供が不可欠であると思われまますので、温泉組合、観光事業者、観光協会など関係諸団体と連携強化を図り、さらなる温泉の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

湊地区を中心とした給湯につきましては、企画課長のほうから答弁をさせます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

弓ヶ浜までの下賀茂からの距離というのが、5キロ弱あるところでございまして、現在につきましては、民間事業者様のパイプラインがお湯を送り続けているという状況です。しか

しながら、やはり経年劣化が相当激しいとも聞いておりまして、今後の更新についてが、やはり懸念されるところであります。

もともと観光入り込み、宿泊客が入湯に使っていただけるからということで、観光業界の皆さんが温泉供給業界のほうと契約をした上で、利用料を払った上で、こういったインフラが維持されてきたわけでありまして。それが、平成元年前後で宿泊ベースで100万人出ていたというものが、平成26年、27年統計ですと20万人、5分の1になっております。この5分の1のパイの中で、以前と同じような維持、または更新ができるかどうかということについては、残念ながら非常に難しいところであります。

というわけで、この数年、町としましても、新たな付加価値を温泉に見出せないか。入湯以外で何とか資金を確保する事業ができないかというところを展開してまいったところなんですけれども、今、諸事情によりまして凍結している状態であります。

ただ、これについては、それによって観光、海水浴場への温泉供給も、町のほうは全て考えをやめたというわけではございません。これからも、温泉供給事業者の皆様、また観光協会の皆様、または源泉が立ち並んでいる地域の皆様の意見を聞きながら、何らかの手法をまた見つけ出していくという作業に取りかかりたいと思っております。

残念ながら、現在のところは、一端の部分が凍結したところとしか申し上げられません。申しわけございません。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

給湯に関しての話は、大変難しいなという形だろうと思っておりますけれども、やはり経年劣化が激しいという中で、どう考えていくかという、それも大事なかと考えますので、お願いいたします。

次に、海水浴場の国際認証、環境認証という形で、これ、海水浴場の認証活動でございますけれども、ブルーフラッグに向けた取り組みという形でございます。

日本国内にも、この環境認証を受けた海水浴場が日本海のほうに2つ、太平洋側に1つあるという話は聞いておりますけれども、南伊豆町でも、この国際環境認証、ブルーフラッグの認証に取り組んだらどうかなと考えますが、それについてのご見解を、いかがでしょうか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ブルーフラッグは現在、約50の国、約4,000カ所で取得され、国内では、平成28年に福井県の若狭和田ビーチ、神奈川県由比ヶ浜海水浴場がアジア初の取得地と伺っております。

清水議員からは、昨年3月定例会において、同様の一般質問をいただいておりますが、ブルーフラッグの認証基準は、1、環境教育、2、水質、3、環境マネジメント、4、安全とサービスの4つの大きなカテゴリの中で、さらに33項目に分けられ、認証審査も毎年受けることになり、認証取得及びその後の環境安全対策等の取り組みがスムーズに進むような体制づくりも必要となるため、周辺市町の動向を踏まえた中で、今後に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、日本で2つのビーチがあるという話でございましたけれども、この認可を受けるのに、毎年調査が必要だとか、教育が必要だとかという話でございましたけれども、その中で、この福井県の話、あるいは神奈川県の話も、やはり日本で最初、あるいは、そんな形の中で行ってきたのだらうと思います。やはりそういう形で、そういう取り組みをしているからこそ、こういう話題になってこようかと思えますし、ヨーロッパでは33カ国、あるいは中東、アジアでは4カ国という話もありますけれども、それを考えたときに、世界的な取り組みを行っている弓ヶ浜ビーチがあるよという形というもの、なかなか宣伝になろうかと思えます。

渚百選だけではなくて、こういうブルーフラッグも掲げていますよと。ブルーフラッグとは何ですかといったら、やはり安全、あるいは水質、あるいは教育問題とか、あるいは、そういうものに関してやっていますという形が、どこの観光に、もし営業に回ったときにも、ほかのビーチとは違いますよという話と言えるだけでも、大分違うのかなと思えますので、これについて、また町のほうでも、ほかのまちに、周辺他市町にくっついて一緒にやるのではなくて、南伊豆から最初にやってみようという話をやっていくのがどうかなと思えますので、それも少しずつでも検討していただくようお願いいたします。

続きまして、最後に、生活環境の整備でございます。

草が山にいっぱい生えて、木が道路にかぶってくるという形がございます。この山林の木、

町道にかかるものについて、どのように考えておられるのか、町としてどう考えておられるのか。また、この整備に地域コミュニティ、各区の人足等で行う草刈り、あるいは溝掃除等で、それで生活環境の整備になってこようかと思えますけれども、それに対しての、地域コミュニティについての活動を活性化することも必要ではないかと考えますが、それについてのご意見等、どう考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国県道については、通行障害があった場合、下田土木事務所へ写真などを提供し、随時対応していただいております。また、町道については、主要な道路は定期的に除草委託をしており、そのほかは定期的に行っているパトロールで、道路除草や危険木伐採などの維持管理に努めております。しかし、町内広範囲にわたるため、十分な管理ができない現状もあることから、このような場合は、行政協力委員会などからの情報提供をいただき、適正な道路の環境整備に努めてまいります。

人足等コミュニティにつきましては、各地区でいろいろとやっておりますけれども、なかなか人手不足等、高齢化等がございまして、行き渡らないところもあるかと思えますけれども、詳しいことは担当課長に説明させます。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

○議長（齋藤 要君） この答弁で終わりだよ。

○企画課長（菰田一郎君） はい。

地域コミュニティの活動の活性化についてでございますけれども、戦前におきましては、地縁・血縁によってかたく結びついた集落で構成される社会であり、集落が地域コミュニティの単位として、また人々の生活基盤の根底をなし、安定的にその機能を果たしてまいりました。その後の戦後の成長経済においては、急激な人口変動と移動を誘発し、人口分布の変容により都市部と地方に二極化し、それぞれにさまざまな社会問題が発生してきております。

この中で、田舎の部に入っております当町におきましては、やはり電車その他の交通インフラが発達しなかったものですから、自家用車社会というものになった中で、各地域コミュニティにありました地域のよろず屋さんといったようなところが一旦、全てお店をしまっ

たりしている中で、ある意味ですと、役場近辺の一極集中といったことが起こってしまいました。

現状は、人口減少の中で、それと逆の形で、やはり地区ごとに戻るべきかなということになっておるんですけども、もう以前あった村ごとの、自治会ごとの、そういったものがないものですから、非常に各コミュニティ、厳しい状況にはなっているところでございます。その中で、いろいろな……

○議長（齋藤 要君） 課長、答弁は簡潔に。

○企画課長（菰田一郎君） はい。

今後につきましては、地域ごとで経済活性化施策、そういったものを実施した上で、再度各地域が経済サイクルを地域ごとで持てるかということについての検討を進めた中で、地域の元気を取り戻していきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ここで清水清一君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

報第5号 平成28年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率である4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のそれぞれ平成28年度数値を監査委員の意見を付し、議会へ報告するものです。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、当町が所管する会計において、赤字ではなく黒字のため、数値はありません。

実質公債費比率につきましては3カ年平均で7.8%、また、将来負担比率につきましては35.9%となりました。いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告にかえさせていただきます。

また、この後の報第6号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知を願います。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

◎報第6号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤 要君） 報第6号 平成28年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。
提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 報第6号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業に係る特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、平成28年度数値を監査委員の意見を付し、議会へ報告するものです。

水道事業会計につきましては資金余剰金が出ており、また、公共下水道事業会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計及び妻良漁業集落排水事業特別会計については、収支が均衡しておりますので、資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第58号 南伊豆町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定に伴い、今後、電子情報処理組織による申請及び処分通知等を使用して行わせることが可能になるため、これら規定を見直し、必要な改正を行うもので、あわせて、そのほか行政手

続法に即した内容と字句の改正等を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第58号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第59号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、これまで教育長が有していた非常勤特別職と常勤一般職の身分が一本化され、新教育長として常勤の特別職の身分を有することになったことから、南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例に教育長の給料額を定める必要が生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

給料額は、8月3日に開催した南伊豆町特別職報酬等審議会の審議結果に基づき、現行の南伊豆町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例に定められている月額と同額とするとの答申を受けたため、教育長の給料額は月額46万7,000円といたしました。

また、施行の日は公布の日からとし、経過措置として、現教育長の任期満了まではこの改正を適用しないものといたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第59号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第60号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第60号の提案理由を申し上げます。

本議案は、議第59号の提案理由と同様に、教育長の給与額等を定めるものであり、これまで教育長の給料月額等を定めていた南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例から、給与に関し定められた事項を削る必要が生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

また、これまで教育長の職務に専念する義務の免除については規定がなかったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、定めるものいたします。

施行日は公布の日からとし、経過措置として、現教育長の任期満了まではこの改正は適用しないものいたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第61号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

国の電子政府・電子自治体推進に向けた行政手続オンライン化関係三法が施行されたことから、情報システムの整備により、行政機関等への申請・届け出等の手続については、書面によることに加え、オンラインによる手続も可能となっております。

さらに、社会保障・税番号制度における情報連携等の開始に伴い、マイナポータルを利用した子育てに関するサービス等の検索や申請、情報提供ネットワークシステムを通じた住民情報等の記録確認が可能となることなどから、町民の利便性の向上、行政運営の簡素化・効率化を図るため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、企画課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくご願

たします。

○議長（齋藤 要君） 企画課長。

〔企画課長 菰田一郎君登壇〕

○企画課長（菰田一郎君） それでは、説明させていただきます。

本条例につきましては9条立てとなります。そして、最後に附則といたしまして、施行の日をうたうものでございます。

第1条につきましては目的を、第2条につきましては用語の定義を、そして、第3条から6条につきましては、条例においてできることについてをうたうものであります。そして、7条によりまして、できることに対して、町がしておかなければならないこと、セキュリティの問題等についての強化についてをうたったものでございます。また、8条では情報の開示を、そして、9条で委任事項についてをうたうものでございます。

以上説明を終わります。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） よって、議第61号議案は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第62号 備品購入契約について（平成29年度緊急地震・津波対策等 交付金可搬ポンプ付積載車購入について）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本議案は、指名競争入札により、購入金額888万8,400円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の枠65万8,400円をもって、株式会社東海消防機材商会と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事業は、南伊豆町消防団第4分団第3分隊吉祥地区配備の消防車で、配備後20年が経過した車両の経年劣化に伴い、新たに消防車両の更新を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） ちょっとお聞きします。

この入札には、地元の業者は何社か入られましたか。教えてください。

○議長（齋藤 要君） 総務課長。

○総務課長（大年美文君） お答えします。

大変申しわけありません。今、手元にその資料がありませんので、調べて何社か、もちろん地元の業者、地元の業者さんは入っておりません。

○議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 何で入らないんですか、地元の業者が。

○議長（齋藤 要君） 総務課長。

○総務課長（大年美文君） お答えします。

消防自動車でありまして、主な装備、艀装の部分が、どうしても自動車屋さんではなくて艀装関係の会社でないと、艀装部分が含まれている割合が多いものですから、艀装ができる会社さんのほうで、今回対応しているというような形になります。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 説明の内容はわかるんですけども、よく消防車が、各自動車屋さ

んに修理で入っている場合がありますよね、車検だとか。やはり、そうでなくて、地元の業者ですから、私は扱えると思います、そうでなくても。ですから、絶対に私は、これは地元の業者を入れるべきだと思います、町長どう思いますか。地元の業者を入れてくださいよ。

○議長（齋藤 要君） 町長。

○町長（岡部克仁君） 以前もたしか、私も議員時代にこの話は出たかと思うんですけども、消防車両に関しては、多分地元の業者、修理工場等では、金額の設定が全然違い過ぎてしまって、同じように入札をした場合に、地元の業者が落札できるということも、なかなかないのではないのかなと思います。

アフターに関しては、当然地元の修理工場さんのほうで、いろいろ点検整備、車検等をやっていたくという形で、アフターをお願いする、メンテナンスを見てもらうということでよいのかと私は思いますけれども。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 町長、わかるんですよ、言っている意味は。でも、地元の業者で、ポンプの修理ができないということはないと思いますよ。ですから、今、この技術の発達した中で、別に値段が合えば、入れてみて、とれなければしょうがないけれども、何で入札に入れないのかという、そこの根本的なところを聞いているんですよ。入れる気があれば、町長ですから、入れればいいんですよ、地元の業者を。私はそこを強く言っているつもりですけども。

これは終わったことだから、いずれにしても、今後、やはり地元の業者を先に入れて、そして、外部の業者は検討した中で、私は入れていけばいいと思いますよ。でも、地元の業者をやはり大事にして、この中でお金が回るような、私は入札の仕方を今後考えていただきたい。どうですか。

○議長（齋藤 要君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私も地元の業者にいろいろなものは、発注できるものは発注していきたい、町内にお金を循環させるということは大賛成でございます。しかしながら、町内の業者でやれるものとやれないもの、それから、規制の中の金額等のこともございますので、なかなか、全てのものが町内の業者に回せるかという、その辺はちょっと、まだ検討しなくてはいけないかと思っております。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 町長の言っていること、本当にごもつともな話ですけれども、やはり入れてみて、そしてできない、とれなければ、私は辞退をすとか、あるいは値段が高く落札できなかったか、そういう技術面の、あとはプラスして技術面のことで、自分のところで管理できないから、ともかく入札は高い値段を入れて落札できなかった、そういうことになろうかと思えます。

しかし、私は地元の業者に、なるべく100%に近い努力をして、町長、どんな仕事にしても、地元の業者に発注をしていただきたいということを要望しておきます。

○議長（齋藤 要君） 答弁はいいですね。

○10番（渡邊嘉郎君） はい、いいですよ。

○議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑がありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第62号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第64号 平成28年度南伊豆町健康福祉センター建築工事変更契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年3月定例会において契約の承認を受けた南伊豆町健康福祉センター建築工事の変更契約であります。

主な変更理由としては、予想以上の軟弱地盤による地盤沈下対策のため、地盤改良によるくい工事等が遅延したことによるもので、工期を平成30年1月31日から平成30年3月15日まで延長するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第65号 平成28年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成28年度南伊豆町水道事業会計未処理利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第65号 平成28年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明させていただきます。

前年度繰越利益剰余金と当年度純利益を足しました額2億4,495万7,190円全額を繰越利益剰余金として処分しようとするものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第65号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第66号 平成29年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案説明を求めます。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,572万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億413万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費に4,434万3,000円、民生費の児童福祉費に593万6,000円、商工費の商工費に626万6,000円のほか、教育費の小学校費に770万6,000円などをそれぞれ追加するもので、これら歳出に対応する財源として、地方交付税3,160万8,000円、

県補助金2,822万5,000円、繰越金1,725万円などを追加するものであります。

詳細については、総務課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大年美文君登壇〕

○総務課長（大年美文君） 議第66号の内容説明を申し上げます。

主なものについて、内容を説明させていただきます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を7,572万6,000円追加し、予算の総額を61億413万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の16ページ、17ページをごらんください。

2款総務費の1項1目一般管理費については、人事異動に伴う整理並びに職員給与等の調整でありまして、664万円を減額いたしました。

以降においても、同様に職員給与等の調整がございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

18、19ページをごらんください。

12目地域づくり推進費では、石廊崎ジャングルパーク跡地内温室等解体工事に4,000万円を見込みました。これは、解体で生じたアスファルト殻や木材等の産業廃棄物を場内でリサイクル、利用する予定でしたが、県条例の規定により、リサイクルに相当の日数を要するため、産業廃棄物を廃棄処分することに変更したためであります。

次に、22、23ページをごらんください。

3款民生費でございますが、2項2目児童福祉施設費の南崎認定こども園運営事務に626万4,000円を増額し、経年劣化による受水槽を交換したいと考えております。

続きまして、28、29ページをごらんください。

6款商工費の1項3目観光費には、J R大型観光キャンペーンのパンフレット作成料や観光客受け入れ環境整備事業補助金の増額などとして、547万1,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。

お戻りいただきまして、12、13ページをお願いいたします。

本補正予算の歳出に係る財源といたしまして、10款1項1目地方交付税につきましては、普通交付税に3,160万8,000円を、繰越金につきましては、前年度繰越金として1,725万円を見込んでおります。

このほか、15款2項5目商工費県補助金には、石廊崎再開発の財源となる観光施設整備事業費補助金に2,720万円を増額しました。これは、補助金申請時に見込んでいた補助率に比べ、かさ上げした補助率の内示をいただいたためでございます。

14、15ページをお願いいたします。

21款町債につきましては、普通交付税交付額の確定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額が確定し、当初予算計上額を下回ったため、500万円減額させていただきました。

簡単ではございますが、以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 24ページの子育て支援費でお伺いいたします。

この中で、213、多様な保育推進事業費補助金というものがございますけれども、この内容について、どのようなものを行うのかお伺いしたいのと、28ページの今、総務課長に説明していただきました観光費、宣伝費の宣伝委託料496万3,000円、これ、JRのパンフレットと言いましたけれども、どのような配布をするのか。それについて、その2点をお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺雅之君） お答えいたします。

多様な保育推進事業費補助金の内容でございますが、こちらは、広域入所している児童、これは、ひかり保育園に1歳児が1名広域入所しております。この保育所に対する補助金になりまして、認可保育所において、2歳児の受け入れに対する補助金でございます。こちらは今回、25万2,000円補正をさせていただきまして、県の補助率が2分の1、市町が2分の1ということなものですから、県の補助金が歳入のほうで2分の1見てございます。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

観光振興事業費の宣伝委託料の部分でございますが、これは、JRの駅のほうへ置いていただけるパンフレットをつくりたいということで、DCのやつですと、静岡県ということで、全般にわたってのパンフレットになりますけれども、それとは別に、南伊豆町独自のものを置く機会があるものですから、そういうものに活用していきたいということでございます。以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） わかりました。

うまくやっていただくようお願いしたいんですけれども、もう一つ、18ページの地域づくり支援推進費、69番、地方創生事業、すぎなみ地域大学連携ツアー実施委託料、これについては、参加負担金もあるんですけれども、これについての内容をお伺いいたします。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

すぎなみ地域大学連携ツアー実施委託料の経費の内訳でございますが、85万円計上しておりますが、うち交通費が35万円、宿泊費が24万円、あと消耗品5万円、あと参加者の保険が2万円、あと講師謝礼5万円、あと参加者の体験活動に対する対価として5万円になります。それぞれ足し込むと85万円になります。よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 内容はどんなことをやっているのか伺いたい。

○議長（齋藤 要君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

今月の15日に、まず杉並におきまして、杉並区民を対象に、すぎなみ地域大学ということで、本町の山の猟師、海の漁師の講演を行います。そこで聞いていただいた方を現地にお呼びして、南伊豆の状況についてごらんいただくというようなツアーになっています。

以上です。

○議長（齋藤 要君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第66号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩とします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時10分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の午後の本会議には、高橋正明代表監査委員が出席をしておりますことをご報告いたします。

◎議題63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第63号 平成29年度石廊崎ジャングルパーク跡地内温室等解体工事変更契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第63号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成29年6月26日に可決した平成29年度石廊崎ジャングルパーク跡地内温室等解体工事の変更契約であります。当該解体工事で生じたアスファルト殻、木材等をリサイクル処理する予定でございましたが、リサイクル処理に関する静岡県条例の規定に基づく中で、リサイクル化には数年の工期を要することが判明いたしました。このため、当該事業の早期完成が必須とされる中で、工期内での廃棄処理を可能とする設計変更に伴い、契約金額及び工期の延長に係る契約変更をお願いするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第67号 平成29年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による国民健康保険税の調整並びに前年度療養給付費負担金などの精算、前期高齢者交付金概算交付額の確定や後期高齢者支援金、介護納付金等の概算納付額の確定に伴う調整が主な内容となっております。

歳出については、後期高齢者支援金を1,183万円、介護納付金を177万6,000円減額し、療養給付費等負担金償還金を1,715万1,000円、療養給付費交付金償還金を239万8,000円増額するものです。

また、歳入については、本算定実施より、国民健康保険税を2,334万6,000円、国庫支出金を2,092万1,000円、療養給付費交付金を881万1,000円、県支出金を701万5,000円減額し、前期高齢者交付金を1,003万2,000円、繰越金を5,605万円増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ598万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億6,876万9,000円とするものです。

詳細については、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 渡辺雅之君登壇〕

○健康福祉課長（渡辺雅之君） それでは、議第67号の内容説明を申し上げます。

14、15ページをごらんください。

歳出から主なものについてご説明申し上げます。

2款保険給付費、1項療養諸費及び2項の高額療養費でございますが、財源内訳の変更を

お願いするものでございます。

次に、3款1項1目の後期高齢者支援金、4款1項1目の前期高齢者納付金、6款1項1目の介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への概算納付額が確定したことから調整を行うもので、後期高齢者支援金を1,183万円減額し1億7,330万円に、前期高齢者納付金を7,000円増額し64万1,000円に、介護納付金を177万6,000円減額し7,077万3,000円としたいものでございます。

次に、16、17ページをごらんください。

8款の保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費でございますが、こちらも財源内訳の変更をお願いするものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金でございますが、これは、平成28年度の国庫補助である療養給付費等負担金及び退職者医療に係る療養給付費交付金、そして特定健康診査負担金の国庫負担金の確定に伴います精算によるものでございまして、1,958万8,000円増額し、1,959万1,000円としたいものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

1款1項の国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税を1,979万7,000円、2目の退職被保険者等国民健康保険税を354万9,000円、それぞれ減額をしたいものでございます。内訳でございますが、一般、退職とも、7月に実施をいたしました本算定による額の調整を図るもので、一般被保険者の1節医療給付分現年課税分から退職被保険者等分の3節介護納付分現年課税分まで、それぞれ記載の金額を減額するものでございます。

次に、3款国庫支出金、4款療養給付費交付金、6款県支出金につきましては、歳出で説明いたしました後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等の補正に伴い調整を行うもので、3款1項1目の療養給付費負担金でございますが、395万円減額をし、2億2,306万1,000円としたいものでございます。内容につきましては、1節現年度分の減額でありまして、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

また、2項1目の財政調整交付金ですが、1,699万4,000円減額をし、7,433万4,000円としたいものです。内容につきましては、1節普通調整交付金の減額でございます。

4款1項1目の療養給付費交付金であります。881万1,000円減額し、9,050万8,000円としたいもので、1節現年度分退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

5款1項目の前期高齢者交付金につきましては、概算交付額の確定によりまして、1,003

万2,000円増額し、6億1,121万7,000円としたいものです。

12、13ページをごらんください。

6款の県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金は、703万8,000円減額し、5,893万6,000円としたいもので、内容につきましては、1節普通調整交付金でございます。

11款1項の繰越金につきましては、1目1節の療養給付費交付金繰越金を239万8,000円、2目1節その他繰越金を5,365万2,000円増額をしたいものです。

8ページ、9ページにお戻りください。

歳出の合計でございますが、補正前の額18億6,278万円、補正額598万9,000円、計18億6,876万9,000円でございます。補正額の財源内訳は、特定財源の国庫支出金がマイナス2,793万6,000円、その他122万1,000円、一般財源3,270万円4,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第67号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第68号 平成29年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ841万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,516万2,000円とするものです。

歳出の主な内容については、第1四半期までの実績をもとに、2款保険給付費を72万2,000円増額し、4款地域支援事業費を741万円増額するものであります。

歳入の主な内容については、地域支援事業費の歳出増額に伴い、4款国庫支出金を177万8,000円、6款県支出金を107万8,000円、9款繰入金107万8,000円をそれぞれ増額し、過年度精算交付金等に伴い、5款支払基金交付金を448万1,000円増額するものです。

詳細については、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 渡辺雅之君登壇〕

○健康福祉課長（渡辺雅之君） それでは、議第68号の内容説明を申し上げます。

12、13ページをごらんください。

歳出から、主なものについてご説明申し上げます。

2款1項7目居宅介護福祉用具購入費でございますが、これは、在宅で介護する上で必要なポータブルトイレやシャワーチェア等の福祉用具購入費に係る保険給付費につきまして、第1四半期の伸び率を勘案いたしまして、72万2,000円増額をお願いしたいものでございます。

次に、4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費ですが、814万8,000円増額をお願いしたいものです。これは、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業が開始となっておりまして、事業利用者の増加に伴い、第1号事業費負担金を増額させていただきたいものです。

次に、14、15ページをごらんください。

4款3項7目生活支援体制整備事業費ですが、61万6,000円増額をお願いするものです。これは、平成30年4月までに実施しなければならない地域支援事業必須事業でありまして、本年10月から生活支援コーディネーター事業を委託するための経費でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをごらんください。

歳出のほうで説明いたしました地域支援事業費の増額に伴いまして、法定負担割合に基づいて、4款2項国庫補助金、6款2項県補助金、9款1項一般会計繰入金をそれぞれ増額したいものです。

4款2項国庫補助金につきましては、2目の地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業を151万8,000円、3目地域支援事業交付金、包括支援事業等を26万円増額し、6款2項県補助金及び9款1項一般会計繰入金につきましては、介護予防・日常生活支援事業をそれぞれ94万8,000円、包括支援事業をそれぞれ13万円増額をしたいものでございます。

戻りまして、5款1項の支払基金交付金でございますが、1目の介護給付費交付金は、福祉用具購入費等の介護給付費の増額に伴い、1節現年度分を155万9,000円増額をしたいものです。また、平成28年度の精算分として、2節過年度分介護給付費交付金を243万6,000円、2目2節の過年度分地域支援事業支援交付金を48万6,000円増額をさせていただきたいものでございます。

それでは、8ページ、9ページにお戻りください。

歳出合計ですが、補正前の額11億2,674万7,000円、補正額841万5,000円、計11億3,516万2,000円。補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金285万6,000円、その他263万7,000円、一般財源292万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論は終わります。

採決します。

議第68号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第69号 平成29年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による後期高齢者医療保険料の調整並びに後期高齢者医療広域連合給付金の調整が主な内容となっております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合交付金を559万5,000円、諸支出金を76万円増額するものです。

また、歳入については、後期高齢者医療保険料を490万3,000円、繰越金を73万3,000円、諸収入を76万円増額し、繰入金を4万1,000円減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ635万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,257万5,000円とするものです。

詳細については、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 渡辺雅之君登壇〕

○健康福祉課長（渡辺雅之君） それでは、議第69号の内容説明を申し上げます。

12、13ページをごらんください。

歳出から、主なものについてご説明申し上げます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは、8月に実施した本算定により額の調整を図るもので、19節負担金補助及び交付金を559万5,000円増額したいもので、これは保険料負担金を増額することが主な内容でございます。

次に、3款2項1目の一般会計繰出金につきましては、平成28年度の広域連合事務費負担金の精算に伴い、76万円増額したいものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをごらんください。

1款1項1目の後期高齢者医療保険料を490万3,000円増額し、7,726万6,000円としたいものです。これは、8月に実施いたしました本算定により額の調整を図るもので、1節現年度分保険料について、それぞれ記載の金額を増額したいものでございます。

4款1項1目の事務費繰入金ですが、本年度の広域連合への事務費負担金概算払い額が確定したことから、4万1,000円減額し、784万3,000円としたいものでございます。

5款1項1目の繰越金でございますが、1節繰越金について、前年度繰越金を73万3,000円増額するものでございます。

6款4項1目の雑入であります。平成28年度の広域連合事務費負担金精算額を76万円増額するものでございます。これは、歳出で説明をいたしました一般会計繰出金に対応する歳入でございます。

8ページ、9ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額1億1,622万円、補正額635万5,000円、計1億2,257万5,000円でございます。補正額の財源内訳は、一般財源635万5,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第70号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第70号 平成29年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本議案は、人事異動による給与費等の調整が主な内容となっており、歳入歳出予算の総額からそれぞれ262万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,585万1,000円とするものであります。

歳出では、1款下水道費を131万7,000円増額し、2款業務費を394万4,000円減額するもので、歳入では、5款繰入金を191万8,000円、7款諸収入を70万9,000円減額するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第71号 平成29年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

本議案は、半期が経過し、施設修繕の動向を勘案した調整が主な内容となっており、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7,693万7,000円とするものであります。

歳出については、1款総務費を50万円増額するもので、財源として、1款分担金及び負担金を25万円、3款繰入金を25万円増額するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第71号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第72号 平成29年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

本議案は、半年が経過し、施設修繕の動向を勘案した調整が主な内容となっており、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,856万3,000円とするものであります。

歳出については、1款総務費を50万円増額するもので、財源として、1款分担金及び負担金を25万円、3款繰入金を25万円増額するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第73号 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第73号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成28年度は、第5次南伊豆町総合計画及び過疎自立促進計画等との整合性を図りつつ、事業推進するとともに、地域力を強化し、持続可能な南伊豆町の実現に向けて、定住人口減少対策、都市との連携・交流、健康福祉センター整備、石廊崎の再開発、インバウンドの推進などを主要事業に掲げ、予算執行いたしました。

平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額59億886万3,926円、歳出総額55億7,533万6,710円で、歳入歳出差引額は3億3,352万7,216円となり、翌年度に繰り越すべき財源1,539万9,000円を差し引いた実質収支額は3億1,812万8,216円となりました。

詳細については会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） 監査委員の高橋でございます。

お手元の資料に基づきまして監査報告を申し上げます。

平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿・証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

平成29年8月25日、南伊豆町監査委員、高橋正明、同、齋藤要。

1 ページをごらんください。

平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算

2 審査期間

平成29年7月28日から平成29年8月25日

3 審査の方法等

- (1) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算書
- (2) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 財産に関する調書
- (4) 主要施策の成果を説明する書類
- (5) その他説明のために提出された関係書類

以上の書類をもとに、関係法令に準拠して調製されているか、さらに、予算が適正かつ効率的に執行されたか審査を実施した。

第2 審査の結果

平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

1 の一般会計決算及び財政状況から、8 ページの4の資金事情につきましては、決算計数

で、記載のとおりでございます。後ほどご確認をいただきたいと思っております。

第4 審査意見

(別表1)をあわせてお読みください。

1 一般会計決算収支について

形式収支は3億3,352万7,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は3億1,812万8,000円となった。

なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額はマイナス1億6,161万1,000円となり、実質単年度収支は8,099万円の黒字となった。

今後も極力財政の安定を図るため、基金への積み増しができるよう努力されたい。

2 一般会計歳入について

歳入決算額は、前年度と比較すると3億2,306万7,000円増加している。主な要因は、財産収入4,270万7,000円、寄附金2,636万8,000円、繰越金3億431万9,000円、諸収入2,251万9,000円、町債1億6,180万円である。

経常的収入である町税は、対前年比マイナス951万5,000円で、その主なものは、固定資産税マイナス1,160万8,000円、たばこ税マイナス333万5,000円、入湯税マイナス147万8,000円である。

しかしながら、町税全体の収納率は94.59%（前年度93.7%）と前年度比0.86ポイントの改善となり、昨年度に引き続き、県内でも高水準を維持している。これは、日々の滞納解消に向けた精力的な取り組みが着実に結果としてあらわれたと評価することができる。

今後もこの取り組みを継続し、税負担の公平性を保たれるよう努められたい。

また、税外収入については、このような取り組みを他課と連携し、自主財源の確保に努められたい。

ふるさと納税制度については、3億9,667万8,000円の寄附額（前年度比2,605万7,000円）を計上した。その成果は、単に税収増加にとどまらず、地域の活性化に大いに貢献している。

3 一般会計歳出について

前年度決算額との対比（別表4）では、平成28年度は5億5,638万1,000円の増加となった。増加した主な要因は、総務費7億113万5,000円、民生費1億6,605万6,000円、土木費3,733万5,000円、消防費5,352万8,000円によるものである。

さらに、性質別に前年度と対比してみると、別表6のとおりである。

4 財政分析

財政力指数は0.31と変わらず低い。県平均、郡平均と比較しても、かなり下回っているため、安定的な町政運営をするには自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は84.4%となったが、これは経常一般財源の増加によるものである。

基金残高比率は、計画的な積み増しにより61.7%となり、全体的にはおおむね良好である。

5 町債について

一般会計残高は44億8,244万6,000円と、前年比2億9,796万5,000円の増加となった。当面は、「借入額は元金償還額以内」を原則に進めれば健全財政が確保できる。

引き続き効果的な町債の発行に努められたい。

6 基金について

財政基盤の安定化を図る財政調整基金は、2億4,260万2,000円の積み立てがされ、残高は12億5,716万6,000円となった。常に10億円以上の財政調整基金があれば財政運営は安心であるので、これを維持してほしい。

第5 むすびに

政府の積極的な経済政策、日銀による金融緩和の継続する中で、平成29年4月から6月期は、対前年度比で大幅な増益を計上する企業が増えている。また、外国人観光客においても、単月で過去最高を更新し、総じて景気は拡大している日本経済である。

こうした中、当町においても、観光立町として訪日外国人客を取り込むべく継続的なプロモーションを実施しており、今後、観光客の増加、地域の活性化に期待しているところである。

また、ふるさと寄附金については、平成28年度は約3億9,700万円と伸び率は低下しているものの、前年比約2,600万円の増加となり、地域経済の活性化に大いに貢献し、地域の高齢化が進む中、税収の伸びを期待できない状況下で大きな財源となっている。

現在、石廊崎再開発や健康福祉センター建設等の大きな事業が進展している状況下で、健全な財政運営を進めるため、基金会計の着実な蓄積が必要になると思われる。引き続き安定的な行政基盤の確立に向け、一層の努力が必要と考える。

平成29年8月25日、南伊豆町監査委員、高橋正明、同、齋藤要。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高野克巳君登壇〕

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の3ページ、4ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

朗読して説明とさせていただきますが、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明いたします。

1 款町税、収入済額 9 億346万15円、不納欠損額572万9,155円、収入未済額4,598万7,394円。

2 款地方譲与税、収入済額5,054万3,000円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、11款までと14款から19款までは、不納欠損額及び収入未済額がともにゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

3 款利子割交付金80万3,000円。

4 款配当割交付金239万6,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金180万8,000円。

6 款地方消費税交付金 1 億5,136万5,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金961万5,760円。

8 款自動車取得税交付金1,373万8,000円。

9 款地方特例交付金162万8,000円。

10款地方交付税21億7,433万7,000円。

11款交通安全対策特別交付金80万8,000円。

12款分担金及び負担金2,464万5,950円、不納欠損額27万1,000円、収入未済額59万9,214円。

この未済額は、保育料の未納分でございます。

13款使用料及び手数料6,256万8,496円、不納欠損額ゼロ、収入未済額67万8,254円。この未済額は、道路占用料、河川占用料、町営住宅使用料、認定こども園等利用料の未納分でございます。

14款国庫支出金 4 億2,555万53円。

15款県支出金 2 億8,446万4,626円。

16款財産収入6,074万6,360円。

17款寄附金 9 億9,710万1,473円。収入済額の主なものは、ふるさと寄附金でございます。

総額 3 億9,667万8,173円でございます。

18款繰入金1,731万5,128円。収入済額の主なものは、三坂財産区特別会計繰入金でございます。歳出、8款消防費、三坂地区防災センター整備工事への充当となります。

19款繰越金 5 億6,684万1,457円。

20款諸収入7,302万8,608円、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円です。収入済額の主なものは雑入で、内訳は36ページから38ページに記載されております。収入未済額は、災害援護資金貸付金元利収入でございます。

21款町債 6 億8,610万円。

歳入合計は、予算現額59億7,198万3,000円、調定額59億6,543万8,807円、収入済額59億886万3,926円、不納欠損額600万155円、収入未済額5,057万4,726円、予算現額と収入済額との比較、マイナス6,311万9,070円でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

7 ページ、8 ページをごらんください。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

1 款議会費、支出済額5,824万3,340円、翌年度繰越額ゼロ。

2 款総務費、支出済額16億8,495万6,261円、翌年度繰越額3,898万1,000円。この繰越額の内訳は、1 款総務管理費、12目地域づくり推進事業3,829万6,000円、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳事務68万5,000円でございます。

3 款民生費、支出済額13億5,844万2,113円、翌年度繰越額4,108万円。この繰越額は、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費中、臨時福祉給付金給付事業4,108万円でございます。

次の4 款衛生費から6 款商工費までは、翌年度繰越額はゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

4 款衛生費 5 億7,594万4,446円。

5 款農林水産業費 1 億413万9,397円。

6 款商工費 1 億5,036万4,770円。

7 款土木費、支出済額 5 億2,282万8,543円、翌年度繰越額2,116万円。この繰越額は、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費、町道三浜線道路改良工事2,116万円でございます。

次のページをごらんください。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

8 款消防費 4 億1,556万8,337円。

9 款教育費 2 億6,582万852円。

10款災害復旧費858万4,672円。

11款公債費 4 億3,044万3,975円。この支出額は、町債元金償還金 3 億8,813万5,165円、町債利子4,230万8,810円の内訳でございます。

12款予備費ゼロ。

歳出合計は、予算現額59億7,198万3,000円、支出済額55億7,533万6,710円、翌年度繰越額 1 億122万1,000円、不用額 2 億9,542万5,290円、予算現額と支出済額との比較、3 億9,664万6,290円でございます。

歳入歳出差引残額 3 億3,352万7,216円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。このうち、1,539万9,000円は繰越明許費繰越額となっており、実質収支額は 3 億1,812万8,216円でございます。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書149ページの実質収支に関する調書及び150ページから155ページの財産に関する調書並びに、別冊の決算附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第73号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第74号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第74号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成28年度の決算額では、歳入決算額18億5,783万9,098円、歳出決算額16億8,042万8,605円で、差引残額は1億7,741万493円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付をした決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするので、ご承知を願います。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高野克巳君登壇〕

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につい

てご説明申し上げます。

決算書の156ページ、157ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、収入済額 2 億9,627万2,631円、不納欠損額720万6,439円、収入未済額4,381万5,259円。

2 款使用料及び手数料、収入済額16万9,200円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

3 款国庫支出金 3 億1,089万9,848円。

4 款療養給付費交付金8,016万2,032円。

5 款前期高齢者交付金 4 億9,215万8,793円。

6 款県支出金 1 億1,319万3,433円。

7 款連合会支出金ゼロ。

8 款共同事業交付金 3 億1,016万1,692円。

9 款財産収入 2 万2,737円。

10款繰入金 1 億1,019万753円。

11款繰越額 1 億4,298万50円。

12款諸収入162万7,929円。

歳入合計、予算現額18億4,660万5,000円、調定額19億886万796円、収入済額18億5,783万9,098円、不納欠損額720万6,439円、収入未済額4,381万5,259円、予算現額と収入済額との比較、1,123万4,098円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

158ページ、159ページをごらんください。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

1 款総務費496万2,700円。

2 款保険給付費10億1,813万4,201円。

3 款後期高齢者支援金等 1 億7,533万6,330円。

4 款前期高齢者納付金等12万6,246円。

5 款老人保健拠出金6,226円。

6 款介護納付金7,376万2,444円。

7 款共同事業拠出金 3 億5,868万7,065円。

8 款保健事業費1,252万8,357円。

9 款基金積立金2,002万2,737円。

10款公債費ゼロ。

11款諸支出金1,686万2,299円。

次のページをごらんください。

12款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額18億4,660万5,000円、支出済額16億8,042万8,605円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに1億6,617万6,395円でございます。

歳入歳出差引残額1億7,741万493円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書185ページの財産に関する調書及び、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではございますが、国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第74号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第75号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第75号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第75号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233号第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成28年度の決算額では、歳入決算額10億8,815万9,173円、歳出決算額10億8,534万9,012円で、差引残額は281万161円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高野克巳君登壇〕

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の186ページ、187ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款保険料、収入済額 2 億903万1,400円、不納欠損額243万4,000円、収入未済額453万3,650円。

3 款手数料、収入済額 2 万9,600円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

4 款国庫支出金 2 億7,461万8,431円。

5 款支払基金交付金 2 億8,437万6,280円。

6 款県支出金 1 億6,073万5,055円。

7 款財産収入及び 8 款寄附金はともにゼロ。

9 款繰入金 1 億5,536万489円。

10 款繰越金 260万5,018円。

11 款諸収入 140万2,900円。

歳入合計、予算現額 11 億713万9,000円、調定額 10 億9,512万6,823円、収入済額 10 億8,815万9,173円、不納欠損額 243万4,000円、収入未済額 453万3,652円、予算現額と収入済額との比較、マイナス 1,897万9,827円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

1 款総務費、支出済額 1,038万328円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみを説明とさせていただきます。

2 款保険給付費 10 億1,248万7,873円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ。

4 款地域支援事業費 4,544万5,088円。

5 款基金積立金及び 6 款公債費ゼロ。

7 款諸支出金 1,703万5,723円。

8 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 11 億713万9,000円、支出済額 10 億8,534万9,012円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに 2,178万9,988円でございます。

歳入歳出差引残額 281万161円は、平成 29 年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書 213 ページの財産に関する調書及び、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではございますが、介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第75号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第76号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第76号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成28年度の決算額では、歳入決算額1億1,226万7,677円、歳出決算額1億1,153万2,917円で、差引残額は73万4,760円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 高野克巳君登壇]

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の214ページ、215ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額7,029万5,589円、不納欠損額6万7,600円、収入未済額118万6,911円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料1万4,100円。

3 款寄附金ゼロ。

4 款繰入金3,984万2,660円。

5 款繰越金168万2,000円。

6 款諸収入43万3,328円。

歳入合計、予算現額1億1,552万4,000円、調定額1億1,352万2,188円、収入済額1億1,226万7,677円、不納欠損額6万7,600円、収入未済額118万6,911円、予算現額と収入済額との比較、マイナス325万6,323円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

1 款総務費、支出済額199万7,829円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金1億910万3,860円。

3 款諸支出金43万1,228円。

歳出合計、予算現額1億1,552万4,000円、支出済額1億1,153万2,917円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較、399万1,083円でございます。

歳入歳出差引残額73万4,760円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではございますが、後期高齢者医療特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第76号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第77号～議第79号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第77号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について並びに議第79号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第77号、議第78号及び議第79号の提案理由を申し上げます。

本3議案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第77号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額61万5,774円、歳出総額47万2,496円となり、歳入歳出差引額は14万3,278円となりました。

議第78号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額43万1,254円、歳出総額34万5,000円となり、歳入歳出差引額は8万6,254円となりました。

議第79号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額2,283万9,198円、歳出総額2,273万7,100円となり、歳入歳出差引額は10万2,098円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高野克巳君登壇〕

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算書の227ページ、228ページをごらんください。

歳入からご説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款財産収入、収入済額49万1,571円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。収入済額は、土地貸付料、財政調整基金預金利子でございます。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款繰越金12万4,203円。

3 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額61万5,000円、調定額及び収入済額ともに61万5,774円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、774円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、支出済額67万2,496円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額61万5,000円、支出済額47万2,496円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び

予算現額と支出済額との比較は、ともに14万2,504円でございます。

歳入歳出差引残額14万3,278円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書236ページの財産に関する調書及び、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではありますが、南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、238ページ、239ページをごらんください。

平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款繰越金、収入済額9万1,201円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額はゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款諸収入ゼロ。

3 款財産収入34万53円。これは、風力発電用地貸付料でございます。

歳入合計、予算現額43万6,000円、調定額及び収入済額ともに43万1,254円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス4,746円でございます。

次のページをごらんください。

歳出について説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、支出済額34万5,000円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額43万6,000円、支出済額34万5,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに9万1,000円でございます。

歳入歳出差引残額8万6,254円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書247ページの財産に関する調書、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではございますが、南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、249ページ、250ページをごらんください。

平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明させていただきます。

1 款財産収入、収入済額770万2,474円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款繰入金ゼロ。

3 款繰越金1,513万6,724円。

4 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額2,284万3,000円、調定額及び収入済額ともに2,283万9,198円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス3,802円でございます。

次のページをごらんください。

歳出について説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

1 款総務費、支出済額2,273万7,100円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額2,284万3,000円、支出済額2,273万7,100円、翌年度繰越額ゼロ、不用額、予算現額と支出済額との比較、ともに10万5,900円でございます。

歳入歳出差引残額10万2,098円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書258ページの財産に関する調書及び、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではありますが、三坂財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

これで、南上、南崎、三坂、それぞれの財産区特別会計の決算内容説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第77号議案、議第78号議案並びに議第79号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第80号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成28年度の決算額では、歳入総額40万495円、歳出総額40万495円の同額でありまして、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高野克巳君登壇〕

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の260ページ、261ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款財産収入、収入済額40万495円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロです。収入済額の内訳は、財産貸付収入、石廊崎の土地になりますけれども、40万円、土地開発基金利子495円でございます。

以下、各款とも収入済額、不納欠損額及び収入未済額はゼロです。

歳入合計、予算現額48万1,000円、調定額及び収入済額ともに40万495円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス8万505円でございます。

次のページをごらんください。

歳出について説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

1 款公共用地取得費ゼロ。

2 款繰出金40万495円。これは、土地開発基金への繰出金で、基金の積み増しを行いました。

歳出合計、予算現額48万1,000円、支出済額40万495円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較、8万505円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

この詳細につきましては、次ページからの事項別明細書269ページの財産に関する調書及び、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではありますが、土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第80号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第81号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本件につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の承認をいただく監査委員の意見を付して提案申し上げるものです。

平成28年度歳入歳出決算額は、歳入総額、歳出総額ともに3億2,811万1,624円となり、差引残額はありません。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 高野克巳君登壇]

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の270ページ、271ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額695万6,400円、不納欠損額62万6,000円、収入未済額302万4,000円。

2 款使用料及び手数料、収入済額4,304万3,075円、不納欠損額2,215円、収入未済額46万5,080円。

3 款国庫支出金、収入済額7,650万円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明させていただきます。

5 款繰入金 1 億1,664万2,952円。

6 款繰越金1,800万円。

7 款諸収入346万9,197円。

8 款町債6,350万円。

歳入合計、予算現額 4 億196万円、調定額 3 億3,222万8,919円、収入済額 3 億2,811万1,624円、不納欠損額62万8,215円、収入未済額348万9,080円、予算現額と収入済額との比較、マイナス7,384万8,376円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

1 款下水道費、支出済額 1 億6,237万6,245円、翌年度繰越額6,600万円。この繰越額は、公共下水道建設事業分でございます。

2 款用務費、支出済額5,818万5,749円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額はゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

3 款公債費 1 億754万9,630円。

4 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 4 億196万円、支出済額 3 億2,811万1,624円、翌年度繰越額6,600万円、不用額784万8,376円、予算現額と支出済額との比較、7,384万8,376円。

歳入歳出差引残額ゼロ円です。

詳細につきましては、次のページの事項別明細書285ページの財産に関する調書及び、別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではありますが、公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審

議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第81号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第82号～議第84号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第82号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について並びに議第84号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第82号、議第83号及び議第84号の提案理由を申し上げます。

本3議案全てが、漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でありまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

議第82号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額、歳出総額ともに2,405万5,225円となり、差引残額はありません。

議第83号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額、歳出総額ともに801万7,246円となり、差引残額はありません。

議第84号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、歳入総額、歳出総額ともに1,822万6,465円となり、差引残額はありません。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 高野克巳君登壇〕

○会計管理者（高野克巳君） 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書の287ページ、288ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額123万1,390円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料455万4,590円。

3 款繰入金841万9,424円。

4 款諸収入4万9,821円。

5 款国庫支出金500万円。

6 款県支出金200万円。

8 款町債280万円。

歳入合計、予算現額2,474万4,000円、調定額及び収入済額ともに2,405万5,225円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス68万8,775円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順で説明いたします。

1 款総務費、支出済額505万7,831円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額はゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

2 款公債費818万2,274円。

3 款漁業集落環境整備費1,081万5,120円。

歳出合計、予算現額2,474万4,000円、支出済額2,405万5,225円、翌年度繰越額ゼロ、不用額68万8,775円、予算現額と支出済額との比較、68万8,775円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書298ページの財産に関する調書及び、別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではありますが、子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、300ページ、301ページごらんください。

平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額13万7,937円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料409万9,600円。

3 款繰入金373万3,466円。

5 款諸収入4万6,243円。

歳入合計、予算現額863万2,000円、調定額及び収入済額ともに801万7,246円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス61万4,754円でございます。

次のページをごらんください。

歳出について説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

1 款総務費442万1,718円。

2 款公債費359万5,528円。

歳出合計、予算現額863万2,000円、支出済額801万7,246円、翌年度繰越額ゼロ、不用額61

万4,754円、予算現額と支出済額との比較、61万4,754円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書309ページの財産に関する調書及び、別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではありますが、中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続き、311ページ、312ページをごらんください。

平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額 2 万4,500円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料352万6,810円。

3 款繰入金1,459万8,292円。

5 款諸収入 7 万6,863円。

歳入合計、予算現額1,922万1,000円、調定額及び収入済額ともに1,822万6,465円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス99万4,535円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順で説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

1 款総務費365万73円。

2 款公債費1,457万6,392円。

歳出合計、予算現額1,922万1,000円、支出済額1,822万6,465円、翌年度繰越額ゼロ、不用額99万4,535円、予算現額と支出済額との比較、99万4,535円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書320ページの財産に関する調書及び、別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんください。

以上、雑駁ではありますが、妻良漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで、子浦、中木、妻良、それぞれの漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をしてください。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第82号議案、議第83号議案並びに議第84号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（齋藤 要君） 議第85号 平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

当期の水道事業収益は3億4,432万2,011円でありまして、事業費用は3億510万3,882円と

なりました。

また、資本的収支の決算額では、企業債及び国。県補助金等を含めた収入額は1億7,061万7,342円となり、建設改良費のほか企業債償還金等に係る支出額は2億8,849万8,924円となりました。このため、収支において不足する額1億1,788万1,582円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補填いたしました。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） それでは、お手元の資料に基づきまして、監査報告を申し上げます。

平成28年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成28年度南伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿・証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

平成29年7月31日、南伊豆町監査委員、高橋正明、同、齋藤要。

1 ページをごらんください。

平成28年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間 平成29年6月27日から7月31日

2 審査実施場所 役場庁舎

3 審査の手続

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

次いで、平成28年度の会計処理においては、地方公営企業に導入された新会計基準により、本事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第2 審査の結果

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

以下、2の経営状況についてから、5ページの(3)建設改良工事等につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

6ページの(4)水道料金未収金について

水道料金未収金調べ、現年度未収金の平成28年度171万6,519円、過年度未収金15万5,873円、未収金の合計187万2,392円となります。

前年度対比では、現年度未収金171万6,519円となり、26万3,314円増加し、過年度分では15万5,873円となり、13万4,496円減少している。

増加した要因は、調定額が増加したことと、旅館等が年度をまたいで納めたためである。

不納決算処分の内訳、上水道8万5,252円、簡易水道1万5,180円、合計8件で10万432円となります。

(5)の水質検査契約については、記載のとおりでございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

第3 むすび

業務状況について見ると、給水人口は8,409人で前年度と比較して203人(2.4%)減少し、給水戸数も4,422戸で53戸(1.2%)減少している。

水道収益に直結する総配水量は176万4,580立方メートルと、前年度と比較して11万5,822立方メートル(7%)増加し、総有収水量も125万7,980立方メートルと、前年度と比較して3万7,580立方メートル(3.1%)増加している。

このことから、有収率は71.3%と、同規模団体の全国平均80.2%と比較すると8.9ポイント下回っており、老朽管の更新や漏水対策にしっかり対応して、まさに捨て水とならないよう対応し、有収率の向上を図られたい。

次に、水道施設整備については、平成22年度より南伊豆町水道施設整備基本計画に基づき、老朽管の更新等に着手されており、南上・毛倉野簡易水道施設において、国県補助を受けて3,391メートルの配水管布設がえ工事が完了した。

また、遠方監視システムを整備して維持管理性の向上を図るため、簡易水道配水池10カ所の遠方監視設備工事が完了した。

引き続き、近年予想されている南海トラフ等の大規模地震が発生しても、継続して飲料水を安定供給するため、事業を着実に進めていただきたい。

次に、経営成績については、地方公営企業法の改正による新会計基準の補助金等により取得した固定資産の変更により、減価償却見合い分を収益化したことから、当年度末未処分利益剰余金は2億4,495万7,000円となるものの、総収入3億2,331万7,000円に対して、総費用2億9,505万4,000円と純利益2,826万3,000円を計上するが、平成28年度一般会計繰入金4,202万7,000円を除いた場合、収支は大幅な赤字となる。

3カ年にわたり水道料金の値上げを実施してきたので、この結果を踏まえて、今後の水道事業へどう反映させるかをしっかりと検証されたい。

また、水道料金未収金については、多段階の手段を踏んで、給水停止通知を送付するなどの最終手段を講じたことにより、長期未納者が大幅に減少するなど成果を上げている。

今後も引き続き、受益者負担の公平性について理解を得ながら、未収金の解消に努められたい。

人口減少社会の到来、観光産業の低迷に伴う流動人口の減少のほか、節水型家庭用品の普及により有収水量の大幅な増加は期待できない状況下にある中で、一方では、老朽化した水道施設の更新など設備投資が必要となり、収益に反映されない資本費の増加が見込まれるため、さらに厳しい財務状況となることが推察される。

水道事業を取り巻く情勢を認識した上で、平成26年度から導入した民間活力を活用し、健全経営に努められるとともに、安全・安心・安定した飲料水の供給に取り組まれることを望むものである。

平成29年7月31日、南伊豆町監査委員、高橋正明、同、齋藤要。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第85号についてご説明させていただきます。

お手元の平成28年度南伊豆町水道事業会計決算書の1ページをごらんください。

水道事業会計予算、第3条に係ります収益的収入及び支出の決算額でございます。収入から順に朗読し、ご説明をさせていただきます。

なお、本報告書は消費税を含むものでございます。

第1款水道事業収益では、補正予算額を含めました予算合計額が3億4,994万8,000円に対しまして、決算額は3億4,432万2,011円となりましたので、562万5,989円の減額となりました。

収入の決算額の内訳は、第1項営業収益で2億6,413万7,108円、第2項営業外収益で8,018万4,903円となります。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用では、補正予算額を含めました予算合計額が3億2,172万5,000円に対しまして、決算額は3億510万3,882円となりましたので、不用額は1,662万1,118円となります。

支出の決算額の内訳は、第1項営業費用に2億8,381万6,468円、第2項営業外費用に2,128万7,414円となります。

また、事項別決算額に係ります仮受消費税及び地方消費税等の計算説明書につきましては、本決算書39ページに記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、2ページをごらんください。

4条に係ります資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入では、予算合計額1億7,215万3,000円に対しまして、決算額は1億7,061万7,342円となりましたので、153万5,658円の減となりました。

収入決算額内訳は、第1項他会計繰入金769万2,142円、第2項国県補助金4,881万5,000円、企業債1億200万円のほか、第4項建設改良工事負担金で1,206万4,200円となります。

次に、第1款資本的支出では、予算合計額3億2,502万7,000円に対しまして、決算額は2億8,849万8,924円となりましたので、不用額は3,652万8,076円となります。支出の決算額内訳は、1項建設改良費が2億2,819万6,509円、第2項企業債償還金で6,030万2,415円となりました。予備費の支出はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,788万1,582円は、過年度損益勘定留保資金1億383万9,615円のほか、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,404万1,967円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をごらんください。

営業収益では、(1)給水収益から(3)その他営業収益までの合計額となります2億4,498万1,120円となりました。また、営業費用では、(1)原水浄水送水排水給水費から(7)その他営業費用までの合計額2億7,375万7,360円となり、差し引き後の営業損失では、

2,877万6,240円となります。

次ページをお願いいたします。

営業外収益では、(1)受取利息及び配当金から(4)長期前受金戻入の合計額で7,833万6,310円となります。

また、営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費(2)雑支出の合計額は2,129万6,225円となりましたので、差引営業利益は5,704万85円の黒字となりました。このため、経常利益は2,826万3,845円となり、特別損失がありませんので、当年度純利益は2,826万3,845円となります。

また、前年度繰越欠損金が3,264万5,731円ありましたので、当年度未処分利益剰余金は2億4,495万7,190円となります。

次に、5ページの剰余金計算書をごらんください。

資本金につきまして、一般会計繰入金131万4,142円変動がありましたので、当年度末残高は12億7,878万1,130円となります。

資本剰余金1,096万3,416円につきましては、受贈財産評価額340万7,646円と、その他資本補助金775万5,770円となります。

未処分利益剰余金につきましては、当年度純利益2,826万3,845円となりましたので、変動額がありますので、当年度未処分剰余金は2億4,495万7,190円となります。

以降、貸借対照表、事業報告書のほか、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を注記により記載しましたので、後ほどご確認を賜りますようお願いいたします。

議第85号 平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定についての説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(齋藤 要君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(齋藤 要君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(齋藤 要君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、議第85号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第86号 平成29年度石廊崎支線道路新設・改良工事（その2）契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成29年8月30日に施行した一般競争入札により、工事金額8,802万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額652万円をもって株式会社南伊豆造園土木と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

各委員会に付託されました議案審議のため、あすより9月25日まで休会とします。

これをもって散会します。

散会 午後 3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年9月26日(火)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について
- 日程第 3 議第73号 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第74号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第75号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第76号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第77号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第78号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第79号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第80号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第81号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第82号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第83号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第84号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第15 議第85号 平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議第57号 南伊豆町教育長の任命について
- 日程第17 議第87号 監査委員の選任の同意について
- 日程第18 発議第1号 地方議会議員の道路財特法の規定に基づく特例措置の継続を求める
意見書の提出について
- 日程第19 各委員会の閉会中の継続調査申出書
- 日程第20 議員派遣の申し出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	渡邊 哲 君	2番	比野下 文 男 君
3番	加 畑 毅 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	8番	漆 田 修 君
9番	齋 藤 要 君	10番	渡 邊 嘉 郎 君
11番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	大 年 美 文 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地 方 創 生 室 長	勝 田 智 史 君
地 域 整 備 課 長	鈴 木 重 光 君	商 工 観 光 課 長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	高 橋 健 一 君	健 康 福 祉 課 長	渡 辺 雅 之 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	大 野 孝 行 君	生 活 環 境 課 長	飯 田 満 寿 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 克 巳 君	総 務 係 長	山 本 広 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 佐藤 禎 明 主 事 齋 藤 貴 成

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（齋藤 要君） おはようございます。

本日は9月定例会第3日目、最終日でございます。審議のほうをよろしくお願いいたします。

なお、クールビズを奨励しておりますので、脱着は自由をお願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成29年9月南伊豆町議会定例会本会議第3日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（齋藤 要君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤 要君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

5番議員 長 田 美喜彦 君

6番議員 稲 葉 勝 男 君

◎議第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1 常任委員長。

〔第1 常任委員長 比野下文男君登壇〕

○第1 常任委員長（比野下文男君） 第1 常任委員会の比野下です。

それでは、委員会審査報告書を読ませていただきます。

本委員会に付託された議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

会議月日及び会場、平成29年9月13日、南伊豆町役場3階議場にて。

会議時間は、記載のとおりです。

委員会の出席状況は、委員長以下記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した当局職員は、町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1、議第61号 南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について。

問 この条例はマイナンバーカードは必要となるか。

答 マイナンバーカードは必要となります。

問 言い託すように、年金のみの方が町だけに申告等できるのか。

答 個人番号をもって、申告を必要にすると思われる。

問 この条例を活用できる手続とは何か。

答 子育てワンストップサービス等で必要になることが予想される。今後は、広報等で町民の方へ周知を行っていく。

問 他市町では住民票等のコンビニ交付ができるが、南伊豆町としてはどうか。

答 検討しているが、システム整備等が高額になるため、費用対効果的に採用は難しい。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

まず、委員会報告に反対者の許可をいたします。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第61号は委員長報告のとおり可決することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議第73号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第73号 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 谷 正君登壇]

○予算決算常任委員長（谷 正君） 改めておはようございます。

平成28年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第73号 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

めくっていただいて、一般会計につきましては9月12日と13日、2日間にわたって審査を行いました関係で、順次報告させていただきます。

開催月日及び会場、平成29年9月12日、南伊豆町役場議場。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりで、委員総数10名であります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

続きまして、9月13日の報告をいたします。

開催月日及び会場、平成29年9月13日、南伊豆町議場。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりで、委員総数10名であります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のために出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目、委員会決定、順次、順に朗読させていただきます。

議事件目、付託件目、議第73号 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1 款議会費、2 款総務費及び関連歳入についてでございます。

問い、答えという形で報告させていただきます。

問 職員研修費、業務委託料でマイナンバー研修の内容について。

答 当たり前のことに1つプラスすることで、業務形態検知などが上がるという研修内容に、気が引き締まるという受講者のアンケート結果が報告された。

問 財政運営には弾力性、計画性が求められるが、運営視点については。

答 経費節減に努めるとともに、将来事業（財政需要）のため、予算の許す限り財政調整基金に積み立てる。

問 訴訟代理人業務委託料、法律相談委託料について。

答 訴訟代理人業務委託料は、国立公園に関係したものである。移住・定住ビジターセンター関連は法律相談委託料で、顧問弁護士で対応した。

問 町政アドバイザー報酬、政策アドバイザー報酬について、その効果などは。

答 東京都杉並区顧問2人に、海外（台湾）教育旅行のアドバイスを受け、成功裏に実施した。

問 財産目録のうち、和太鼓の使用、管理などは。

答 賀茂の和太鼓まつりで活躍したが、後継者がなく、一部を交流がある御殿場市の社会福祉法人富岳会に寄贈する予定である。

問 光ファイバー網整備事業について、接続件数、影響効果や未接続地域への今後の対応について。

過疎指定されている南伊豆町でもより条件不利地域に対して、国・静岡県に優先整備を求める。

答 南伊豆町62局地域が対象地域で、7月末現在で776件、22.8%の接続済みである。今後の事業効果を期待する。南伊豆町62局以外の接続設備については、民間事業者の採算性により不透明。今後、町民の平等であるべきとの考えで検討する。

問 移住・定住ビジターセンター活用が中止された町内施設の現状などについて、開設の経緯、仲介業者等の責任や瑕疵物件に対しての税金の支出などについては。

答 所有者から一部修繕が求められ、現在協議中である。修繕は旅館業法適用の修繕である。仲介は神奈川県が業者が仲介者である。移住・定住事業の推進を下賀茂商店街の活性化につなげる。

意見としまして、話し合いでの解決を求める。移住・定住政策の推進上、幅広い議論と伝統の必要性、下賀茂商店街に焦点を当てた取り組みの推進の必要性という点がございました。

問 C C R C（仮称）ミナミイズ温泉大学構想と、総務省認定の内容について、（仮称）ミナミイズ温泉大学と冠するのであれば、能登半島先端珠洲市に金沢大学が展開する能登学舎の取り組みを参考にすべきではないか。

答 国が進めるシニアタウンパラダイス、アクティブシニア、若者や移住者など多世代にわたる取り組みで展開する。新しいタイプの生涯活躍のまちを含む地域再生計画を国に提出し、生涯学習のまち形成支援チーム対象自治体に追加された。空き家バンクリフォーム助成件数は10件の利用があった。

問 源泉購入費について、公有財産目録に記載がないが、源泉・鉱泉地であり記載すべきである。

答 地熱事業のボーリング調査のため、休止井を購入したものである。年度末までに取り扱いを確定する。

問 地方創生政策アドバイザー報酬の内容は。

答 地方創生加速化交付金事業から支出している。生涯活躍のまちづくり事業で大学教授などの報酬等である。

問 ふるさと納税について、総務省からの返礼に対する減額通知が出されたが、対応内容などに対してペナルティーはあるのか。

答 なるべく早くとの内容で特にペナルティーについては触れていない。

問 ミナミイズ人と経済活性化推進協議会の内容、構成、事務局体制や成果については、協議会が取り組むふるさと納税の返礼品の町内外比率は。

答 協議の内容は、お試し移住事業運営、ふるさと寄附金返礼品の一部事業の開拓や、町の経済活性化推進のため、NPO未来塾、大工組合、商工会、観光協会、中木浜渡し組合、商工会青年部、下田青年会議所や、いしい林業で構成され、事務局は地方創生室である。返礼品の比率は町内4%、町外96%である。

問 健康づくりプロジェクト調査研究について、その取り組み内容は。町民に対しアンケート結果の報告、公表は。

答 早稲田大学にアンケートの分析を依頼して、町内3地区を対象に健康づくりの事業展開を行う。アンケート報告などは検討する。

問 メール配信システム利用についての町民への周知徹底は。防災ヘリコプター運用のための常設ヘリポートの設置の考えは。現在の静止画津波監視画像を動画津波監視システムへの配信対応の考えは。

答 メール配信の周知徹底は、各種講習会などで啓発、周知する。常設ヘリポートについては、その設置基準が厳しいのがネックとなっている。動画津波監視システムへの切りかえは、サーバーなどの容量により難しい。

3款民生費及び関連歳入について。

問 災害援護資金貸付金元利収入については、過去の災害の貸し付けであるので、多くの関係者が高齢化や死亡等となっている、ここへ、るを入れてください。

答 欠損処分の検討を考えている。

問 緊急通報システム利用者をふやす取り組みの考えは。食事サービスの実施内容の説明を求める。

答 現在、55台中33台使用され、余裕があるので、民生児童委員やケアマネジャーに啓発をお願いし、申請基準の見直しの検討後、利用拡大を図る。食事サービスは68人で8,897食であるが、年々減少している。利用の拡大を検討中である。

問 子育て支援の今後の展開は。

答 現在、中学生までの医療費扶助を行っているが、来年度、高校生まで拡充することを

検討している。

4 款衛生費及び関連歳入について。

問 虫歯予防とフッ素洗口についての内容は。

答 現在、南伊豆町立東小学校1、2年生でモデル事業として実施している。他学年の実施は検討中である。

問 おたふく風邪に対するワクチンの接種は。

答 安全性の高いワクチンが開発されておらず、接種対象にはなっていない。

問 清掃役務費のごみ持ち込み手数料の内訳は。分別廃棄物売却費の内訳は。

答 清掃センター定期修繕のため、近隣自治体に引き取ってもらった。資源物は安藤紙業、栄協、廃油は静岡市の会社に売却。

5 款農林水産業費及び関連歳入について。

問 吉祥町有地管理委託料の内訳や事業の費用対効果の検討は。

答 体験農園74万9,412円、特定農地39万5,388円の支出であるが、体験農園のある体験農園収入が9万8,560円である。特定農園の取り組みや農地保全耕耘草刈りやコットンプロジェクトとなっている。取り組みの請負は、伊豆地域有機農業推進協議会が行っている。

問 環境保全型農業直接支援事業の内容について、請負業者のJASなどの認定取得の有無は。

答 低農薬農業実施に10アール当たり8,000円を補助する。請け元は、伊豆南有機農業協議会でJAS、JGAPの認定は取得していない。

問 青年就農給付金事業対象者の事前研究先と研修先の資格内容は。

答 イチゴは鈴木農園。露地栽培はマザーアース。鈴木農園、マザーアースともに認定農業者であり、鈴木農園は農業経営者。マザーアース、有機農業協議会は代表者が同一である。

問 有害鳥獣対策事業について、被害申告が多く寄せられているので、対策の強化、狩猟免許の更新時の補助制度新設を。南伊豆町職員の免許取得の推進を。自治体境へのフェンスの設置。箱おりの町内製造業者への発注強化。埋設、焼却処理の南伊豆町の対応は。担当職員の増員、拡充について。有害鳥獣駆除隊の創設。

答 捕獲実態に合った補助制度を検討する。広域会議等で連携している。

意見として、日野のヒマワリ畑の栽培強化を要望する。

問 南上プールの開設期間の延長を。

答 ライフセーバーの設置期間の延長を検討。

問 青野八木山線の事業推進、進捗状況は。

答 松崎町側は開通。平成29年度は、南伊豆町内では、松崎町側と南伊豆町側の両方から工事施工の予定。来年度開通予定である。

6 款商工費及びその関連歳入について。

問 差田町有地への誘致、進出した企業（タカラゲン）のその後進捗状況は。土地の売買金額は。

答 静岡県へ開発行為の申請準備中で、平成31年3月から4月に操業予定である。売却金額は4,856万1,500円である。

問 南伊豆・下田がんバル事業実施はどのくらいか。

答 平成28年7月1日から8日間で合計150件、下田市105件、南伊豆町45件で5,600人である。

問 荒廃地の環境美化推進について。

答 個人の土地の美化は、その所有者の責任で。景観条例などの対応も考えられる。

問 町内温泉の指定管理者の公募条件は。

答 指定管理期間は5年間で、応募は地元、個人でも可能である。プロポーザル審査としている。

7 款土木費及び関連歳入について。

問 我が家の専門家診断と住宅リフォーム振興事業の重複活用は。

答 別個事業のため、合算できない。

問 ブロック塀等耐震改修の普及については。

答 セットバックの必要が出てくるとネックとなる。高さ等で改修も可能となる場合がある。

問 成果説明書、工事費明細書に施工箇所等を詳細に記述すべきではないか。

答 検討し、来年度に反映させる。

問 ガードパイプの破損箇所の修繕やグレーチングや集水ますの点検や土砂の撤去は。

答 2カ月ごとの定期巡回点検と地元区長要望で対応している。ガードパイプの修繕は順番に実施する。

問 景観形成ガイドプラン事業の実施内容と条例検討は。

答 町内全戸へのアンケート実施、条例検討は県が先行している。南伊豆町も検討する。

問 看板設置規制の強化の影響をどのように考えるのか。

答 地元説明会への実施。電柱については、今後の方針を検討する。

問 青野川ふるさと公園遊具が好評で、近隣の市からも来町している。増設の検討を河川管理者である静岡県と協議の考えは。

答 活況を呈し、順番待ちの状態であるが、今後の検討課題としたい。

8款消防費及び関連歳入について。

問 松崎町選出の消防組合議員から、消防組合負担金に不公平感があるという意見があるが、どのように考えているのか。

答 設置規則に基づき、人口割、均等割で算出している。

9款教育費及び関連歳入について。

問 下田高校南伊豆分校は、町内唯一の高等学校であり、その生徒の研究発表は全国的にも優秀と思う。しかし、財政的に厳しい面が見られるので、財政支援をどのように考えているのか。

答 地元の高校を守るために何としても頑張りたい。後援会費など、財政支援については検討する。

問 川根本町では、地元高校に対して給付型奨学金を創成しており、本町でも支援を。三重県多気町相河高校の取り組み事例を参考に、県とともに推進を。

答 卒業などの事業展開などについて検討したい。

問 教育に関する基準財政需要額は、学級数などが関係してくるが、その算出方法とその金額は。

答 平成29年度地方交付税で、小中学校その他で計2億3,000万円、小中学校費は約2,970万円である。

問 外国語教育強化への対応は。

答 中学校の英語教師の小中学校の業務体制ほか、小学校に中学校英語免許を持つ教員の配置を検討。

問 吉田町の夏休みの短縮導入の認識と、町内小中学校へのエアコン設置の考えは。

答 吉田町の事例は、パイロット事業的なものとする。総合的な検討が求められる。エアコン設置については、教育現場を調査の上、検討課題とする。

10款災害復旧費及び関連歳入について。

質疑または意見要望事項はなかった。

11款公債費、12款予備費及び関連歳入について。

質疑または意見要望事項はなかった。

一般会計については以上です。

○議長（齋藤 要君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

本決算は、梅本町政最終年度の決算であります。

ご承知のように、梅本町政は、4年前発足当初、議会に諮ることなく、発足直後から三井不動産に地熱発電開発事業申請を要請、下賀茂温泉旅館組合や地元区などの合意が得られていない中で国に事業申請をするという、異常な地熱発電事業推進を進めました。今決算年度中には3度目の地熱発電事業掘削事業が淘汰され、後、減額補正されましたが、事業合意を得られていない事業により静岡県温泉審議会に審査申請さえできない状況に追い込まれたためであります。

こうした強引な姿勢は町政の多くの分野で見られました。移住・定住事業の目玉である下賀茂商店街へのビジターセンター開設では、およそ使用に耐えない廃ホテル物件の賃貸借契約を行い、火災報知器まで設置しながら総額約700万円余の税をつぎ込むものの、1年半ほど使用、活用がなく、契約を打ち切りという事態を招きました。

こうしたもとでの職員の皆様の心労、苦労を推しはかると耐えがたいものがあります。こうしたもとでも、財政運営が至難なもとでしっかりと町財政の点でも最大限の努力をされたことを評価するものであります。

また、ほかの事業で、C C R Cの問題が地方創生事業の目玉であります。当初の国が推進するC C R C事業と内容は、事態が進む中で町民本位のもとにきている点は注目したいと思えます。

生活分野、特に中山間地域の我が町で、イノシシ、鹿等の野生獣被害がかなり多く、その対策を求める声は町内全域に及んでいます。さらに、遊休農地や荒廃地域が広がる中で、その対応が求められております。農林水産事業分野の事業費配分が求められ、精査されること

を求めるものであります。

こうした点を指摘しながら、職員の皆様の努力、配慮もあり、ふるさと公園の遊具設置や、南伊豆中学校下のバス停設置、さらに画期的な病児保育の実施などが今決算年度中に実施されました。保育定員の余裕がある我が町では、今後、地域づくりの重要なベースとなっていくわけですが、こうした点での子育て支援政策をさらに拡大することが求められます。

高齢者に対しては、配食サービスが依然として高い水準、質的にも高い水準が、これが維持をされ、さらに拡大をすることが答弁されました。高齢者には福祉施策の拡充とともに、生きがいを創出して、健康寿命、生涯現役のまちづくりの推進が求められるものであります。

また、コシヒカリのルーツの町、イセエビの水揚げが優秀なこの町の海、山の魅力を持つ南伊豆町の工夫と力強い取り組みで一層磨きをかけて、住みよいまちづくりを進めることを新年度予算に向けて期待をし、進言をするものであります。

私自身も非力ながら力を尽くしていくことを表明して、今決算に対する反対の意見とさせていただきます。

○議長（齋藤 要君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第73号は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第73号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議第74号～議第76号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第74号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第76号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 先ほどの一般会計と同様に、朗読をもって委員長報告を行います。

本委員会に付託された平成28年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、次のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

先ほどと同様、議事件目、付託件目、委員会決定と朗読します。

議第74号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第75号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第76号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審査の開催月日及び会場、29年9月13日、南伊豆町役場議場。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおり、委員総数10名であります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

審議中にあった質疑または意見要望等。

議第74号 平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

問 人間ドックの対象年齢などは。

答 40歳から75歳未満で、国民健康保険加入者が該当。

議第75号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

問 介護保険ボランティアポイント事業の内容と啓発について。

答 お達者ポイント事業で平成28年度48人、平成29年度61人が活動し、担い手要請を継続して事業啓発を行う。

問 介護保険制度の改正により介護報酬の切り下げの影響は。

答 改定の結果はこれからであり、第7期介護保険事業計画策定の準備を進める。

議第76号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

質問、意見はなかった。

以上であります。

○議長（齋藤 要君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をしてください。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議第74号議案の委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第74号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第75号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第75号 平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の意見をしますが、この内容は介護保険制度そのものであり、介護保険そのものが、負担あっても介護なしと言われるような状況が全体としてあるということでもあります。ただし、つけ加えて言えば、南伊豆町の現場担当のところで非常に努力して、こうした制度上の不備あるものの、これをカバーする取り組みをされているということで、最近発表されたお達者度、健康寿命等に関して南伊豆町、若干順番を下げておりますが、人口少ない地域で不慮の死があった場合にこうしたことはよくあるもので、引き続き健康寿命、お達者度、これを延ばすために取り組まれることを、また、その評価をしながら私の反対討論とさせていただきます。

○議長（齋藤 要君） 次に、議第75号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第76号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第76号 平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

これは、後期高齢者医療制度のこれを改廃を求める、制度の矛盾に言及するものであります。

以上でございます。

○議長（齋藤 要君） 次に、議第76号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決をします。

議第74号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決します。

議第75号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第75号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

採決します。

議第76号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第76号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議第77号～議第80号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第77号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第80号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 委員長報告を行います、議第77号、議第78号、議第79号及び議第80号までを一括で報告をさせていただきます。

本委員会に付託された平成28年度南伊豆町の各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、次のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、委員会決定と朗読させていただきます。

議第77号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第78号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第79号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第80号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

委員会の開催月日及び会場、平成29年9月13日、南伊豆役場議場。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおり、委員総数10名であります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

審議中にあった質疑または意見要望事項等。

議第77号 平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

質問、意見はなかった。

議第78号 平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

質問、意見はなかった。

議第79号 平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

意見、質問はなかった。

議第80号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

質問が、問いとして、石廊崎土地貸付料に関して、現況と今後は。

答 2件あったが、平成28年度で終了である。

以上であります。

○議長（齋藤 要君） 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をしてください。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑はありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第77号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第77号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第78号議案の委員会報告に反対者の許可をいたします。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第78号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第79号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第79号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第80号議案の委員会報告に反対者の許可をいたします。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、議第80号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

採決をします。

議第78号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
採決します。

議第79号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。
採決します。

議第80号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議第81号～議第84号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第81号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第84号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 議第81号、議第82号、議第83号、議第84号、さきの特別会計と同様、一括で報告させていただきます。

本委員会に付託された平成28年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、次のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。
議事件目、付託件目、委員会決定と朗読させていただきます。

議第81号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第82号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第83号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第84号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。開催月日及び会場、平成29年9月13日、南伊豆町役場議場。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりであり、委員総数10名であります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のために出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第81号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

質問、意見はなかった。

議第82号 平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

質問、意見はなかった。

議第83号 平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

意見、質問はなかった。

議第84号 平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

質問、意見はなかった。

○議長（齋藤 要君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、議会を再開いたします。

○予算決算常任委員長（谷 正君） 失礼しました。お待たせしました。

議第81号から84号で個別の質問等はありませんでしたが、いわゆる公共下水道と漁業排水

事業についてのトータルの考えの中で、質問として、人口減少の中でいわゆる負担が重たくなっているよと。その中で、管理方法等の検討を求めるといふご質問がありました。

答えに対しては、ほかの自治体の例を参考に検討する。それから、漁業集落排水事業と公共事業では、公共下水道事業が国交省の管轄、それから漁業集落排水事業については農林水産漁業との別個の所管事業であるので、今後、国に改善の要望をしたいという答弁がございました。

以上でございます。失礼しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（齋藤 要君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をしてください。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第81号議案の委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、議第81号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、議第82号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、議第82号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、議第83号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、議第83号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、議第84号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、議第84号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

採決します。

議第82号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

採決します。

議第83号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

採決します。

議第84号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議第85号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第85号 平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 谷 正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷 正君） 議第85号の委員長報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、審査の結果、次のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、委員会決定と朗読させていただきます。

議第85号 平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成29年9月13日、南伊豆町役場議場。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりで、委員総数10名であります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議第85号 平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

質問、水道会計の収支内容と今後の見通しは。

答 繰り入れを引くと赤字である。稼働率は現在48%で、2,000トンの余裕があり、規模縮小も検討する。

問 老朽化対策は。

答 計画的に対応する。

問 簡易水道の漏水対策のおくれは。過剰な人員削減ではないのか。

答 最小人員で対応せざるを得ないが、検討する。

以上であります。

○議長（齋藤 要君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第57号 南伊豆町教育長の任命についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（齋藤 要君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

平成27年7月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、これまでの教育委員長と教育長を一本化した教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する任期3年の新教育長を首長が任命することに改正されました。

施行日である平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまでの在職するものとし、徐々に新体制制度に移行していくこととされたことから、当町においては、現教育長である小澤義一教育長の任期が本年9月26日をもって満了となるため、新たに教育長を任命するものであります。

このたび、小澤教育長の後任となる南伊豆町湊在住の佐野薫氏は、人格も高潔で、教育、文化に識見を有し、教育長として適任者であるほか、前任者同様に元学校長の立場から町教育行政の発展に寄与していただけると確信いたします。

佐野薫氏の履歴につきましては、別紙でご案内のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第57号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤 要君） 議第87号 監査委員の選任の同意についてを議題とします。

この案件につきましては、地方自治法第117条の規定によつての退席を求めます。

長田美喜彦君の退席を求めます。

[5番 長田美喜彦君退場]

○議長（齋藤 要君） 朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第87号の提案理由を申し上げます。

監査委員は地方公共団体の財務等に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理等を監査するため、地方自治法第180条の5第1項の規定に基づき置かなければならない執行機関であります。

このたび、議会選出の監査委員である齋藤要議員から平成29年9月22日付をもって辞職願が提出され、これを受理いたしました。このため、その後任として長田美喜彦議員の選任同意をいただきたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきご提案申し上げます。

なお、齋藤議員におかれましては、平成19年8月の就任以来10年余り、監査委員として職務に精励していただきました。この場をかりて、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

長田美喜彦議員の履歴については、別紙のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ただいま退席中の長田美喜彦君の入場を求めます。

〔5番 長田美喜彦君入場〕

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（齋藤 要君） 発議第1号 地方議会議員の道路財特法の規定に基づく特例措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は比野下文男君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

比野下文男君。

〔2番 比野下文男君登壇〕

○2番（比野下文男君） 発議第1号 地方議会議員の道路財特法の規定に基づく特例措置の継続を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月26日提出。

南伊豆町議会議長 齋藤要様。

提出者、南伊豆町議会議員 比野下文男。

賛成者、南伊豆町議会議員 長田美喜彦、同じく渡邊哲、同じく稲葉勝男、同じく清水清一、同じく横嶋隆二、同じく漆田修、同じく谷正、同じく渡邊嘉郎、同じく加畑毅、同じく齋藤要。

提案理由。道路財特法の規定により、地方公共団体に対する国の負担または補助の割合が特例措置として平成29年度末が期限と定められており、この措置が期限切れとなった場合、道路整備にかかわる地方負担が増加し、事業の進捗がおくれることが懸念される。よって、この措置に関し継続することを強く要望する意見書を提出するものです。

内容は朗読をもってかえさせていただきます。

道路整備にかかわる補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は町民が安全・安心な暮らしや持続的な地域経済の成長を支えるとともに、災害時には町民の命を守るライフラインとして機能するなど、町民生活になくてはならない貴重な社会基盤である。

現在、道路事業においては、道路整備事業にかかわる国の財政上の特例措置に関する法律（以下、道路財特法と言う）の規定により、地域の高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げを行い、道路整備に対する格別な配慮がなされているが、この措置は平成29年度末までの期限措置となっている。

来年度以降補助率の引き下げになれば、実施予定の交付金事業に影響し、費用の負担が大きくなってしまう。町民の安全・安心な暮らしや持続的な地域経済を支えていくには安定的な予算の確保が必要である。

よって、国においては来年度以降も着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1、持続可能な地域社会を支えるため、道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
 - 2、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日。

衆議院議長、大島理森殿。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先、衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、伊達忠一殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿、国土交通大臣、石井啓一殿。

以上です。

○議長（齋藤 要君） 趣旨説明を終わります。

本案は全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので、採決をします。

お諮りします。

発議第1号に原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（齋藤 要君） 日程第19、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長を初め、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、会議の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の審査、調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（齋藤 要君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付をしたとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成29年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年 9 月議会定例会審議結果

議案番号	件 目	議決年月日	結 果
報第 5 号	平成28年度南伊豆町健全化判断比率について	9月7日	報 告
報第 6 号	平成28年度南伊豆町資金不足比率について	9月7日	報 告
議第57号	南伊豆町教育長の任命について	9月7日	原案可決
議第58号	南伊豆町行政手続条例の一部を改正する条例制定について	9月7日	原案可決
議第59号	南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月7日	原案可決
議第60号	南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	9月7日	原案可決
議第61号	南伊豆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について	9月26日	原案可決
議第62号	備品購入契約について（平成29年度緊急地震・津波対策等交付金可搬ポンプ付積載車購入）	9月7日	原案可決
議第63号	平成29年度石廊崎ジャングルパーク跡地内温室等解体工事変更契約の締結について	9月7日	原案可決
議第64号	平成28年度南伊豆町健康福祉センター建築工事変更契約の締結について	9月7日	原案可決
議第65号	平成28年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月7日	原案可決
議第66号	平成29年度南伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）	9月7日	原案可決
議第67号	平成29年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	9月7日	原案可決
議第68号	平成29年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	9月7日	原案可決
議第69号	平成29年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	9月7日	原案可決

議第70号	平成29年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9月7日	原案可決
議第71号	平成29年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	9月7日	原案可決
議第72号	平成29年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	9月7日	原案可決
議第73号	平成28年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第74号	平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第75号	平成28年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第76号	平成28年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第77号	平成28年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第78号	平成28年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第79号	平成28年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第80号	平成28年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第81号	平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第82号	平成28年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第83号	平成28年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第84号	平成28年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
議第85号	平成28年度南伊豆町水道事業会計決算認定について	9月26日	原案認定
議第86号	平成29年度石廊崎支線道路新設・改良工事（その2）契約の締結について	9月7日	原案可決